

◎即時通話地と準即時通話地

即時通話地は

足立、池上、板橋、世田谷、荻窪、蒲田、王子、田園調布、羽田、本田、落合長崎、松澤、赤羽及川崎、日吉の十五ヶ所であります。

即時接続地への通話は

自動局では(117番) } をお呼出し
手働局では(即時) } 下さい

準即時通話地は

江戸川、練馬、新宿、玉川、小岩、石神井、練馬北町、葛西、砧、六月町、千歳烏山及市川、川口、吉祥寺、横濱、鶴見、溝ノ口、中原の十八ヶ所あります。

準即時接続地への通話は

自動局では(118番) } をお呼出し
手働局では(準即時) } 下さい

◎電報の電話託送に就て

電話で電報が打てる

この便利な制度も、従来は電話加入者から豫め申請書を提出して、承認を得たものに限られておりましたが、これからはこの申請なしで、どの電話からでも自由に電報が打てる事になりました。

電報料金は

一般の電報と同様で、この外には託送料が三銭と度数料を加算されます。

料金支拂は

一ヶ月分を取纏め、翌月十日頃迄に加入者に通知されますから、加入者は電話の市外通話料と、一緒に最寄局へ納付すればよいのです。

託送電報の発信は

加入者や借電話の方は勿論、加入者の承諾を得れば、同居人でも近所の方でも出来ます、但し着信は従来通り申請をした加入者に限り取扱はれます。

託送電報の打ち方に

就ての詳細は巻末附録 55 頁にある電報の電話託送に就てを御覧下さい。

附 録 目 次

一、加入事務御案内(附書式使用方説明).....附録 3 頁

二、請 求 書 式.....附録 5 頁

三、電 話 加 入 區 域.....附録 20 頁

四、電 話 呼 出 區 域.....附録 20 頁

五、通 話 區 域 と 料 金.....附録 21 頁

六、電話に関する参考規定類.....附録 41 頁

イ、電話規則

ロ、電話通話規則

ハ、外地電話通話規則

ニ、日滿電話通話規則

ホ、船舶無線電話規則

ヘ、日華電話通話規則

ト、國際電話通話規則

チ、火災報知又ハ應急救護電話ニ關スル件

リ、電話番號簿廣告掲載規程

七、電報の電話託送に就て.....附録 55 頁

◆出火のとき消防署へのしらせ◆

出火のとき警鐘前に消防署に通知するには
 手働局加入者は……「火事」と云へば適當の消防署へつながります。
 自動局加入者は……「一一九」番へ(局番なしの三數字)。

尙消防署の「一一九」番では火事の間合
注意 せは一切受けませんから問合せに使用しない様に願ひます。

◆應急救護報知電話◆

救護を要する場合消防署に通知するには
 手働局加入者は……「救急車」と云へば適當の消防署へつながります。
 自動局加入者は……「一一九」番へ(局番なしの三數字)

注意 報知通話の出来るのは大體下記の様な事由で傷病者のあつた場合です。

- 1 交 通 事 故
- 2 水 火 災
- 3 學校、公園及各種運動競技場に於ける事故
- 4 工場又は大衆の集合せる場所に於ける事故
- 5 犯 罪 (現場警察官の要請ありたる場合に限り)
- 6 其の他の非常災害

公衆電話からは……上記の例に依り無料で通話する事が出来ます。
 通話所からは……其旨局員へ御申出あれば無料で支障ない限り
 最先順位でつながります。

◆本番號簿は毎年一回四月一日現在◆
 で編纂發行致します。

一、加入事務御案内

(附書式使用方説明)

1. 平素の異動は早目に届けて下さい。

直接電話に關係あることは勿論、下記各號の如きは平素其の都度届出づ置きませんと後日急を要する場合間に合はぬことが生じます。

- (イ) 住所移轉せるとき……………46號書式
- (ロ) 住所又は設置場所町名番地改正…47號書式
- (ハ) 届出済印章紛失(特に早く) ……45號書式
- (ニ) 改姓、名せるとき……………49號書式
- (ホ) 相續ありじと

(1)死亡に因るもの	(相續後三月を越えると加入取消とする)	……………12號書式
		……………11號書式
(2)其他に因るもの	(相續後三月以内に限り料金免除の特典あり)	……………11號書式
		……………11號書式
- (ヘ) 法人

改稱せるとき…………… 46號書式	合併せるとき……………12號書式	組織變更せるとき……………49號書式	代表者變更せるとき……………51號書式

2 新規架設の申込時期は毎年一回です。

官公署、公益事業用のものは年中申込に應じますが、其の他のものは概ね四月頃募集します。

臨時電話(冠婚葬祭、賣出し等短期使用に適するもの)の申込は年中無休で最寄電話分局でも受けれます。

- (イ) 官公署、公益事業用の申込には

(1)一般に必要とするもの……………1號及2號書式	(2)準法人の申込なれば(1)の……………外7號8號	……………6號書式
		……………6號書式
		……………6號書式
- (ロ) 前項以外用の申込……………用紙は募集期に交付します。

3. 加入名義の書換

電話を賣買又は擔保金融等の爲加入名義の書換をするのには、従來は加入讓渡承認請求書(10號書式)を差出し承認を得るのでありましたが、昭和十四年一月からは

當事者の一方又は雙方が { 公認電話營業者 庶民信用無 金庫組合行社 用組 會 } 場合以外なるときは

特別の事由あるものを除くの外は其の請求を承認せぬこととなりました。

適正な取引の場合提出に要する書類は

- (イ) 加入讓渡承認請求書……………10號書式
- (ロ) 加入者讓渡説明書……………14號書式
- (ハ) (ロ)號記載事項を立證するに足る相當資料例へば兄弟間の取引なれば、戸籍謄本の類の如し。
- (ニ) 新加入者たるべき者の印鑑證明 (法人の場合は其の代表者のもの)
- (ホ) (=)號の印章押捺せる紙片(窓口にて用紙交付す遠隔地等の場合は刷形簿紙へ押捺添付も可)
- (ヘ) 讓受人が其の居所、住所、營業所等へ電話機の移轉を望むときは下記4項参照のこと

4. 電話機を移轉するには

(イ) 電話機は許可なくして加入者以外の者の所へ設置し又は移轉することは出来ません。

許可を受けるには { 無償貸与……………15號書式 有償貸與……………15號書式 } 事實を證明する各種資料添付のこと。

- (ロ) 同一建物又は構内の移轉は……………16號乙書式
- (ハ) 別棟又は別の(貸ビルの別)構内へは……………16號甲書式
移轉先が加入者の住所居所營業所等たることを証明する資料添付のこと
- (ニ) 加入者に於て設備維持する増設電話機ある場合は(ロ)(ハ)の外別に23. 24. 35. 26. 號書式の内一種を要す。

5. 電話機一時撤去

下記の場合に限り電話機を局に一時預けることが出来ます。

加入事務御案内

建物の修理改増築等に因るとき
 加入者長期不在なるとき
 轉居に際し架設場所未定の間
 其の他電話官署にて止むを得ずと
 認めるとき }19號書式

一時撤去中と雖も基本料、附加使用料は課せられます。

再び使用を望まるとき
 (1)一時撤去當時の場所へ復歸のとき20號書式
 (2)然らざるとき(移轉請求となるに付(4)を参照のこと)

6. 電話機械類の特殊装置に就て

電話機は一加入毎に(電話番號一箇毎に)普通電話機(壁懸機)壹箇を取付けることとし之を本電話機と稱します。

(イ) 本電話機普通機の代りに卓上機
 を希望のときは.....22號書式

(ロ) 卓上機を普通機とするには.....23號書式
 本電話機の外に一定數の電話機、電鈴、受話器の増設も出來ます。

(ハ) 増設電話機
 乙種(轉換器を用ふるもの)壹加入に付貳箇迄24號書式
 甲種(交換機を用ふるもの)通話上支障なき限度26號書式

増設電鈴、受話器(電話機壹箇毎に各壹箇迄)24號書式

一旦増設した機械類を撤廢せんとするとき28號書式

(ニ) 發信専用著信専用
 二箇以上の加入電話を同一の場屋にて使用さるゝ場合は請求により其の内壹加入を發信又は着信のみに使用の取扱をします。

取扱請求33號書式

同廢止請求34號書式

7 電話番號簿に就て

電話番號簿は加入者名、稱號等の五十音別を以て編纂されます。

一旦番號簿に掲載した事項は加入者や使用者に異動ない限り改めて請求なくも毎回其の通り掲載されますから殊更毎年請求替には及びません。

他人方に架設中のものは其の使用者名の掲載方を請求せぬ限り其の番號に付ては全然掲載致しません。

(イ) 稱號や職業の掲載を希望
 するときは.....37號書式

(ロ) 借電話使用者名を掲載する
 には.....37號書式

(ハ) 氏名稱號屋號等二箇所以上
 の掲載を望まるとき38號書式

(ニ) 同居者名をも掲載せんと
 するには.....37號書式

(但同居者たることを證する資料添付のこと)

8. 其の他の御注意

(イ) 諸届書類の文字は正確明瞭に

(ロ) 加入者氏名は戸籍上のもに限ること

(ハ) 印鑑は印鑑證明を取り得るもの使用のこと

(ニ) 加入讓渡人の滞納料金をも納付せねばなりませんから豫め十分御用意のこと

(ホ) 請求書には可成高額の郵便切手を消印せず貼用のこと

(ヘ) 工事を要する請求は早目に差出さること

二、各種書式目次

(※印ノモノハ交附致シテ居リマス)

種別	書式番號
公益受理申請書	※ 一
單獨加入申込書	※ 二
共同加入制限距離外加入申請書	※ 三
共同加入相手方選定届	※ 四
加入種類變更請求書	※ 五
加入區域外加入申請書	※ 六
準法人加入申請書	※ 七
準法人代表者選定届	※ 八
準法人代表者變更届	※ 九
加入讓渡承認請求書	※ 一〇
加入申込讓渡承認請求書	※ 一一
加入入承繼届	※ 一二
加入讓渡許可申請書	※ 一三
加入讓渡説明書	※ 一四
電話機有償貸與許可申請書	※ 一五
電話機械移轉請求書(構外)甲	※ 一六
電話機械移轉請求書(構内)乙	乙甲
電話機設置場所變更許可申請書	※ 一七
加入申込中ノ電話機移轉請求書	※ 一八
電話機械一時撤去請求書	※ 一九
電話機械取付請求書	※ 二〇
附屬物品移轉請求書	※ 二一
卓上電話機裝置請求書	※ 二二
卓上電話機裝置廢止請求書	※ 二三
乙種電話機增設請求書	※ 二四
受話器電鈴增設請求書	※ 二五
加入者維持乙種電話機增設(變更)請求書	二六
甲種電話機增設(變更)請求書	二六

種別	書式番號
電話機接續(變更)請求書	二七
增設電話機廢止請求書	二八
接續電話機廢止請求書	二九
二加入共通乙種電話機增設請求書	三〇
乙種電話機裝置變更請求書	三一
電話機械類供給申請書	三二
工事竣工届	三三
發信專用裝置請求書	三四
潛信專用裝置請求書	三五
同 廢止請求書	三六
代表番號取扱請求書	三七
電話番號簿特種無料掲載請求書	三八
同 他人名義掲載請求書	三九
同 重複掲載請求書	四〇
同 (他人名義掲載)廢止請求書	四一
同 重復掲載申請書	四二
同 廣告掲載申請書	四三
同 度數料輕減申請書	四四
同 納付責任者選定届	四五
同 納付責任者變更届	四六
同 鑑 届	四七
改印 届	四八
住所變更届	四九
町名番地變更届	五〇
追加 使用者變更届	五一
削除 改稱 届	五二
氏名訂正願	五三
法人代表者變更届	五三
成年 届	五三
法人解散(破産)届	五三

種別	書式番號
取消請求書	※ 五四
市外通話用市內專用電話使用(變更)願	※ 五五
同 承繼 届	五五
市外通話用市內專用電話(承繼)願	※ 五六
同 廢止 届	五七
臨時電話加入申込書	五八
同 繼續請求書	※ 五九
同 繼續請求書	※ 六〇
附屬品 移轉請求書	六一
增設電鈴 移轉請求書	六一
加入取消請求書	六二
電話料金還付請求書	六三
增設電話交換取扱者採用(變更)届	六四
宅内電話交換取扱者養成委託書	六五

第一號書式

公益受理申請書

別紙加入申込ニ對シ電話規則第十九條ノ規定ニ依リ特ニ御受理相成度此段及申請候

年 月 日

住 所

申請者名印

東京都市通信局長殿

記

電話機設置場所

區 町

番地

申請者ノ資格

電話ヲ必要トスル理由

既設電話ノ有無

一日ノ平均通話見込數

過去二年間ニ於テ加入ノ談渡又ハ電話機設置場所變

更ノ有無及若シアルトキハ其ノ理由

記事

第二號書式

單獨加入申込書

電話規則ニ遵ヒ單獨加入トシテ加入致度此段及申込候

追テ開通ノ上ハ電話ニ關スル法令ニ基キ加久者タモイ責

務ヲ研受可申候

年 月 日

住 所

區 町

番地

申請者名印(振假名ヲ附スルコト)

東京中央電話局 御中

請求書式

記

- 一、職 業
- 二、電話機種別 普通機 卓上
- 三、電話機設置場所 區 町 番地
- 四、使 用 者

第三號書式

共同加入制限距離外加入申請書

左記ノ場所ニ於テ電話規則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ制限距離外共同加入トシテ御許可相成度此段及申請候

年 月 日

住 所

申請者名(印)

東京都市通信局長 殿

記

一、電話機設置場所

加入者ナルトキハ

現設置場所

二、相手方ノ電話機設置場所

加入者ナルトキハ

三、制限距離外加入ヲ必要トスル理由

電 話 番 號

局 番

電 話 番 號

局 番

電 話 番 號

局 番

第四號書式

共同加入相手方選定届

左記ノ通相互ニ相手方ヲ選定致候條此段及御届候

年 月 日

住 所

加入者名

住 所

加入者名

東京中央電話局 御中

印

印

記

電話番號	加入者名	電話機設置場所

第五號書式

注意 單獨加入ヲ共同加入ニ種類變更ノ者ハ規定ノ設備費ヲ納付スルニ非ザレバ再ヒ單獨加入ニ復帰スルコトヲ得サルコトナルモ異存ニキ留附記スルコト

加入種類變更請求書

左記ノ共同加入ヲ單獨加入ニ種類變更相成度此段及請求候
追テ電話番號ハ變更セラルルモ異存無之候

年 月 日

住 所

加入者名

東京中央電話局 御中

記

一、加入種別

二、電話番號

三、電話機設置場所

印

第六號書式

加入區域外加入申請書

左記ノ場所ニ於テ電話規則第四條第二項ノ規定ニ依リ加入區域外加入トシテ御許可相成度此段及申請候

年 月 日

住 所

申請者名

東京都市通信局長 殿

印

請求書式

- 一、電話機設置場所
- 二、加入者ナルトキハ（電話番號）現設置場所
- 三、區域外加入ヲ必要トスル理由

第七號書式

準法人加入申請書

電話規則第六條第二項ノ規定ニ依リ加入致度ニ付特ニ御承認相成度關係書類添附此段及申請候

年 月 日
住 所
準法人名
右代表者名印
東京中央電話局 御中

關係書類

- 一、社寺、學校組合又ハ團體ニシテ地方長官其ノ他ノ關係官公署ニ於テ設立許可セル證明書添附スルコト
- 一、法人ト同様ナル繼續ノ組織ヲ有シ其ノ存在ヲ官公署ニ於テ證明シタル證明書ヲ添附スルコト

第八號書式

準法人代表者選定届

別紙加入申請中ノ準法人ニ付左記ノ通り代表者ヲ選定致候條關係書類添附ノ上此段及御届候
追テ料金納付其ノ他一切ノ責務ハ代表者ニ於テ引受可申候

年 月 日
住 所 區 町 番地
準法人名
代表者名印
東京中央電話局 御中

記

- 一、代表者名
- 二、代表者ト準法人トノ關係
- 三、代表者ノ住所 區 町 番地
- 四、代表者ノ職業

第九號書式

準法人代表者變更届

左記ノ通代表者ヲ變更致候ニ付關係書類添付此段及御届候
追テ舊代表者ノ有シタル一切ノ權利及義務ハ新代表者ニ於テ引受可申候

年 月 日
住 所
準法人名
舊代表者
新代表者
東京中央電話局 御中

- 一、電話番號
- 二、電話機設置場所

第十號書式

加入讓渡承認請求書

三、加入印紙
三、加入印紙
三、加入印紙
三、加入印紙

電話番號 局 番
加入者名
電話機設置場所
及電話使用者
新加入者ノ電話機設置場所
區 番地 區 番地

右加入

當事者連署ノ上此段及請求候

追テ御承認ノ上ハ新加入者ニ於テ舊加入者ノ有シタル一切ノ權利及義務ヲ承繼スルハ勿論電話ニ關スル法令ニ基キ加入者タルノ責務ヲ引受ケ可申候

年 月 日
住 所 區 番地 方
舊加入者
住 所 區 番地 方
新加入者（振假名ヲ附）
職 業（簡明ニ）

東京中央電話局 御中

尙從來請求ニ係ル特殊事項ニ就テハ左記ノ通致度電話機使用者ハ
ニ有之候

特 殊 掲 載 承繼 廢止	增設電鈴 承繼 廢止	證印
卓上本電話機 承繼 廢止	增設受話 承繼 廢止	證印
局設備增設電話機 個承繼 廢止	供給機械 承繼 廢止	
加入者維持乙種增設電 承繼 廢止		

甲種増設及接續電話ニ對シテハ別途繼續又ハ廢止手續ヲ了シタル上本書ヲ提出セラレタシ

御 注 意

- 一、本書ハ一加入毎ニ提出セラレタシ
- 一、新加入者ノ印鑑證明書及其ノ印ヲ押捺セル印紙（窓口ニテ交付ス）ヲ添付セラレタシ
- 一、新加入者ガ隱居又ハ入夫婚姻等死亡以外ノ事由ニ因リ其ノ家督相續人ニ加入ヲ讓渡セントスル場合其ノ事實發生ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ請求ノモノハ名義變更料ヲ要セズ

第十一號書式

注意 (一) 郵便切ハ消印又ハ汚損セザルコト
 (二) 舊加入申請者ノ印鑑及ナキトキハ新タニ届出ヲ要ス
 (三) 新加入申請者ノ印鑑證明書及印鑑ヲ添付スルコト

電話加入申込讓渡承認請求書

明治
 昭利
 年度 番加入申込者

電話機設置場所 區 町 番地 方

右加入申込ヲ
 度當事者連署ノ上此段及請求候
 追テ御承認ノ上ハ新加入申込者ニ於テ舊加入申込者ノ有
 シタル一切ノ權利及義務ヲ承繼スルハ勿論電話ニ關スル
 法令ニ基キ加入者タルノ責務ヲ引受可申候

年 月 日

住所 區 町 番地

舊加入申込者名印

住所 區 町 番地

新加入申込者名印

東京中央電話局 御中

尙本加入申込讓渡御承認ノ上ハ加入申込年度順番繰下ト
 相成候儀ハ承仕候

追テ電話機設置場所ハ左記ノ通り變更相成度候

新加入申込者名印

記

電話機設置場所 區 町 番地

第十二號書式

加入申込 承繼 届

電話 番 號 (申込年月日)

請求書式

加入申込者 名

電話機設置場所

右ノ加入申込ノ加入者ノ死亡ニ因リ承繼致候ニ付戶籍
 (登記) 謄本及印鑑證明書添付此段及御届候

追テ舊加入申込者ノ有シタル一切ノ權利及義務ヲ承繼ス
 ルハ勿論電話ニ關スル法令ニ基キ加入申込者タルノ責務
 ヲ引受可申候

年 月 日

住所 區 町 番地

職業

承繼者名(振假名ヲ附スルコト) 印

東京中央電話局 御中

第十三號書式

加入讓渡許可申請書

左記ノ加入ハ現在讓渡禁止期間中ナルモ加入ヲ讓渡致度ニ
 付特ニ御許可相成度關係書類添付此段及申請候

年 月 日

住所 區 町 番地

加入者名

東京都市通信局長 殿

記

一、電話 番 號

二、電話機設置場所

三、開通年月日

四、讓渡セントスル理由

五、讓受人 住 業 所 氏 名

第十四號書式

注意 (第五) 六項ハ場合ニヨリ別トスルモ祭支ナシ
 (第六) 本書ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキハ通話停止加入取消加入除名其
 他ノ制裁ヲ受ケルコトアリ

加入讓渡説明書

一、電話番號及加入者名 局 番

一、現在電話機設置場所 區 町 番地

一、新加入者ノ電話機設置場所 區 町 番地

右加入ニ對シ別紙ノ通加入讓渡承認請求書ヲ提出致シ候處
 右ハ左記ニ依ルモノニ有之候

昭和 年 月 日

住所 區 町 番地

舊加入者(印)

住所 區 町 番地

新加入者(印)

一、賣買 價格

二、仲介手数料

三、仲介者名

四、新加入者ニ於テ
 過去一ケ年以内
 ニ加入讓渡ヲ爲
 シタル件數

五、新加入者ニ於テ
 現在有スル電話
 番號及其ノ電話
 機設置場所

六、新舊加入者雙方
 ノ加入讓渡理由

局 番 區 町 番地

局 番 區 町 番地

第十五號書式

電話機他人方設置
 有償貸與許可申請書

電話規則第四條ノ二但書ノ規定ニ依リ電話機ヲ有償貸與
 致度ニ付御許可相成度此段及申請候

請求書式

昭和 年 月 日
住 所
加入者 印

東京都市通信局長殿

- 一、電話 番 號 局 番 番 地
- 二、現電話機設置場 所 區 町 番 地
- 三、現使用者名用 所 區 町 番 地
- 四、新電話機設置場 所 區 町 番 地
- 五、新使用者名 所 區 町 番 地
- 六、加入者ト使用者トノ關係
- 七、電話機設置場所
- 理由

第十六號書式甲

電話機械移轉請求書

注意
 移轉料三十圓
 増設電話機一ヶ三圓
 増設電話機二ヶ四圓
 増設電話機三ヶ五圓
 増設電話機四ヶ六圓
 増設電話機五ヶ七圓
 増設電話機六ヶ八圓
 増設電話機七ヶ九圓
 増設電話機八ヶ十圓
 増設電話機九ヶ十一圓
 増設電話機十ヶ十二圓
 増設電話機十一ヶ十三圓
 増設電話機十二ヶ十四圓
 増設電話機十三ヶ十五圓
 増設電話機十四ヶ十六圓
 増設電話機十五ヶ十七圓
 増設電話機十六ヶ十八圓
 増設電話機十七ヶ十九圓
 増設電話機十八ヶ二十圓
 増設電話機十九ヶ二十一圓
 増設電話機二十ヶ二十二圓
 増設電話機二十一ヶ二十三圓
 増設電話機二十二ヶ二十四圓
 増設電話機二十三ヶ二十五圓
 増設電話機二十四ヶ二十六圓
 増設電話機二十五ヶ二十七圓
 増設電話機二十六ヶ二十八圓
 増設電話機二十七ヶ二十九圓
 増設電話機二十八ヶ三十圓
 増設電話機二十九ヶ三十一圓
 増設電話機三十ヶ三十二圓
 増設電話機三十一ヶ三十三圓
 増設電話機三十二ヶ三十四圓
 増設電話機三十三ヶ三十五圓
 増設電話機三十四ヶ三十六圓
 増設電話機三十五ヶ三十七圓
 増設電話機三十六ヶ三十八圓
 増設電話機三十七ヶ三十九圓
 増設電話機三十八ヶ四十圓
 増設電話機三十九ヶ四十一圓
 増設電話機四十ヶ四十二圓
 増設電話機四十一ヶ四十三圓
 増設電話機四十二ヶ四十四圓
 増設電話機四十三ヶ四十五圓
 増設電話機四十四ヶ四十六圓
 増設電話機四十五ヶ四十七圓
 増設電話機四十六ヶ四十八圓
 増設電話機四十七ヶ四十九圓
 増設電話機四十八ヶ五十圓
 増設電話機四十九ヶ五十一圓
 増設電話機五十ヶ五十二圓
 増設電話機五十一ヶ五十三圓
 増設電話機五十二ヶ五十四圓
 増設電話機五十三ヶ五十五圓
 増設電話機五十四ヶ五十六圓
 増設電話機五十五ヶ五十七圓
 増設電話機五十六ヶ五十八圓
 増設電話機五十七ヶ五十九圓
 増設電話機五十八ヶ六十圓
 増設電話機五十九ヶ六十一圓
 増設電話機六十ヶ六十二圓
 増設電話機六十一ヶ六十三圓
 増設電話機六十二ヶ六十四圓
 増設電話機六十三ヶ六十五圓
 増設電話機六十四ヶ六十六圓
 増設電話機六十五ヶ六十七圓
 増設電話機六十六ヶ六十八圓
 増設電話機六十七ヶ六十九圓
 増設電話機六十八ヶ七十圓
 増設電話機六十九ヶ七十一圓
 増設電話機七十ヶ七十二圓
 増設電話機七十一ヶ七十三圓
 増設電話機七十二ヶ七十四圓
 増設電話機七十三ヶ七十五圓
 増設電話機七十四ヶ七十六圓
 増設電話機七十五ヶ七十七圓
 増設電話機七十六ヶ七十八圓
 増設電話機七十七ヶ七十九圓
 増設電話機七十八ヶ八十圓
 増設電話機七十九ヶ八十一圓
 増設電話機八十ヶ八十二圓
 増設電話機八十一ヶ八十三圓
 増設電話機八十二ヶ八十四圓
 増設電話機八十三ヶ八十五圓
 増設電話機八十四ヶ八十六圓
 増設電話機八十五ヶ八十七圓
 増設電話機八十六ヶ八十八圓
 増設電話機八十七ヶ八十九圓
 増設電話機八十八ヶ九十圓
 増設電話機八十九ヶ九十一圓
 増設電話機九十ヶ九十二圓
 増設電話機九十一ヶ九十三圓
 増設電話機九十二ヶ九十四圓
 増設電話機九十三ヶ九十五圓
 増設電話機九十四ヶ九十六圓
 増設電話機九十五ヶ九十七圓
 増設電話機九十六ヶ九十八圓
 増設電話機九十七ヶ九十九圓
 増設電話機九十八ヶ百圓

左記ノ通電話機械ヲ移轉相成度此段及請求候
 年 月 日 住 所
 加入者印

東京中央電話局 御中

- 一、電 話 番 號 局 番 番 地
- 二、電話機設置場所 現 在 區 番 地
- 移 轉 先 區 番 地
- 三、電話機本電話機 普通 局設備増設機械 普通 受話筒
- 卓上 局設備増設機械 卓上 受話筒

四、移轉希望月日 月 日
五、新設置場所ニ加入者供給配線ノ有無

第十六號書式乙

電話機械移轉請求書

左記ノ通電話機械ヲ移轉相成度此段及請求候
 年 月 日 住 所
 加入者名 印

東京中央電話局 御中

- 一、移 轉 ノ 別 邸宅構内 家屋内
- 二、電 話 番 號 局 番 番 地
- 三、電話機設置場所 區 番 地
- 四、電話機械種別 本電話 普通 局設備増設機械 普通 筒
- 卓上 局設備増設機械 卓上 筒
- 五、移轉希望ノ月日 年 月 日

第十七號書式

電話機設置場所變更許可申請書

左記ノ加入ハ現在設置場所變更禁止期間中ナルモ設置場所ヲ變更致度ニ付特ニ御許可相成度關係書類添附此段及申請候
 年 月 日 住 所
 加入者名 印

東京都市通信局長 殿

- 一 電 話 番 號 局 番 番 地
- 二 電話機設置場所 區 町 番 地
- 三 開通年月日 區 町 番 地
- 四 新設置場所 區 町 番 地
- 五 移轉セントスル理由

參 考

昭和 年度申込電話機設置場所變更願

一、電話 番 號 局 番 整理番號
 從來ノ加入申込中ノモノハ其登記願番 明治 年 番
 大正

- 一、申込者氏名 區 町 番 地
 - 一、申込當時ノ架設場所 區 町 番 地
 - 一、移轉先架設場所 區 町 番 地
 - 一、變更ヲ要スル理由
- 右電話機設置場所變更相成度
 但シ本件場所變更ノ爲メ開通遅延又ハ工事上支障ノ爲
 メ設置場所變更不可能ノ場合有之候共異議無之候
 年 月 日 住 所 區 町 番 地
 申込者氏名印
 東京中央電話局 御中

第十八號書式

加入申込中ノ電話機械移轉請求書

- 一、電話加入申込 明治 年度第 番
- 一、年度願番 大正 年度第 番
- 一、電話機設置場所 區 町 番 地 方

右ノ通り變更成度候

尙本請求ニ依リ開通願番線下ラルルモ異議無之候

年 月 日

(住所) 區 町 番地

(氏名印)

東京中央電話局 御中

加入申込中ノ電話機械移轉請求理由書

- 一、電話加入申込 年度 順番 明治 年度第 番
- 一、新電話機設置場所 區 町 番地 方
- 一、舊電話機設置場所 區 町 番地 方
- 一、變更ヲ必要トスル 由

年 月 日

(住所) 區 町 番地

(氏名印)

東京中央電話局 御中

第十九號書式

電話機械一時撤去請求書

左記ノ電話機械ヲ一時撤去相成度此段及請求候

年 月 日

住 所

加入者名

東京中央電話局 御中

記

- 一、電話 番號 局 町 番地
- 二、電話機設置場所 區 町 番地

請求書式

三、電話機械種類

本電話 普通

卓上

局設備増設機械

普通

卓上

普通

- 四、撤去希望ノ月日 年 月 日
- 五、一時撤去ヲ必要トスル理由

第二十號書式

電話機械取付請求書

左記ノ一時撤去中ニ係ル電話機械ヲ取付相成度此段及請求候

年 月 日

住 所

加入者名

東京中央電話局 御中

記

- 一、電話 番號 局 町 番地
- 二、電話機設置場所 區 町 番地
- 三、電話機械ノ種別

本電話機 普通

卓上

普通

増設機械

卓上

普通

受話器

電鈴

四、取付希望月日 年 月 日

第二十一號書式

附屬物品移轉請求書

左記ノ附屬物品ヲ移轉相成度此段及請求候

年 月 日

住 所

加入者名

東京中央電話局 御中

記

- 一、移轉附屬物品ノ別
- 二、電話 番號 局 町 番地
- 三、電話機設置場所 區 町 番地
- 四、電話機械種類 本電話 普通 局設備増設 普通
- 五、移轉希望月日 年 月 日

第二十二號書式

卓上電話機裝置請求書

左記ノ加入電話ニ對シ卓上電話機ヲ裝置相成度此段及請求候

年 月 日

住 所

加入者名

東京中央電話局 御中

記

- 一、電話 番號 局 町 番地
- 二、電話機設置場所 區 町 番地
- 三、裝置希望月日 年 月 日
- 四、設置場所ニ加入者供給配線設備ノ有無

請求書式

第二十三號書式

卓上電話機裝置廢止請求書

左記ノ加入電話ニ對スル卓上電話機ノ裝置ハ之ヲ廢止致度此段及請求候

年 月 日
住 所
加入者名
東京中央電話局 御中
印

- 一、電話番號
- 二、電話機設置場所
- 三、取替希望月日

第二十四號書式

乙種電話機 増設請求書

左記ニ依リ乙種電話機増設相成度此段及請求候

年 月 日
住 所
加入者印
東京中央電話局 御中

- 一、電話番號
- 二、電話機及附屬物品設置場所
- 三、増設機械ノ種別及個數
- 四、準構内ニ涉ル場合ハ其ノ事由及圖面
- 五、機械供給ノ有無

第二十五號書式

加入者維持乙種電話機増設(變更)請求書

左記ニ依リ乙種電話機増設(變更)相成度此段及請求候

年 月 日
住 所
加入者名
東京中央電話局 御中
印

- 一、關係電話番號
- 二、電話機及附屬物品設置場所
- 三、増設機械ノ種別及個數
- 四、準構内ニ涉ル場合ハ其ノ事由及圖面
- 五、供給又ハ設備及維持ノ有無
- 六、工事擔當者

第二十六號書式

甲種電話機増設(變更)請求書

左記ニ依リ甲種電話機増設(變更)致度ニ付電話機械類供給申請書添付此段及請求候

年 月 日
住 所
加入者名
東京中央電話局 御中
印

- 一、關係電話番號
- 二、電話機及附屬物品設置場所
- 三、準構内ニ涉ル場合ハ其ノ事由及圖面
- 四、電話機及附屬物品ノ種別及個數
- 五、増設電話機ノ交換取扱見込數
- 六、加入回線ノ通話見込數
- 七、現在加入電話通話數
- 八、工事擔當者
- 九、交換取扱者
- 十、他人ノ使用ニ供スルモノアルトキハ其ノ設置場所

(他人使用ノ場合ニ限ル)

甲種電話機供用ニ關スル副申書

關係電話番號
電話機設置場所

右増設電話機使用方御許可ノ上ハ設置場所居住者ニ供用致
サセ度右ニ就テハ電話規則ニ適ヒ供用者ニ關スル一切ノ責
任ハ拙者ニ於テ負擔可仕候

年 月 日

住所

加入者名

東京中央電話局 御中

第二十七號書式

電話機接續(變更)請求書

左記ノ加入回線ニ電話機ヲ接續(變更)致度ニ付關係書類添
付此段及請求候

年 月 日

住所

加入者名

工事擔當者

東京中央電話局 御中

一、接續電話ノ種類

二、關係電話ノ番號

三、接續電話設置場所

四、電話機械及附屬物品ノ種別及箇數

(1) 交換機

請求書式

(2) 局線ニ接續スベキ電話機

(3) 局線ニ接續セザル電話機

五、私設、官廳用電話交換取扱見込數

六、關係加入回線ノ通話見込數

七、現在加入回線ノ通話見込數

八、交換取扱者

九、工事設計

(1) 屋內露出部

(2) 屋外被覆部

(3) 地下同架ケ線及

(1) 轉換器

(2) 分線盤又ハ、ターミナル盤

(3) 交換機

(4) 電話機

(5) 電池

(イ) 交換機

(ロ) 電話機

(6) 充電裝置

(7) 信號裝置

(8) 保安裝置

(9) 機械類維持方

十一、工事擔當者

十二、交換取扱方法

第二十八號書式

增設機械 廢止請求書

左記ノ電話ニ對スル增設機械ハ之ヲ廢止致度此段及請求
候

年 月 日

住所

加入者名

東京中央電話局 御中

一、增設機械ノ種別

二、關係電話番號

三、設置場所

四、廢止希望月日

第二十九號書式

二加入共通乙種電話機増設請求書

左記ニ依リ二加入共通乙種電話機増設相成度此段及請求候

年 月 日

住所

加入者印

東京中央電話局 御中

一、關係電話番號

二、電話機及附屬物品設置場所

三、增設機械ノ種別

四、準構内ニ涉ル場合ハ其ノ事由及圖面

五、機械供給ノ有無

請求書式

第三十號書式

乙種増設電話機裝置變更請求書

左記ニ依リ乙種増設電話機裝置變更相成度此段及請求候

年 月 日 住所 加入者印

東京中央電話局 御中

- 一、裝置變更ノ別
- 二、關係電話番號
- 三、電話機及附屬物品設置場所
- 四、増設機械ノ種別
- 五、準備内ニ涉ル場合ハ其ノ事由及圖面
- 六、機械供給ノ有無

第三十一號書式 (コード供給等ノ場合)

電話機械類供給申請書

電話規則第二十七條第一項但書ノ規定ニ依リ電話機械類ノ供給ヲ致度ニ付御許可相成度此段及申請候也

年 月 日 住所 加入者名

東京都市逓信局長殿

- 一、關係電話番號
- 二、供給又ハ設備及維持スベキ機械類ノ種別及箇數
- 三、供給又ハ設備及維持スベキ機械類ノ用途
- 四、機械類ノ所有權留保ノ有無

(加入者設備ノ増設等ノ場合)

電話機械類供給(變更)申請書

電話規則第二十七條第一項但書ノ規定ニ依リ電話機械類ノ設備及維持ヲ(變更)致度ニ付御許可相成度此段及申請候

年 月 日 住所 加入者名

東京都市逓信局長殿 工事擔當者

- 一、關係電話番號
- 二、供給又ハ設備及維持スベキ機械類ノ種別及箇數
- 三、供給又ハ設備及維持スベキ機械類ノ用途
- 四、機械類ノ所有權留保ノ有無
- 五、工事
- 六、機械類ノ種別
- (1) 屋外
- (2) 屋外
- (3) 地盤
- (4) 交換機
- (5) 電話機
- (6) 充電機

第三十二號書式

工事竣工届

電話番號 局 番 架設場所 區 町 番地 右 第 號ヲ以テ御許可相成候私設(官廳用、甲種増設、乙種増設、市内専用)電話機何箇接続(接續變更)工事竣成致候ニ付御検査相成度候

年 月 日 住所 何 某印

東京都市逓信局長殿

第三十三號書式

着信専用裝置請求書

左記ノ電話ニ對シ着信専用裝置相成度此段及請求候

年 月 日 住所 加入者名(印)

東京中央電話局 御中

- 一、電話機設置場所
- 二、該設置場所ニ在ル電話ノ電話番號
- 三、發(著)信専用ニセントスル電話番號

- (7) 信 裝 置
- (8) 保 安 持 法
- 七、機 械 類 維 持 方 法
- 八、交 換 取 扱 方 法

記入心得

- (一) 發信専用ニセノトスルモノナルトキハ電話番號簿ノ掲載ヲ省略セラル、モ異存ナキ旨記入ノ上捺印スルコト
- (二) 自動式局所屬ノ加入ニシテ發信専用ニセントスルモノナルトキハ自働接續市外通話施行區間ヲ除キ市外通話不能トナルモ異存ナキ旨記入ノ上捺印スルコト

第三十四號書式

發信専用裝置廢止請求書

左記ノ電話ニ對スル發信専用裝置ハ之ヲ廢止致度此段及請求候

年 月 日

住所
加入者名(印)

東京中央電話局 御中

電話番號 局 番
電話機設置場所 區 番地
三、廢止希望月日 月 日 方

第三十五號書式

代表番號取扱請求書

左記加入電話ニ對シ代表番號ノ取扱相成度此段及請求候
追而代表ノ取扱廢止又ハ回線減少ノ場合番號變更セラル
コトアルモ異議無之候

年 月 日

住所
加入者印

東京中央電話局 御中

請求書式

電話番號
電話機設置場所 區 町 番地

第三十六號書式

無料特殊掲載請求書

電話番號簿へ左記ノ通り掲載相成度候

昭和 年 月 日

(住所) 區 町 番地

(職業) 氏名(印)

東京中央電話局御中

電話番號	掲載名義	架設場所	職業
局 番			

第三十七號書式

注意
一、職業ハ印刷ノ都合上十字以上ハ掲載出來マセ
二、二名義以上掲載スル場合ハ其ノ旨欄外ニ附記
サレタシ(證明添付)

電話番號簿他人名義掲載請求書

左記ニ依リ他人名義掲載致度此段及請求候

年 月 日

(住所) 區 町 番地
(加入者名印)

東京中央電話局 御中

電話番號 局 番
電話機設置場所 區 町 番地
掲載名義
(振假名ヲ付スルコト)
職 業
掲載名義人ト加入者トノ關係

第三十八號書式

電話番號簿重複掲載請求書

電話番號簿へ左記ノ通り掲載相成度候

年 月 日

(住所) 區 町 番地

(氏名印)

東京中央電話局 御中
電話番號 掲載名義 架設場所 職業

局 番
局 番
()ノ部 ()ノ部

第三十九號書式

電話番號簿他人名義掲載重複掲載廢止請求書

左記ノ他人名義掲載重複掲載廢止致度此段及請求候

年 月 日

(住所) 區 町 番地
(加入者名印)

東京中央電話局 御中

電話番號 局 番
掲載名義

請求書式

第四十號書式

電話番號簿廣告掲載申込書

電話番號簿廣告掲載規程ニ據リ貴局發行ノ電話番號簿ニ左
記ノ通り掲載相成度此段申込候也

追テ本申込ハ紙面其ノ他ノ都合ニ依リ掲載相成ラザルコ
トアルモ異議無之候

年 月 日 (住所) 區 町 番地
東京中央電話局 御中

記

- 一、掲載箇所
- 一、廣告ノ大サ
- 一、掲載原稿
- (又ハ別紙添付)

第四十一號書式

- 一、申請ニ依リ度數料ノ輕減認定ヲ受ケ得ルハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發行スル新聞社又ハ新聞通信社ニ限ル
- 二、電話加入名義ト申請者トハ同一ノモノナルヲ要ス
- 三、本申請書ニハ見本トシテ當該新聞一部及新聞紙法第十二條ニ依リ管轄地方廳ヘ納入シタル保證金預リ證寫ヲ添付セラレタシ

度數料輕減申請書

左記ノ電話ニ依ル電話ニ對シ電話規則第五十四條ノ規定ニ依リ度數料ヲ輕減相成度關係書類添附此段及申請候

年 月 日

住所

申請者名

東京都市通信局長殿

印

記

- 一 關係電話番號
- 二 電話機設置場所
- 三 題 號
- 四 掲載事項ノ種別
- 五 發行所又ハ支局所在地

第四十二號書式

度數料納付責任者選定届

左記ノ通度數料納付責任者ヲ選定致候ニ付雙方連署ノ上此
段及御届候

追テ料金滞納ニ因ル處分ガ雙方ニ及ブモ異存無之候

年 月 日 (住所) 區 町 番地
東京中央電話局 御中

- 一、關係電話番號 局 番
- 二、度數料納付責任者名
- 三、納入告知書送付先

第四十三號書式

度數料納付責任者變更届

左記ノ通度數料納付責任者ヲ變更致候ニ付雙方連署ノ上此
段及御届候

追テ料金滞納ニ因ル處分ガ雙方ニ及ブモ異存ナキハ勿論
舊責任者ノ有シタル度數料納付ノ義務ハ新責任者ニ於テ
之ヲ引受可申候

年 月 日

住所 加入者名
住所 加入者名
住所 加入者名
東京中央電話局 御中

- 一、關係電話番號 局 番
- 二、度數料納付責任者 舊責任者 新責任者

第四十四號書式

印 鑑 届

加入申込年度順番 明治 年度 番
架設場所 區 町 番地

欄鑑印

右印鑑並證明書相添へ及御届候

年 月 日 (住所) 區 町 番地

東京中央電話局 御中 (氏名印)

- 一、印鑑欄及同封ノ印鑑票ニ捺捺スベキ印章ハ印鑑證明書ト同一ノモノヲ明瞭ニ捺捺スルコト
- 二、法人ノ場合ハ代表者ノ資格證明書及印鑑證明書ヲ添付ノコト
- 三、準法人ノ場合ハ代表者ノ印鑑證明書ヲ添付ノコト
- 四、現ニ電話加入者ニシテ既ニ届出ノ印鑑ト同一ノモノヲ使用スル場合ハ本書餘白ニ其電話番號ヲ記載シ印鑑證明書及資格證明書等ノ添付ヲ省略スルコトヲ得
- 五、同封ノ印鑑票ハ折疊マサル様相成度

第四十五號書式
法原 印鑑ハ明瞭ニ押捺セラレタシ

改 印 届

電話 番 號 局 番 香
(加入申込中ノモノハ) 明治 年 度 番
電話機設置場所 區 町 番 地
從來使用ノ印章 ニ付改印致候間別紙印鑑並ニ印鑑證明
書相添及御届候
年 月 日
東京中央電話局 御中

(住所) 區 町 番 地
(氏名印)

第四十六號書式

住 所 變 更 届

注意 一、住所ハ各種ノ通知書又ハ料金ノ告知書發行上常ニ現在トナシ
置クノ必要アルヲ以テ異動變更ノ場合ハ速ニ本局書ヲ提出サ
レタシ
二、印章ハ届出ノモノヲ使用セラレタシ
左記ノ通り住所變更致候ニ付此段及御届候
年 月 日
住 所
加入者
加入申込者
東京中央電話局 御中

一、電話 番 號 局 番 香
(加入申込中ノモノハ) 明治 年 度 番
二、電話機設置場所 區 町 番 地
三、新 住 所 區 町 番 地

請求書式

第四十七號書式

注意 本書ニ押捺スル印章ハ當局届出ノモノト同一ノモノヲ使用セラ
レタシ

町 名 番 地 變 更 届

左記ノ通り町名番地變更相成候ニ付此段及御届候
年 月 日
住 所
加入者
加入申込者
東京中央電話局 御中

一、電話 番 號 (加入申込中ノモノハ) 明治 年 度 番
二、電話機設置場所 區 町 番 地
三、住 所 區 町 番 地

第四十八號書式

注意 一、電話機架設家屋ハ在來通り掘鑿ノマ、ア使用者ガ異動シタ際ハ
速カニ本書式ニヨリ届出下サイ速レマスト交換取上又ハ料金
告知上行送ガ生ジマス
二、新使用者ニシテハハ
イ、追加届
ロ、削除届
ハ、新使用者ニシテハハ
シ、新使用者ニシテハハ
ハ、新使用者ニシテハハ
スルコト
(ハ) 變更届
新使用者ニシテハハ
シ、新使用者ニシテハハ
ハ、新使用者ニシテハハ
スルコト

使 用 者 變 更 届

左記ノ通り使用者變更致候ニ付此段及御届候
年 月 日
住 所
加入者
東京中央電話局 御中

一、電話 番 號 局 番 香
二、電話機設置場所 區 町 番 地
三、使 用 者 新 舊 區 町 番 地

第四十九號書式

改 稱 届

左記ノ通り改稱致候ニ付戶籍(登記)抄本及印鑑證明書添附此
段及御届候
年 月 日
住 所
加入者名
東京中央電話局 御中

一、電話 番 號 (加入申込中ノモノハ) 明治 年 度 番
二、改 稱、別 (ハ其ノ登記順番) 大正 年 度 番
三、加 入 者 舊 稱 (加入申込者) 新 稱

第五十號書式

氏 名 訂 正 届

左記ノ通り氏名訂正相成度別紙證明書類及戶籍抄本添附此
段及御届候
年 月 日
住 所
加入者
東京中央電話局 御中

一、電話 番 號 又ハ 加入申込登記順番 局 番 香
二、電話機設置場所 區 町 番 地
三、加入者(又ハ加入申込者) 届出 氏名
四、訂 正 理 由 訂正 氏名

請求書式

第五十一號書式

注意 申請人の場合ハ第九號書式ニ依ラレタシ

法人代表者變更屆

左記ノ通り代表者ヲ變更致候ニ付登記簿謄本及印鑑證明書添附此段及御届候

住 所 加入申込者
住 所 加入者(法人名)
新代表者

東京中央電話局 御中

- 一、電話 番 號 局 番 年 度 番
(加入申込中ノモノハ登記順番 明治 年度 番
ハ其ノ登記順番) 大正 年度 番
- 二、電話機械設置場所 區 町 番 地
- 三、代 表 者 一 舊 區 町 番 地
二 新

第五十二號書式

成 年 屆

左記ハ成年ニ達シ候ニ付別紙戸籍抄本及印鑑證明書添附此段及御届候

住 所 加入者
住 所 加入申込者
東京中央電話局 御中

- 一、電話 番 號 局 番 年 度 番
(加入申込中ノモノハ) 明治 年度 番
大正 年度 番
- 二、電話機械設置場所 區 町 番 地
- 三、加入者名 方 番

第五十三號書式

法人解散(破産)屆

左記ハ今般解散(破産)致候ニ付別紙登記簿本及清算人印鑑證明書添附此段及御届候

住 所 加入者(法人名)
清算人(破産管財人)

東京中央電話局 御中

- 一、電話 番 號 局 番 年 度 番
(加入申込中ノモノハ其ノ登記順番) 明治 年度 番
- 二、電話機械設置場所 區 町 番 地
- 三、加入者名(法人名)
(加入申込者名)

第五十四號書式

取消請求書

左記ノ請求御取消相成度此段及請求候

住 所 加入者
東京中央電話局 御中

- 一、電話 番 號 局 番 年 度 番
- 二、電話機械設置場所 區 町 番 地
- 三、請求月 日
- 四、請求種別 方

第五十五號書式

- 一、機械ノ種別ハ市内専用電話規則第九條ノ例ニ依リ附記セラレタシ
- 二、備考欄ニハ設備上參考トナルヘキ事項ヲ記載セラレタシ
- 三、回線、同線路經過地圖ヲ添附セラレタシ同線圖ハ同線ノ方式、機械種類等明記シ線路經過圖ハ一般市街圖ト同程度ノモノヲ用ヒ或ハ作製シ之ニ機械設置場所ヲ記入シ説明ヲ要スルモノハ凡例ヲ設クルコト
- 四、加入電話ノ番號ハ加入數全部(自己ノ名義ニシテ其設置場所カ専用電話機械設置場所ト同一個所ノモノニ限ル)ヲ記入セラレタシ
- 五、變更ノ場合ハ新規事項ヲ朱書シ舊事項中消滅スヘキモノヲ括弧ヲ以テ圓マレタシ

市外通話用市内専用電話使用(變更)願

- 一、専用ヲ必要トスル理由
- 二、加入電話番號
- 三、専用電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶ノ設備

機械設置場所	機 械 箇 數 及 種 別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則第四條ニ依リ關係書類相添(出願候

年 月 日 住 所 何 某印
東京都市通信局長殿

第五十六號書式(相續人ニ承繼ノ場合)

市外通話用市内専用電話承繼届

- 一、専用電話番號
- 二、市外通話専用電話使用許可年月日
- 三、承繼スヘキ原因
- 四、承繼スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種別並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別
	電話機交換機附屬物品備考

右市内専用電話規則第六條第二項ニ依リ別紙證明書添付及届出候

年 月 日 住 所 何 某印
東京都市選信局長殿

第五十七號書式(他人ニ承繼セシムトスル時ノモノ)

市外通話用市内専用電話承繼願

- 一、専用電話番號
- 二、専用電話使用許可年月日
- 三、承繼ヲ必要トスル理由
- 四、承繼スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶ノ設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別
	電話機交換機附屬物品備考

右市内専用電話規則第六條一項ニ依リ出願ス許可ノ上ハ新名義人ニ於テ舊名義人ニ屬スル一切ノ權利義務ヲ承繼

請求書式

スヘシ
年 月 日

東京都市選信局長殿

(舊專用者住所氏名) (新專用者住所氏名)

第五十八號書式

市外通話用市内専用電話廢止届

- 一、専用電話番號
- 二、廢止年月日
- 三、廢止スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別
	電話機交換機附屬物品備考

右市内専用電話規則ニ依リ及届出候

年 月 日 住 所 何 某印
東京都市選信局長殿

第五十九號書式

臨時電話加入申込書

電話規則ニ違ヒ臨時加入トシテ加入致度此段及申込候
追而閉通ノ上ハ電話ニ關スル法令ニ基キ加入者タルノ責
務ヲ引受可申候

年 月 日 住 所 區 町 番地
申込者名印(振假名ヲ附スルコト)

職 業

東京中央電話局 御中

記

- 一、電話番號 局 番
- 二、電話機設置場所 區 町 番地
- 三、使 用 者
- 四、加入期間 自 月 日 至 月 日 日間
- 五、乙種増設電話機ノ要否

第六十號書式

臨時電話加入繼續請求書

左記ノ通臨時電話ノ加入ヲ繼續致度此段及請求候

年 月 日 住 所 何 加入者名(印)

東京中央電話局 御中

記

- 一、電話番號 局 番
- 二、電話機設置場所 區 町 番地
- 三、當初ノ加入期間(自 月 日 至 月 日) 日間
- 四、延 伸 期 間(自 月 日 至 月 日) 日間

第六十一號書式

附屬品移轉請求書

左記ノ通り移轉相成度此段及請求候

昭和 年 月 日

請求書式

東京中央電話局御中

住所 加入者(印)

- 一、電話番號
- 二、電話機設置場所
- 三、移轉ノ別
- 四、工事希望月日

第六十二號書式

加入取消請求書

左記ノ加入ハ之ヲ取消致度此段及請求候

昭和 年 月 日

住所 加入者(印)

東京中央電話局御中

- 一、電話番號
- 二、電話機設置場所
- 三、電話機種類

第六十三號書式

電話料金還付請求書

左記ノ電話料金ハ之ヲ還付相成度此段及請求候

昭和 年 月 日

住所 加入者(名印)

東京中央電話局御中

- 一、電話番號

- 二、還付金及其ノ種別
- 三、請求事由
- 四、納付年月日
- 五、還付證書送付先

第六十四號書式

増設電話交換取扱者採用(變更)届

當方増設電話交換取扱者左記ノ通り採用(變更)致候ニ付資格審査相成度此段及御届候

昭和 年 月 日

電話機設置場所 區 町 番地 加入者名

東京中央電話局長殿

新交換取扱者名	採用年月日	舊交換取扱者名	退任年月日	備考

注意

- 一、交換取扱者ヲ新規ニ採用シタル場合ハ舊交換取扱者名欄等必要ナル字句ヲ抹消シテ採用届トシ變更シタル場合ハ變更届トスルコト
- 二、未ダ當局ノ資格認定ヲ得ザル者ヲ採用シタル場合ハ交換取扱者ノ履歴書及寫眞ニハ氏名ハベシトシ約一寸五分長約二寸五分身像ニシテ裏面ニハ氏名及撮影年月日ヲ記入スルコトヲ添附スルコト
- 三、當局ノ資格認定ヲ得タル者ヲ採用シタル場合ハ交換取扱者ノ認定書及履歴書ヲ添附スルコト

但シ本項ノ履歴書ハ前記諸光ヲ退願セル事項ノミニテ足ル

第六十五號書式

第一號表

宅内電話交換取扱者養成委託書

原籍 市 區 町 番地 現住所 市 區 町 番地 被養成者名

今般右ノ者ヲ宅内電話取扱者ニ採用致度ニ付電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手續ニ依リ其ノ養成方ヲ貴局ニ委託候也

東京中央電話局長殿

注意 一、本委託書ニ被養成者ノ履歴書(本人直筆)及第二號表ニヨルスルコト 二、被養成者ハ年齢十四年以上二十三年以下ノ女子ニシテ高等小學校卒業程度ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノナルコト

第二號表

現住所 市 區 町 番地 被養成者名 年齢

- 一、傳染病ノ有無
 - 二、視力故障ノ有無
 - 三、聴力故障ノ有無
 - 四、其ノ他ノ疾病ノ有無
- 昭和 年 月 日 現住所 區 町 番地

加入區域 呼出區域

三、電話加入區域

東京市麴町區、赤坂區、日本橋區
 京橋區、神田區、深川區、本所區
 淺草區、下谷區、小石川區、麻布區
 四谷區、牛込區、本郷區、芝區（第一乃至第六砲臺ヲ除ク）芝浦地先第八號埋立地、品川區、目黒區、荏原區、澁谷區、淀橋區（上落合ヲ除ク、西落合ヲ除ク、下落合ヲ除ク、一丁目「山手循環線以東ノ地ヲ除ク」ヲ除ク）
 豊島區（椎名町ヲ除ク）、長崎、千早町、要町、千川町、高松町ヲ除ク）
 瀧野川區（上中里町、西ヶ原町、瀧野川町ヲ除ク）
 向島區、城東區、荒川區
 江戸川區、小松川、逆井、平井
 大森區、馬込町東、馬込町西、入新井町、山王、新井宿

東京

大森、森ヶ崎町、堤方町（舊小字沼田ノ内一〇二番地一〇四番地ニ至ル道路以東ノ地ニ限ル）北千束町、南千束町、石川町、池上洗足町、上池上町（鐵道省品鶴貨物線線路以北ノ地）久ヶ原町（鐵道省品鶴貨物線線路以北ノ地）雪ヶ谷町（鐵道省品鶴貨物線線路以北ノ地）道々橋町（鐵道省品鶴貨物線線路以北ノ地）
 中野區（江古田一丁目、古田二丁目、鷺宮、杉並區方南町（和田本町、松ノ木町、大宮町、堀ノ内、高圓寺、馬橋）

四、電話呼出區域

東京
 東京市麴町區、赤坂區、日本橋區
 京橋區、神田區、深川區、本所區
 淺草區、下谷區、小石川區、麻布區
 四谷區、牛込區、本郷區、芝區（第一乃

東京

至第六砲臺ヲ除ク）、城東區、向島區
 江戸川區、小松川、逆井、豊島區（椎名町、長崎、千早町、要町、千川町、高松町ヲ除ク）
 瀧野川區（上中里町、西ヶ原町、瀧野川町ヲ除ク）
 淀橋區（上落合、下落合、西落合ヲ除ク）
 澁谷區、品川區、荏原區、目黒區
 大森區、大森、森ヶ崎町、入新井、馬込東、馬込西、北千束町、南千束町、池上洗足町、上池上町、雪ヶ谷町、石川町、
 中野區（江古田、鷺ノ宮ヲ除ク）
 杉並區、高圓寺、馬橋、和田本町、堀ノ内、松ノ木町、大宮町

五、通話区域と料金

夜間通話料、通話取消料及呼出料金表

夜間通話料、通話取消料及呼出料等ハ普通々話料ノ區別ニ依リ下記ノ通りニ決ツテ居リマス

普通通話料	夜間普通通話料	通話取消料		呼出料
		定時通話	其ノ他ノ通話	
5錢		3錢	3錢	5錢
10錢		5錢	5錢	10錢
15錢				
20錢		10錢	10錢	15錢
25錢				
30錢	25錢	20錢	15錢	20錢
35錢				
40錢	35錢			
45錢				
50錢	45錢			
55錢				
60錢	50錢			
65錢				
70錢	60錢			
75錢				
80錢	70錢			
85錢				
90錢	80錢			
95錢				
100錢	80錢	60錢	20錢	25錢
125錢	100錢			
150錢	125錢			
175錢	150錢			
200錢	175錢			
225錢	200錢	80錢	30錢	
250錢	225錢			
275錢				
300錢				
325錢				
350錢				
375錢				

通話區域
ア

通話區域と料金

(昭和十四年四月一日現在)

東京局

㊦は定時通話區域。○は通話局だ
けで加入者のない地であります。

局名	料金	阿那賀	赤泊	溝日	麻三	昨名	新屋
ア之部		阿那賀 1.50	赤泊 1.00	20	20	○ 1.25	1.00
兵 ^{アイカ} 安 ^重 三 ^濃 安 ^知 高 ^分 安 ^大	1.50	阿仁合 1.50	赤名 2.00	1.00	1.00	温泉 1.00	新屋 95
濃	1.00	阿保 1.25	赤野井 1.25	1.00	1.00	野田 85	野井 75
藝	2.00	阿萬 1.50	赤羽 5	70	70	海 25	野井 25
分岐	2.75	阿摺 ○ 95	赤知羽根 85	1.25	1.25	熱 60	野井 90
安下庄	2.25	阿多田島 ○ 2.00	赤長 65	1.75	1.75	熱 80	野井 95
安子ヶ島	60	賀名生 1.25	赤兵 1.50	1.25	1.25	厚木 25	野井 2.75
安食	20	我孫子 20	赤穂 2.50	朝比奈 55	朝比奈 55	厚別 2.50	野井 35
安城	90	相内 ○ 1.75	赤湯 85	朝來 1.75	朝來 1.75	厚賀 2.50	野井 25
安宅	1.25	相浦 2.75	赤見 25	朝熊山 ○ 1.25	朝熊山 ○ 1.25	厚狭 2.50	野井 1.25
安土	1.00	相川 1.00	赤平 2.75	朝宮 1.25	朝宮 1.25	厚岸 3.00	野井 2.50
安都那	45	相川 85	赤碓 1.75	朝和 1.25	朝和 1.25	厚真 2.50	野井 25
安良里	50	相去 1.25	赤玉崎 ○ 1.00	朝霞 15	朝霞 15	厚岸 70	野井 80
安樂川	1.50	相沼内 ○ 2.25	赤石崎 1.25	朝上 1.00	朝上 1.00	厚岸 2.50	野井 80
安樂城 ○	1.00	相野 1.50	赤明石 1.50	朝東 25	朝東 25	厚岸 2.50	野井 1.00
安真木 ○	2.50	相野 1.50	赤明科 65	朝浅 55	朝浅 55	厚岸 2.50	野井 1.25
安積	1.50	相野 1.50	赤明戸 25	朝立 ○ 1.50	朝立 ○ 1.50	厚岸 2.50	野井 1.25
安堵	1.25	相野 1.50	赤明知 1.00	朝内 ○ 90	朝内 ○ 90	厚岸 2.50	野井 70
安行	15	相野 1.50	赤上井 1.75	朝内 1.50	朝内 1.50	厚岸 2.50	野井 95
安中	30	相野 1.50	赤上尾 20	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.00
安志	1.50	相野 1.50	赤上松 75	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.50
安節	25	相野 1.50	赤上路 90	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.50
安平 ○	2.50	相野 1.50	赤上鹿 2.00	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.50
安乘	1.25	相野 1.50	赤上元 25	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.50
阿波山 ○	40	相野 1.50	赤上田 ○ 1.25	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿久比	1.00	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿下喜	1.00	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿木	90	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿野島	75	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿田和	1.50	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿寒湖	3.00	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿川	1.75	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿坂	1.25	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿多古	70	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿多野	25	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿新田	2.25	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿月	2.25	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿見	25	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿三波	1.00	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿波	25	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25
阿南	2.75	相野 1.50	赤上秋 45	朝内 1.75	朝内 1.75	厚岸 2.50	野井 1.25

通話區域

イ之部	伊勢崎 25	飯野 1.75	石山 2.50	市川大門 40	犬居 70
三井田川 1.00	伊勢長島 1.00	飯山 95	石狩 2.50	市鹿野 1.75	犬飼 2.75
井川 60	伊勢原 25	飯野川 1.00	石狩深川 2.75	市來 2.75	犬塚 2.50
井都手 1.25	伊丹 1.50	飯野山 65	石和 35	市三木 1.50	犬山 1.00
井高知 2.00	伊東 35	飯野川 1.25	石神 35	市來知 2.50	犬落瀬 1.50
井歌山 1.50	伊野那 60	飯沼 25	石神 80	市木形 2.25	犬木 1.25
井山波 1.00	伊野南 95	飯家 60	石崎 2.00	市市條 1.25	犬宿 3.00
井城上 25	伊野村 65	飯家城 1.25	石澤 1.25	市島 1.50	犬湊 3.00
井野上 25	伊萬里 2.75	飯城 1.50	石見 2.00	市田 70	犬市 35
井上 65	伊良湖 90	池上 5	石倉 2.00	市野 70	犬野井 65
井原 2.00	伊根 1.50	池新田 60	石泉 50	市野瀬 70	犬井 1.75
井原 1.75	伊知野 2.00	池田 1.50	石泉 85	市野村 1.50	犬尾 1.00
井倉 1.75	伊野田 2.50	池野田 65	石泉 40	市山 1.75	犬宿 2.50
井村 2.00	伊平 75	池野田 70	石崎 50	市山 2.25	犬宿 25
井栗 75	伊手 1.25	池野田 1.50	石和泉 1.50	市塙 35	犬宿 25
五十澤 60	伊作 3.00	池野田 1.75	石和泉 95	市之倉 1.00	犬宿 25
五十島 90	伊山 1.75	池野田 1.00	石和泉 30	市場 1.75	犬宿 2.25
五十河 1.50	伊千 25	池野田 2.75	石和泉 80	市波 1.25	犬宿 40
五日市 25	伊米 60	池野田 1.50	石和泉 1.25	市振 90	犬宿 2.50
五日市 2.00	伊怡 2.50	池津川 1.50	石和泉 30	市本 1.25	犬宿 1.25
五日町 55	依那古 1.25	池津川 1.50	石和泉 45	市原 2.00	犬宿 2.00
五馬 2.75	依那古 1.50	池津川 2.75	石和泉 1.00	市原 2.75	犬宿 35
以久田 1.50	依那古 2.75	池津川 1.75	石和泉 50	市原 1.00	犬宿 1.00
生駒 1.25	依那古 2.00	池津川 50	石和泉 1.00	市原 2.00	犬宿 70
生桑 2.00	依那古 1.00	池津川 1.50	石和泉 2.00	市原 2.00	犬宿 90
生地 95	依那古 1.00	池津川 1.50	石和泉 25	市原 2.00	犬宿 2.00
生野 1.50	依那古 70	池津川 2.50	石和泉 70	市原 2.75	犬宿 2.25
生野 1.50	依那古 2.50	池津川 25	石和泉 1.00	市原 1.75	犬宿 2.75
生坂 65	依那古 25	池津川 1.50	石和泉 55	市原 1.50	犬宿 1.75
生穂 1.50	依那古 45	池津川 1.50	石和泉 1.50	市原 75	犬宿 1.25
生名 2.00	依那古 1.00	池津川 1.00	石和泉 1.50	市原 1.75	犬宿 1.50
生品 25	依那古 2.00	池津川 1.00	石和泉 1.00	市原 45	犬宿 70
生雲 2.50	依那古 1.50	池津川 35	石和泉 1.00	市原 25	犬宿 2.75
伊香保 35	依那古 25	池津川 1.00	石和泉 1.00	市原 95	犬宿 60
伊保内 1.50	依那古 25	池津川 25	石和泉 80	市原 1.25	犬宿 2.00
伊賀屋 2.75	依那古 75	池津川 80	石和泉 1.00	市原 1.00	犬宿 75
伊賀良 85	依那古 1.00	池津川 1.00	石和泉 1.25	市原 1.00	犬宿 65
伊賀神戶 1.25	依那古 65	池津川 1.25	石和泉 1.00	市原 1.75	犬宿 2.50
伊陸 2.25	依那古 75	池津川 85	石和泉 1.00	市原 1.50	犬宿 20
伊川谷 1.50	依那古 75	池津川 2.50	石和泉 1.00	市原 1.75	犬宿 20
伊久美 55	依那古 1.25	池津川 1.00	石和泉 1.00	市原 20	犬宿 40
伊左地 70	依那古 80	池津川 35	石和泉 1.00	市原 2.50	犬宿 65
伊山佐 2.50	依那古 1.25	池津川 1.50	石和泉 1.50	市原 40	犬宿 1.75
伊玉野 45	依那古 1.25	池津川 1.50	石和泉 1.75	市原 1.00	犬宿 30
伊集院 2.75	依那古 1.75	池津川 75	石和泉 35	市原 1.00	犬宿 20
伊豆長岡 35	依那古 2.50	池津川 1.25	石和泉 65	市原 2.00	犬宿 1.50
伊勢上野 1.00	依那古 40	池津川 25	石和泉 1.00	市原 1.00	犬宿 1.50
伊勢相可 1.00	依那古 25	池津川 40	石和泉 1.00	市原 30	犬宿 1.25
伊勢片田 1.00	依那古 40	池津川 70	石和泉 1.25	市原 55	犬宿 1.00
伊勢神戶 1.00	依那古 70	池津川 1.25	石和泉 1.25	市原 1.00	犬宿 1.50

通話區域 イ、ウ、エ、オ

岩岡 1.50	磐城熊倉 50	上杉野 80	馬路 1.25	越後女川 1.00
岩川 3.00	磐戸 35	杉田 50	海ノ口 55	越後猿澤 1.00
岩國 2.00	動橋 1.25	上野 1.00	海尻 55	越後島田 80
岩知倉 1.00	碓ヶ關 1.50	上野 45	梅迫 1.50	越後水澤 70
岩山倉 1.50	幾春別 2.50	上野 1.50	梅田 25	越後田澤 70
岩山瀨 25	有功 1.50	上野地 1.50	浦川 1.50	越後明治 75
岩山瀨 1.00	園易園間 1.75	上野原 25	浦賀 25	惠庭 2.50
岩仁井田 55	田舎館 1.75	上野原 45	浦新川 1.00	惠須取 3.75
岩下 40	園院内 1.25	上野原 45	浦新川 80	鯨目 1.25
岩宿 25	園乾 1.00	上野原 45	浦上 1.25	枝野 90
岩瀧 1.50	ウ之部	上野原 2.75	浦河 2.75	オ之部
岩槻 20	ウバクチ	上野原 2.50	浦佐 60	生出 90
岩出 1.50	右左口 40	上野原 50	浦里 50	生保内 1.25
岩出山 1.00	宇久須 50	上野原 1.75	浦瀨 70	小原 1.00
岩手上郷 1.25	宇佐 2.00	上野原 1.00	浦富 1.75	小鹿野 25
岩手黒石 1.25	宇佐美 35	魚沼中條 70	浦向 1.50	小笠原 40
岩沼 85	宇京治 1.25	魚橋 1.50	浦安 10	小京内 25
岩根 65	宇山治 1.75	魚久 25	浦濱 85	小玉川 25
岩淵 40	宇西 1.75	魚久 25	浦山 1.00	小川 25
岩舟 25	宇甘 1.75	魚島 1.75	浦和 15	小川 40
岩船 95	宇多津 1.75	魚津 2.75	浦崎 2.75	小川 1.25
岩間 40	宇津賀 2.50	牛堀 25	浦崎 1.75	小川 2.75
岩間 25	宇津戸 1.75	牛窓 1.75	浦崎 1.25	小川 2.50
岩戸 2.50	宇都宮 30	牛渡 25	浦崎 2.00	小川 1.25
岩室 80	宇山部 2.50	牛氏 35	浦崎 1.00	小川 1.00
岩村 1.00	宇山部 1.50	牛柁 2.75	瓜連 35	小川 2.75
岩村田 45	宇奈月 95	白田 2.00	瓜連 2.75	小川 1.50
岩谷堂 1.25	宇野 1.75	白井 45	羽後植田 1.25	小川 1.75
岩子島 1.75	宇野氣 1.00	白井 20	羽後金澤 1.25	小川 25
岩谷 1.25	宇出津 1.25	白井 85	羽後上郷 1.25	小川 1.75
岩屋 1.50	宇和島 2.25	白井 2.50	羽後小出 1.25	小田原 25
岩屋 2.75	宇布見 70	薄衣 1.00	羽後白岩 1.25	小田原 1.00
岩屋 1.75	宇波 1.00	内城田 1.25	羽後田澤 1.25	小田原 75
岩松 40	宇有年 1.50	内大田 1.50	羽後豊川 1.25	小田原 2.75
岩見澤 2.50	宇有度 45	内大田 1.00	羽後吉田 1.25	小田原 95
岩代豊田 60	宇美 2.50	内大田 1.50	羽後東館 1.50	小樽 2.50
岩代大森 70	有漢 1.75	内大田 2.00	羽前大堀 1.00	小千谷 65
岩代赤井 75	有郷 1.25	内大田 80	羽前水澤 1.00	小名濱 55
岩見 1.50	有土 2.75	内大田 2.50	羽前高崎 1.00	小沼 25
岩見三内 1.25	有原 1.50	内大田 80	羽前西根 90	小沼 2.50
岩城 2.00	有原 1.25	内大田 1.25	羽前津川 90	小沼 40
岩内 2.50	有女 25	内大田 1.50	羽前本郷 1.25	小沼 2.75
岩田 2.25	有母 30	内大田 25	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩津 90	有方 1.25	内大田 1.50	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩切 90	有殿 1.50	内大田 25	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩澤 65	有沼 1.00	内大田 2.75	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩脇 1.75	有川 1.25	内大田 2.75	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩美 1.00	有川 80	内大田 1.25	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩江 60	有川 1.50	内大田 1.25	羽前本郷 1.25	小沼 2.50
岩巖 2.00	有川 1.25	内大田 1.50	羽前本郷 1.25	小沼 2.50

通話區域 才

小野川 80	尾小屋 1.25	山 梨 内 45	山 形 富 1.00	瀧 溝 1.25	大川目 1.50
小宮野田 1.00	尾上 1.75	大宮河原 80	大 中 45	大 張 2.50	大 更 1.25
小野山 1.75	尾高 2.00	大野河原 1.25	大 長 1.00	大 夕 2.50	大 堺 和 1.75
小野田 2.50	尾花澤 1.00	大河原 25	大 西 2.00	大 夕 2.50	大 麻 生 25
小野町 70	尾志 1.50	大川野 2.75	大 沼 2.00	大 夕 2.50	大 葛 1.50
小野張 20	尾部 2.25	大野保 1.50	大 沼 1.50	大 夕 2.50	大 形 90
小野幡 30	尾田 1.25	大野保 1.00	大 貫 1.00	大 夕 2.50	大 田 25
小野幡 25	尾起 1.00	大野保 1.25	大 野 95	大 夕 2.50	大 田 35
小野濱 70	尾越 25	大野保 1.75	大 野 65	大 夕 2.50	大 田 70
小野濱 1.25	尾越 2.00	大野保 2.50	大 野 1.50	大 夕 2.50	大 田 1.00
小野濱 2.75	尾喜來 1.25	大野保 40	大 野 2.00	大 夕 2.50	大 田 2.50
小野侯 25	尾老 25	大野保 30	大 野 95	大 夕 2.50	大 田 25
小本 1.50	尾方 1.25	大野保 65	大 野 1.00	大 夕 2.50	大 田 2.25
小月 2.50	尾津 85	大野保 25	大 野 2.75	大 夕 2.50	大 田 40
小櫃 25	尾浦 2.75	大野保 25	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 25
小於福 2.50	尾浦 1.75	大野保 1.50	大 野 2.00	大 夕 2.50	大 田 1.25
小布施 60	尾浦 1.25	大野保 65	大 野 2.00	大 夕 2.50	大 田 5
小山田 1.00	尾浦 1.75	大野保 50	大 野 90	大 夕 2.50	大 田 1.25
小見川 25	尾内 90	大野保 40	大 野 2.75	大 夕 2.50	大 田 80
小山 1.25	尾内 50	大野保 2.75	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 2.50
小山 25	尾山 1.25	大野保 1.50	大 野 3.25	大 夕 2.50	大 田 1.00
小渡 1.00	尾朝 2.25	大野保 2.00	大 野 2.50	大 夕 2.50	大 田 25
小坂 1.25	尾網 25	大野保 70	大 野 2.50	大 夕 2.50	大 田 1.50
小坂合 1.25	尾井 1.00	大野保 1.25	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 1.50
小坂阪 1.50	尾井 20	大野保 2.25	大 野 1.75	大 夕 2.50	大 田 2.75
小島 45	尾莞 2.50	大野保 80	大 野 2.00	大 夕 2.50	大 田 85
小島 2.75	尾場 25	大野保 85	大 野 2.25	大 夕 2.50	大 田 1.50
小島 1.00	尾泉原 1.00	大野保 2.00	大 野 95	大 夕 2.50	大 田 45
小友 1.25	尾泉 45	大野保 25	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 1.50
小部 1.50	尾磯 25	大野保 95	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 1.50
小平 2.75	尾川 1.00	大野保 1.00	大 野 1.75	大 夕 2.50	大 田 80
小平 60	尾分 2.75	大野保 1.25	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 1.50
小平 1.00	尾草 2.00	大野保 2.25	大 野 1.25	大 夕 2.50	大 田 2.50
小平 1.50	尾草 1.00	大野保 1.50	大 野 1.00	大 夕 2.50	大 田 40
小平 60	尾澤 95	大野保 2.00	大 野 90	大 夕 2.50	大 田 1.25
小平 2.25	尾澤 35	大野保 50	大 野 1.50	大 夕 2.50	大 田 2.50
小平 90	尾澤 25	大野保 1.25	大 野 2.75	大 夕 2.50	大 田 3.50
小平 1.25	尾澤 60	大野保 2.75	大 野 50	大 夕 2.50	大 田 2.50
小平 2.25	尾澤 1.25	大野保 50	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 1.25
小平 85	尾澤 1.00	大野保 25	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 90
小平 1.50	尾岩 1.50	大野保 60	大 野 70	大 夕 2.50	大 田 95
小平 2.75	尾岩 1.75	大野保 1.50	大 野 1.75	大 夕 2.50	大 田 1.50
小平 25	尾賀 40	大野保 75	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 60
尾道 1.75	尾柏 15	大野保 40	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 80
尾新川 1.00	尾柿 2.00	大野保 2.50	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 55
尾西浦 1.00	尾垣 1.00	大野保 2.00	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 25
尾鷲 1.25	尾内 55	大野保 50	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 55
尾石 1.25	尾内 1.00	大野保 50	大 野 25	大 夕 2.50	大 田 1.75

通時區域 方

岡山 2.50	岡郷 25	岡方 90	岡見 2.25	岡津 1.25	岡津 30	岡津 45	岡田 1.25	岡田 85	岡窪 5	岡濱 1.00	岡野 25	岡原 1.25	岡原 2.00	岡宿 25	岡谷 1.50	岡玉 1.25	岡中原 2.25	岡明方 1.00	岡上林 1.50	岡瀬 1.50	岡町 1.00	岡山 75	岡川 90	岡名田 1.25	岡野 25	岡内 1.75	岡戸 1.75	岡川 20	岡津 1.75	岡部 2.00	岡久 1.75	岡長 1.50	岡藤 65	岡村 50	岡部 2.25	岡合 55	岡合 1.75	岡合 1.00	岡合 3.25	岡合 5	岡部 2.00	岡解 1.25	岡廣 2.75	岡織 75	岡川 1.00	岡石 25	岡野 1.75	岡鹿 2.75	岡志 3.00						
首 1.00	茂 1.50	折尾 2.50	折壁 2.00	音戸 2.00	音更 2.75	音別 3.00	御宿 30	御前崎 60	恩方 25	恩智 1.50	押手 1.50	押部谷 1.50	押切 1.00	遺賀川 2.50	津石 1.00	津田 2.75	島 70	供 1.50	部 1.25	部 2.25	乙女 2.50	渡島泊 2.25	忍野 25	忍路 2.50	納内 2.75	湯 2.75	不知 90	男袷 25	男鹿中 1.50	達限 65	面高 2.75	力之部										皆生 2.00	加古川 1.50	加古新 1.50	加佐登 1.00	加計 2.00	加須 25	加園 25	加治 90	加斗 1.25	加治田 1.00	加治木 2.75	加太 1.00	加太 1.50	加世田 3.00
田 1.50	露 1.75	布里 2.50	茂 75	茂 1.75	茂 1.00	茂 1.50	茂 1.75	川 2.75	悦 1.50	納 80	部 2.00	也 2.50	永 2.00	茂 1.00	集 1.50	谷 2.75	賀 2.00	登 1.75	美 1.75	月 2.50	住 1.50	美北 1.75	稚 2.50	春 2.50	良洲 1.00	久山 1.25	島 1.50	燒 2.75	柱 2.25	兒島 3.00	鹽 75	島 75	島 2.75	鹿 25	忍 1.75	鹿島臺 1.00	鍛冶屋 1.00	鹿沼 30	鹿屋 3.00	鹿野 2.25	鹿又 1.00	鹿渡 1.50	鹿峠 80	海田市 2.00	海味 1.00	海東 2.75	海南 1.50	海津 1.25	貝塚 1.50						
貝取 2.25	鏡 2.00	鏡 2.75	鏡島 1.00	鏡中條 40	鏡山 1.00	鏡石 55	岡 25	柿生 20	柿崎 80	柿野 1.00	柿追 2.75	川 1.25	田 85	田 2.50	館 1.25	榮田 1.00	影石 1.75	掛川 60	掛塚 65	掛田 75	葛西 5	葛城 25	井 70	置 1.25	置 1.00	笠 1.00	笠 25	笠松 1.00	笠岡 1.75	笠原 1.00	間浦 1.75	屋 1.50	木 20	木 1.25	木 1.50	崎 75	原 1.50	原 65	原 1.50	原 1.00	倉 95	野 1.25	敷 85	並 1.75	尾 25	壁 20	川 25								
日 2.75	日 1.00	日 50	日 60	岡 35	貝 25	品 70	品 45	瀬 25	瀬 2.75	上 1.75	門 80	津 1.25	平 60	野 1.25	上 1.50	倉 25	原 85	莖 90	西 1.50	町 80	浦 1.75	浦 30	立 2.75	川 1.00	木 1.00	沼 30	山 2.00	山 30	山 1.25	山 30	山 1.75	山 60	本 2.75	石 1.00	川 1.75	崎 25	指 70	崎 1.25	澤 1.00	澤 20	澤 50	澤 1.00	澤 1.50	田 2.50	田 25	田 1.00	津 1.25	津 85							
成 1.00	古 30	谷 30	谷 55	屋 1.50	山 50	山 1.25	山 1.00	山 2.75	山 90	江津 25	丸 1.25	木 1.75	野 1.00	目 25	井 90	井 25	江 1.00	田 1.75	山 1.00	崎 2.50	江 2.75	和 45	村 25	生 90	生 15	浦 85	浦 5	浦 40	浦 2.00	浦 25	石 1.25	戸 1.00	神 25	子 50	淵 1.00	倉 25	先 80	掛 1.25	谷 15	川 2.75	上川 90	上川 2.00	上小川 45	上小阿仁 1.50	上田 1.25	上浅羽 65	上味見 1.25	上麻生 1.00	上磯 2.00						

通話區域 キ、ク、ケ、コ

北小谷 85	桐島 80	久栗坂 〇 1.75	熊石 2.25	黑澤尻 1.25	コ之部
北小浦 〇 1.00	切石 40	山窪田 85	熊玉谷 25	黒田 1.25	
北崎 〇 2.50	切目川 1.50	窪川 2.00	熊谷 2.00	黒田庄 1.50	馬泉 25
北條 75	金田一 1.50	國見 1.25	熊切 75	黒松内 2.25	小泉 1.25
北川 1.50	金華山 〇 1.00	國立 20	熊取 1.50	黒田原 45	小泉 〇 60
北川内 2.75	琴ヶ湯 2.75	國包 1.50	熊野 2.00	黒澤 40	小出 60
北長野 1.00	家湯 1.25	國繼 2.00	熊野 2.00	黒坂 2.00	小岩 10
北野 2.50	鬼無里 65	國來 2.75	熊山野 1.00	黒羽 45	小梨 1.25
北河原 25	鬼無川 1.75	來原 2.00	熊町 70	黒野 1.00	小原木 〇 1.25
北河口内 2.25	鬼怒川 40	俱利加羅 1.00	熊村 75	黒山 1.50	小石原 2.75
北長野原 55	温泉 2.00	俱知安 2.25	熊倉 80	黒瀧 1.50	小井川 40
北茂安 〇 2.50	霧多布 3.00	鶴沼 25	熊本 2.75	黒岩 〇 2.25	小井金 15
北島 1.75	霧島温泉 2.75	日下部 35	熊川 1.25	桑原 1.00	小井金 25
北御牧 〇 45	桔梗 〇 2.00	草井 1.00	熊野跡 2.00	桑野 1.00	小井金 15
北牧 35	絹村 25	草野 2.50	玖島 2.00	桑名 1.00	小金田 1.00
北穂高 65	氣賀 70	草野 55	玖河 2.25	桑名川 70	小貝 40
北金澤 1.75		草津 45	玖波 2.00	桑村 1.75	小輕米 1.50
北橋 35	ク之部	草津 1.25	下松 2.25	那家 1.50	小川 1.50
北和氣 1.75	九幡 1.75	草間 1.75	雲井 〇 1.25	那路 3.00	小梁 1.00
北輪内 1.25	九度山 1.50	串本 1.75	雲原 1.50	那中 2.25	小瀧 〇 90
北八幡 〇 15	九重 1.50	串川 25	雲城 2.25	那木 1.25	小絹 〇 20
北山 〇 55	九重原 2.75	串木野 2.75	倉賀野 25	那子府 3.00	小口 1.50
北谷 〇 1.25	久原 〇 2.50	櫛形 40	倉橋 2.00	波上 〇 25	小倉 2.50
北郷 1.25	久原 〇 2.50	櫛田 1.00	倉敷 1.75	頸城橋 〇 85	小暮 35
北鷹栖 〇 2.75	久畑 1.50	櫛ヶ濱 2.25	倉吉 1.75	蔵増 〇 1.00	小黒 85
北長沼 〇 2.50	久遠 2.25	國定 25	鞍馬 1.25	蔵玉 25	小牛田 1.00
北中山 1.25	久賀 25	國友 1.00	栗田 1.50	蔵斜路 〇 3.00	小牛田驛前 1.00
北那珂 〇 25	久賀喜 2.25	國吉 1.75	栗谷 〇 2.00	蔵居 1.50	小久保 25
北馬城 2.50	久喜 20	國東 2.75	栗山 2.50		小串 1.75
北大飼 25	久鬼 1.25	楠 1.00	栗玉橋 25	ケ之部	小坂 1.50
北奈野 25	久田 25	楠見 1.50	栗橋 1.25	桂川 2.50	小坂井 85
北美 2.50	久米 1.75	楠久 2.75	栗源 25	毛木 〇 2.00	小茂田 〇 2.75
北東 2.25	久米 40	楠甫 〇 2.75	栗栖川 1.75	毛條 65	小須戸 80
碓 10	久慈 1.50	口内 1.25	栗見 1.00	下 1.25	小杉 1.00
碓吉 2.00	久芳 2.00	口北 2.00	厨 〇 1.25	下呂 1.25	小菅 〇 45
吉舎安田 2.00	久瀨 35	口大野 1.50	吳 2.00	下呂知 2.75	小谷 1.00
吉祥寺 10	久世 2.00	口大屋 〇 1.50	吳阿賀 2.00	氣仙沼 1.25	小田 〇 1.25
吉澤 40	久瀬 1.00	口田 2.00	吳羽 1.00	氣仙橋田 1.25	小平 20
吉備 1.75	久見 1.00	口吉川 1.50	吳新井 1.50	氣多 75	小竹 2.50
吉木 2.75	久保 25	口田澤 〇 80	吳新井 〇 75	檢見川 20	小鳥谷 1.25
君田 2.00	久津 2.50	口上林 〇 1.50	黒石 1.75	毛馬内 1.50	小船越 2.75
京都 〇 1.25	久保 2.25	口羽 2.00	黒磯 40	芥屋 2.50	小淵澤 45
京都桂 1.25	久田 1.75	口明方 1.00	黒川 1.00	芥野 40	小牧 1.00
京都山端 1.25	久田 2.75	口葛 1.25	黒川 〇 95	京城 3.75	小松 1.00
京塚 1.00	久田 1.50	口萬 25	黒川 2.75	氣多宮 〇 80	小松 70
京ヶ島 30	久留米 2.50	沓掛 25	黒川侯 1.00	源清田 25	小松 2.25
行田 25	久留米 23	葛塚 85	黒川渡 75	計根別 3.00	小松 1.25
行方 1.75	久留里 25	葛巻 1.50	黒山崎 1.75	慶徳 〇 80	小松 85
行徳 10	久那土 40	葛神 75	黒子 25		小松島 1.75
桐生 〇 25	久々野 1.25	隈庄 2.75			

千 蕨 湊 30	五千石 2.00	神 足 1.25	金 光 1.75	佐 用 1.50	城 嶺 25
小 森 湊 1.75	虎杖濱 2.50	神 野 1.75	金 東 25	佐 屋 1.00	東 嶺 15
小 南 25	五 條 1.50	郷 内 1.75	金 浦 1.25	佐 山 1.25	取 嶺 2.00
小 森 1.50	五 城 1.75	鴻 巢 25	向 道 2.25	佐 織 1.00	田 嶺 1.25
小 野 諸 45	大 五 領 1.25	鴻 舞 2.75	米ノ浦 1.25	佐 々 波 1.25	茶 嶺 25
小 林 2.75	三 座 1.25	郷 浦 2.75	米ノ津 2.75	佐 敷 2.75	榮 シンダガワ 1.00
小 富 士 2.50	御 領 1.75	郷 ノ口 1.25	強 首 1.25	佐 津 1.50	榮 濱 3.25
小 池 〇 75	御 殿 場 30	郷 田 2.00	強 戸 25	佐 々 木 90	構 原 1.25
小 玉 針 20	御 返 地 1.50	郷 山 山 60	強 合 戸 60	佐 太 2.50	盛 岡 1.25
小 中 川 75	御 所 1.25	郡 山 山 1.25	講 武 2.00	京 睦 1.25	相 良 60
小 阿 彌 〇 1.75	御 着 1.50	郡 里 1.75	肥 猪 2.75	座 光 寺 75	崎 戸 炭 坑 2.75
小 手 指 20	御 坊 1.50	郡 山 山 〇 3.00	肥 豪 溪 1.75	座 間 20	作 木 2.00
小 佐 佐 2.75	後 免 2.00	郡 家 1.75	コ 特 牛 2.50	座 西 郷 2.25	三 〇 1.00
小 泊 〇 1.75	御 油 85	九 重 35	昆 布 〇 2.25	西 郷 〇 60	櫻 井 1.25
子 浦 50	御 油 前 85	國 田 〇 85	好 摩 1.25	西 西 條 2.00	櫻 井 1.25
子 生 25	御 所 見 25	國 府 1.25	今 田 〇 1.50	西 西 城 2.00	櫻 井 2.50
小 吹 〇 1.50	後 藤 寺 2.50	國 府 1.75		西 西 條 2.00	櫻 井 25
木 幡 1.25	後 三 年 1.25	國 府 津 25		西 西 山 寺 1.25	櫻 井 90
木 葉 2.75	口 南 2.00	國 府 35		西 西 大 寺 1.75	櫻 井 1.50
木 器 1.50	甲 山 2.00	國 分 2.75		西 海 1.25	櫻 井 2.00
木 濱 1.25	甲 立 2.00	國 分 2.25		西 金 45	櫻 木 60
木 瀨 2.50	甲 佐 2.75	國 分 20		西 原 25	迫 川 1.25
木 古 里 25	甲 府 35	國 分 2.75		西 戸 崎 2.50	笹 川 25
木 古 賀 2.50	甲 浦 1.75	國 分 2.75		西 明 寺 1.25	笹 子 〇 25
木 古 河 25	甲 賀 1.25	國 分 2.75		西 坂 2.00	笹 山 1.50
木 古 座 1.75	香 呂 1.50	國 分 2.75		坂 部 60	笹 岡 〇 85
古 志 十 日 町 70	香 西 1.75	越 堀 〇 45		坂 下 85	笹 岡 1.75
古 新 田 1.75	香 里 1.50	越 谷 15		坂 下 1.00	笹 津 1.00
古 知 野 1.00	香 饒 〇 2.75	越 路 1.25		坂 上 2.25	笹 原 55
古 武 井 2.00	高 陽 〇 1.75	越 河 80		坂 上 1.25	笹 間 1.25
古 仁 屋 3.25	高 藏 寺 1.00	越 戸 〇 90		坂 野 城 50	笹 間 65
古 井 1.00	高 知 2.00	琴 平 1.75		坂 市 2.75	笹 谷 〇 70
古 巨 瀨 1.75	高 野 1.50	琴 浦 1.75		坂 出 1.75	篠 山 驛 前 1.50
兒 玉 25	高 野 口 1.25	粉 山 河 1.50		坂 越 1.50	篠 栗 2.50
湖 北 20	高 田 〇 25	駒 飼 〇 25		坂 谷 1.50	貞 光 1.75
湖 南 55	幸 崎 〇 2.75	駒 嶺 〇 85		坂 内 1.00	札 幌 〇 2.50
胡 麻 郷 1.25	幸 震 2.75	駒 形 〇 25		坂 戸 25	札 内 2.75
五 戸 1.50	幸 折 75	駒 形 〇 1.25		坂 元 85	陸 摩 吉 野 〇 3.00
五 井 20	幸 津 2.25	駒 揚 〇 2.75		坂 本 1.25	幸 崎 2.00
五 泉 85	幸 崎 25	駒 野 〇 1.00		坂 本 1.25	幸 津 川 1.25
五 分 市 1.25	神 島 1.75	駒 母 90		坂 本 1.75	幸 手 25
五 ヶ 所 1.25	神 志 山 1.50	駒 川 1.00		坂 本 1.75	幸 世 1.50
五 ヶ 谷 1.25	神 志 山 〇 1.50	興 居 島 2.25		坂 本 1.75	幸 久 〇 40
五 箇 〇 1.50	神 志 山 〇 1.00	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65
五 箇 〇 50	神 志 山 〇 2.00	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65
五 霞 25	神 志 山 〇 30	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65
五 城 目 1.50	神 志 山 〇 1.50	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65
五 所 川 原 1.75	神 志 山 〇 1.50	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65
五 百 石 1.00	神 志 山 〇 2.50	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65
五 里 合 1.50	神 志 山 〇 2.75	興 居 島 2.00		坂 本 1.75	幸 浦 〇 65

サ之部

大 分 伯 2.75	佐 伯 1.75	佐 伯 1.25	佐 賀 2.75	佐 川 2.00	佐 井 〇 1.75	佐 賀 關 2.75	佐 々 2.75	佐 須 奈 2.75	佐 久 山 40	佐 久 島 95	千 倉 20	佐 倉 65	佐 倉 〇 75	佐 治 1.50	佐 世 保 〇 2.75	佐 東 60	佐 那 具 1.00	佐 那 河 内 1.75	佐 沼 1.00	佐 貫 野 1.50	佐 野 1.50	佐 野 35	佐 野 〇 25	佐 野 〇 1.75	佐 原 25	佐 佐 〇 1.25	佐 見 1.25
------------	----------	----------	----------	----------	------------	------------	----------	------------	----------	----------	--------	--------	----------	----------	--------------	--------	------------	--------------	----------	------------	----------	--------	----------	------------	--------	------------	----------

通話區域 サ、シ

作谷澤 95	差木地 65	地頭方 60	篠路 2.50	下館 25	莊川 1.25
早良内野 2.50	在 家 1.25	地藏堂 75	芝富 45	下津 1.50	莊野 2.00
鮭波 1.25	龍本木 2.75	地名 60	柴崎 25	下竹田 1.75	莊原 2.00
鮭江 1.25	採銅所 2.50	椎谷 80	柴山 25	下竹莊 1.75	莊原 2.00
鮭兵營前 1.25	逆川 35	椎名内 25	柴馬川 35	下妻 25	菖蒲 25
鮭大坂 65	五西月 1.50	潮南 1.00	柴灘 75	下部 45	菖蒲田 95
山 1.50	業似 2.75	釜 90	民 1.25	下津井 1.75	精進 40
猿ヶ京 45		川 75	田 1.50	下土井 1.75	甚目寺 1.00
川 1.50	シ之部	子 40	島守 1.50	下仁田 35	城端 1.00
猿澤 1.00	四井手 1.75	澤 55	島津 1.25	下多度 1.00	城島 2.50
猿橋 95	四箇浦 1.25	尻 60	島松 2.50	下之一色 1.00	城山 30
猿橋 25	四條暖 1.50	尻中町 60	島村 25	下之川 1.25	城山 1.00
猿橋 75	四條津 25	名田 45	島岡 55	下之川 2.50	城山 1.50
猿橋 1.25	四方津 25	谷 2.50	島田 2.25	下關 1.00	城内 60
猿井 25	萬 40	谷 95	島市 2.25	下關本村 2.50	淨法寺 1.50
江 2.50	四郷 1.25	江 2.00	鳥ヶ原 1.00	下味見 1.25	白石 1.75
根 1.00	四郷 2.00	津 1.50	鳥原 2.75	下有住 1.25	白石 80
田 60	四郷 1.50	津 1.25	鳥々 70	下原田 1.00	白石 2.75
渡 40	志賀郷 1.50	原 45	清水 2.75	下廣川 2.75	白石 1.00
渡 60	志度 1.75	町 2.00	清水 1.00	下濱 1.25	白石 65
野 25	志方 1.50	野町 1.00	清水 45	下久堅 85	白市 2.00
目 1.50	志免 2.50	山田 2.25	清水 25	下之保 1.00	白木 2.75
三 75	志賀 45	佐田 2.75	清水 2.25	下村 1.75	白岡 20
三 75	志賀鳥 2.50	鹽田 1.75	清水三保 45	下神野 1.50	白老 2.50
三 1.75	志木 15	崎 40	清水澤 2.50	下黒瀬 2.00	白河 50
三 35	志波 2.50	穴戸 25	上下 2.00	下保倉 80	白井 20
三 1.50	志津川 1.00	穴原 50	上下濱 80	下山 45	白水 2.00
三 1.00	志染 1.50	市 25	下阿多古 70	山下 95	白水 15
三 1.50	志筑 1.50	酒 2.75	下甘田 1.25	下牧 1.00	白水 1.00
三 1.25	志筑 25	色 1.00	下岩川 1.50	下麻生 1.00	白水 90
三里塚 25	志波 1.00	兵 1.50	下伊自良 1.00	下山田 2.50	白水 1.50
三 1.50	志麻片田 1.25	飾西 1.50	下大野 1.50	下瀧 1.50	白水 1.50
三 2.75	志摩國府 1.25	靜浦 35	下小川 60	下私都 1.75	白水 35
三 1.25	志和 1.25	靜狩 2.25	下小阿仁 1.50	下涌別 2.75	白水 75
三 20	志和堀 2.00	靜川 90	下笠居 1.75	下三方 1.50	白水 1.00
三 1.25	志都美 1.50	靜岡 50	下加茂 1.75	下郡 25	白水 1.25
三 1.50	志雄 1.00	靜内 2.50	下市 1.50	下結城 25	白水 1.00
三 1.25	志屋 2.00	賤機 50	下野 1.00	下吉影 25	白水 25
三 1.75	志布志 3.00	琴石 1.25	下稻田 2.75	十五濱 1.00	白水 1.25
三 1.25	志津 1.25	七戸 1.50	下野條 80	十二所 1.50	白水 1.00
更池 1.50	志佐 2.75	七寶 1.00	下芳養 1.75	十三 1.75	白水 1.00
先 2.00	志多見 25	七軒 1.00	下里 1.75	十四山 1.00	白水 25
先 2.00	志文 2.50	七宿 85	下里 1.50	重井 1.75	白水 80
先 2.00	志水香 3.75	七野 1.00	下諏訪 55	周山 1.25	白水 50
先 80	志玉 1.00	磯長 1.50	下曾我 25	須知 1.25	白水 1.50
先 1.25	志名 2.00	磯岡 1.00	下川 1.00	修善寺 40	白水 25
先 1.25	志島 35	磯井 55	下川 1.00	正條 1.50	白水 25
更別 2.75	志生 2.50	磯井 35	下川 1.00	正院 1.25	白水 1.25
里庄 1.75	志黄 1.50	磯島 1.00	下川 1.25	正田 1.75	白水 3.00
里見 25	志頭 1.75	磯原 70	下川 1.25	正明市 2.50	白水 1.75

通話區域 シ、ス、セ、ソ、タ

Table listing various locations and their corresponding telephone area codes. The table is organized into columns and rows, with some entries circled. Locations include 白銀, 石神井, 真龍, 龍城, 子, 廻, 水澤, 津水, etc. The table is divided into sections for 'ス之部', 'セ之部', 'ソ之部', and 'タ之部'.

通話區域

千多古	25	岡	50	山口	2.25	竹澤	70	谷濱	75	子之部 小縣大門 55 小縣和田 50 千倉代 40 千代誠 80 千千誠 40 千千千佐千北 2.75 千千千北 2.50 千千千年葉 1.75 千千千 20 千間千濱 65 千屋 2.00 千塚 1.50 千田 2.75 千酌 2.00 千種 1.50 知立 90 知覽 3.00 知三 1.25 智頭 1.75 茅ヶ崎 25 茅廣江 1.00 茅野 50 秩父 25 秩父別 2.75 中宮祠 40 中峰山 1.25 中呂 1.25 中條 1.75 長者原 2.50 長者町 25 山府 2.50 長東 15 銚子 25 嶺南 25 茶屋町 1.75 千歳島山 10 近霧 1.50 近川驛前 1.75 海 3.00
多治見	1.00	萩	45	山森	1.75	武雄	2.75	谷内	1.25	
多田	1.50	高萩	25	川屋	1.75	武生	1.25	玉井	25	
多々良	2.50	高萩	1.75	山屋	1.25	武豐	95	玉山	1.75	
多度津	2.00	高萩	2.75	山山	1.25	武石	50	玉川	10	
多度志	2.75	高萩	2.75	山山	1.25	武里	20	玉川	50	
多徳川	1.25	高萩	1.50	山山	40	武並	1.00	玉川	40	
多版	1.50	高萩	90	山山	85	武田	1.75	玉川	25	
多山	45	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多麻	45	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多羅尾	1.25	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多羅尾	1.25	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多野	60	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多野	60	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多只出	1.25	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多只見	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	
多京	1.00	高萩	30	山山	1.75	武田	25	玉川	25	

ツ之部

三津 1.00
津井 1.50

通話區域 ツ、テ、ト

津江	2.75	ツクモウシ 附馬牛	1.25	手ノ子	90	掛手 戸田	1.50	鏡板 尾	1.25	兵庫 岡	1.50
津ノ井	1.75	作遺 〇	1.00	手間	2.00	戸畑	2.50	榜木	25	兵庫 岡	20
津居山	1.50	柘植	1.00	手良	〇 65	戸山	2.00	榜原	1.25	豊岡 川	85
津輕石	1.50	萬木	45	出町	1.00	戸隠	65	突符	〇 2.25	豊岡 川	〇 95
津木	1.50	萬澤	1.50	出羽	95	戸登	1.00	殿城	50	豊岡 川	〇 1.25
津澤	1.00	土陸	25	寺井	1.25	土市	70	殿田	1.25	豊岡 田	85
津島	1.00	土浦	25	寺尾	25	土津	1.00	綱	1.75	豊岡 田	〇 2.75
津谷	1.00	土崎	1.25	寺庄	1.25	土肥	45	綱田	1.00	豊岡 田	1.00
津民	2.50	土澤	1.25	寺田	2.00	土居	1.75	綱淵	1.50	豊岡 田	〇 1.50
津崎	2.50	土田	〇 1.25	寺山	1.25	土氣	25	綱真	1.75	豊岡 田	1.00
津新川	90	土淵	1.25	寺山	1.00	土庄	1.50	綱泊	3.50	豊岡 田	〇 1.00
津金	45	土山	1.25	寺津	95	土佐	2.00	泊	95	豊岡 田	〇 90
津山	1.75	土湯	75	寺泊	80	途申	1.25	泊村	〇 1.75	豊岡 田	40
津阪田	1.25	土恒	2.50	寺野	〇 75	東金	25	泊伴	2.00	豊岡 田	1.75
津廣田	2.00	辻川	1.50	寺元	1.75	東川	1.25	巴	〇 25	豊岡 田	1.75
津山田	〇 1.75	辻堂	25	寺前	1.50	洞釜	2.25	富浦	30	豊岡 田	1.50
津本田	2.75	辻堂	1.50	寺崎	1.00	洞釜	1.25	富岡	1.75	豊岡 田	95
津幡	1.00	辻町	1.75	天鹽	2.75	洞釜	90	富岡	30	豊岡 田	65
津和野	2.50	對馬佐賀	2.75	天下茶屋	1.50	洞釜	2.50	富岡	65	豊岡 田	60
津久見	2.75	筒賀	2.25	天神	1.50	洞釜	1.00	富岡	50	豊岡 田	1.75
津賀	1.75	筒川	1.50	天童	95	洞釜	〇 2.75	富岡	90	豊岡 田	25
津原志	1.50	筒石	80	天白	1.00	洞釜	35	富岡	1.50	豊岡 田	85
通津	2.25	妻木	1.00	天間林	1.50	洞釜	2.00	富岡	1.75	豊岡 田	2.00
津名	2.00	椿泊	1.75	天満	1.25	遠野	1.25	富岡	1.25	豊岡 田	1.00
都谷	2.00	燕井	75	田園調布	5	遠崎	〇 2.25	富岡	1.00	豊岡 田	1.25
都根川	2.50	燕井	1.25	徹別	〇 3.00	遠山	90	富岡	2.25	豊岡 田	1.50
都介野	1.25	坪井	1.75	弟子屈	3.00	遠山	85	富岡	〇 1.25	豊岡 田	50
都野津	2.25	連島	1.75	殿下	〇 1.25	遠山	95	富岡	〇 75	豊岡 田	55
綴	55	釣濱	〇 80			遠山	2.50	富岡	45	豊岡 田	〇 1.75
都筑	75	山鶴	1.00			武峰	1.25	富岡	1.00	豊岡 田	〇 1.50
堤ヶ岡	30	鶴岡	1.00	ト之部		武津	2.75	富岡	25	豊岡 田	1.00
塚山	70	鶴川	20	十社	1.00	時村	1.00	富岡	25	豊岡 田	1.75
塚カ	2.25	鶴形	1.50	十日町	70	島	1.75	富岡	1.50	豊岡 田	〇 2.75
塚新	80	鶴來	1.00	十日村	1.25	山	2.25	富岡	1.50	豊岡 田	1.00
塚北	2.50	鶴崎	2.75	十村	1.25	山	65	富岡	95	豊岡 田	2.00
月瀨	1.25	鶴里	〇 1.00	十余島	25	山	2.75	富岡	1.00	豊岡 田	25
月田	2.00	鶴田	1.75	十和田湖	1.50	山	1.25	富岡	1.75	豊岡 田	2.50
月津	1.25	鶴間	20	十和田	70	山	35	富岡	25	豊岡 田	1.00
月布施	1.00	鶴舞	25	戸出	1.00	山	1.50	富岡	1.25	豊岡 田	1.00
月夜野	40	鶴海	1.75	戸井	2.00	山	1.00	富岡	1.25	豊岡 田	1.50
月岡	90	鶴見	15	戸河内	2.25	山	65	富岡	65	豊岡 田	1.75
月温	70	鶴集	〇 1.00	戸賀	1.50	山	1.25	富岡	1.50	豊岡 田	1.00
月館	65	鶴賀	1.25	戸崎	15	山	1.50	富岡	1.00	豊岡 田	1.25
月輪	25	鶴分	2.50	戸倉	1.00	山	1.50	富岡	25	豊岡 田	25
筑波山	25	鶴立	2.50	戸野	50	山	25	富岡	25	豊岡 田	〇 75
筑波谷	1.00	鶴泉	〇 1.25	戸澤	70	山	90	富岡	2.25	豊岡 田	1.50
筑館	90	テ之部		戸澤	1.00	山	20	富岡	1.00	豊岡 田	2.75
筑地	85	手原	1.25	戸塚	20	山	2.00	富岡	60	豊岡 田	2.50
筑木	2.50			戸田	1.00	山	2.75	富岡	3.25	豊岡 田	1.50
筑木	1.00			戸田	25	山	75	富岡	1.25	豊岡 田	1.00

通話區域 下、ナ、ニ

Table with 2 columns: Location (e.g., 山賀島, 山賀島木, 山賀島志路) and Price (e.g., 1.00, 25, 1.00).

十之部

Table with 2 columns: Location (e.g., 奈名, 奈名, 奈名) and Price (e.g., 1.25, 3.50, 2.75).

Table with 2 columns: Location (e.g., 大川, 分川, 分川) and Price (e.g., 2.75, 55, 40).

Table with 2 columns: Location (e.g., 兵野, 兵野, 兵野) and Price (e.g., 1.50, 70, 25).

Table with 2 columns: Location (e.g., 山網, 山網, 山網) and Price (e.g., 1.75, 70, 90).

Table with 2 columns: Location (e.g., 七二會, 七二會, 七二會) and Price (e.g., 60, 1.50, 75).

ニ之部

Table with 2 columns: Location (e.g., 二階堂, 二宮, 二井) and Price (e.g., 1.25, 25, 85).

通話區域 二、又、ネ、ノ、ハ

西内 50	西田 1.25	練 1.25	野間 1.00	葉枝見 1.00	蜂屋 1.00
西浦上 2.75	西谷 1.50	練内 2.75	野間谷 1.50	葉山 25	初狩 25
西小川 60	西谷 2.50	實氣別 2.50	野村 1.00	杷木 2.75	初倉 60
西川 1.75	西谷 1.25		野母 2.75	服織 50	初瀬 1.25
西川 2.50	西谷 80	ネ之部	野ノヒ 95	服部 1.75	長谷川 1.50
西尾 95	西山 1.75	根雨 2.00	野手 25	馬頭 50	甘日市 2.00
西秦野 25	西山 1.50	根白石 95	野手崎 1.25	拜鳥 20	甘日市 15
西大浦 1.50	西山 80	根室 3.00	野付牛 2.75	棒名 35	甘日市 1.25
西押立 1.00	西野田 1.00	根羽 90	野木 25	棒原 1.25	花山 2.25
西高屋 2.00	西里 2.75	根上 1.25	野幌 2.50	棒原 2.50	花山 1.50
西牟田 2.50	西神樂 2.75	根形 25	野呂 25	棒原 1.00	花山 1.25
西武蔵 1.00	西神野 1.00	根本 25	能代 1.50	棒原 2.75	花山 35
西目 1.25	西箕輪 60	根屋川 1.50	能生 85	棒原 1.25	花山 25
西海 90	西錦 35	禰津 45	能登川 1.00	棒原 25	花山 1.50
西郡 1.00	西錦 1.25	練馬 10	能登部 1.25	棒原 60	花山 50
西合志 2.75	錦部 65	練馬北町 10	登戸 15	棒原 90	花山 1.50
西三川 1.00	錦多峰 2.50	鼠ヶ關 1.00	登川 2.50	棒原 1.50	花山 2.25
西根 85	錦多峰 40	熱 2.25	登別 2.25	棒原 2.50	花山 1.00
西櫻谷 1.25	錦多峰 2.00	根知 90	登別温泉 2.50	棒原 25	花山 1.25
西鹽田 55	日光湯元 45		延方 25	棒原 20	花山 2.50
西荒瀬 1.25	日坂 65	ノ之部	延岡 2.75	棒原 25	花山 2.00
西櫻島 3.00	日進 1.00	乃美 2.00	延岡 1.00	棒原 25	花山 1.50
西條 60	日東 20	野市 2.00	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西庄内 2.75	日立木 80	野山上 1.50	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西和良 1.25	入善 95	野上 25	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西戸田 1.50	入野 2.00	野上 2.75	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西角間 1.25	入河内 2.00	野北 2.50	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西島 40	韭崎 40	野石 1.50	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西渡 80	韭山 35	野口 40	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西松江 1.50	榆原 1.00	野崎 35	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西那須野 40	榆木 25	野崎 85	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西成瀬 1.25	上神谷 1.50	野澤 45	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西宮 1.50	庭坂 70	野澤温泉 70	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西保 30	荷負 2.50	野尻 25	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西能勢 1.50		野尻 75	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西畑 25	又之部	野尻湖 65	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西春 1.00	城田 35	野津原 2.75	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西春近 60	額田 1.50	野津田 80	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西春別 3.00	沼貫 1.50	野津田 20	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西船津 2.75	沼田 35	野津田 3.25	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西布施 1.00	沼田 2.75	野津田 1.50	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西岬 35	沼田 1.25	野津田 2.00	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西本 80	沼津 35	野波 2.00	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西郷 50	沼ノ端 2.50	野谷 1.75	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西馬音内 1.25	沼宮内 1.25	野々市 1.00	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西大島 1.75	沼崎 1.50	野々口 1.75	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西方 85	沼尻 70	野登 1.00	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西勝 1.50	沼部 1.00	野邊地 1.50	信田 55	棒原 25	花山 1.50
西白川 1.00	沼湯 1.75		信田 55	棒原 25	花山 1.50
西志和 2.00			信田 55	棒原 25	花山 1.50

通話區域 ハ、ヒ、フ

香川 1.75	日高 40	東大戸 25	彦成 15	大阪 1.50	愛知 1.00
田原 2.00	日立 40	東加舎 1.25	彦根 1.00	大阪 1.25	土施 40
原野 35	日立 45	東市來 2.75	彦山 2.50	大阪 1.50	土施 1.50
原野 75	日山 1.50	東黒部 1.00	彦崎 1.75	大阪 2.00	土勢 1.00
原野 30	日詰 1.25	東國分 2.75	彦名 2.00	大阪 1.50	土野 2.00
原野 20	日出 90	東兒玉 25	彦久 1.00	大阪 1.50	土川 20
原野 25	日出 250	東櫻島 3.00	彦木 1.75	大阪 25	土桑 1.00
原野 80	日出 20	東貞方 1.75	彦茂 60	大阪 2.00	土中 20
原野 2.50	日出 1.25	東志方 1.50	彦海 2.50	大阪 2.50	土中 1.75
原野 65	日出 25	東鹽田 50	彦浦 2.25	大阪 2.00	土馬 25
原野 25	日出 2.75	東白川 95	彦里 85	大阪 2.25	土家 1.75
原野 75	日出 1.50	東瀬棚 2.25	彦城 2.50	大阪 1.25	土士 40
原野 35	日出 2.75	東多久 2.75	彦川 1.00	大阪 70	土岡 40
原野 2.75	日出 1.00	東那須野 40	彦約 2.50	大阪 1.25	土見 45
原野 2.25	日出 40	東成瀬 1.25	彦津 1.00	大阪 1.00	土山 50
原野 25	日出 25	東田子浦 40	彦路 1.50	大阪 75	土山 35
原野 40	日出 55	東豊永 1.75	彦治 2.75	大阪 25	土山北 35
原野 2.75	日出 25	東外城田 1.25	彦岡 25	大阪 1.50	土津 25
原野 70	日出 1.25	東能勢 1.50	彦野 85	大阪 1.25	土戸 35
原野 1.25	日出 1.50	東藤島 1.25	彦山 40	大阪 75	土野 2.75
原野 1.50	日出 1.25	東別院 1.25	彦間 75	大阪 1.75	土上 25
原野 25	日出 45	東武蔵 1.00	彦井 25	大阪 55	土上 25
原野 95	日出 2.25	東村山 20	彦賀 1.50	大阪 1.50	土貴 1.50
原野 1.75	日出 1.75	東山 75	彦城 2.75	大阪 60	土屋 1.75
原野 25	日出 1.00	東山 1.25	彦小 2.75	大阪 1.75	土浦 1.25
原野 80	日出 15	東山 1.75	彦磯 30	大阪 1.00	土浦 75
原野 1.75	日出 2.75	東山代 2.75	彦泉 1.00	大阪 2.75	土澤 1.00
原野 70	日出 1.75	東根 1.00	彦川 1.75	大阪 1.50	土川 2.00
原野 2.75	日出 1.75	東岩本 1.00	彦川 3.00	大阪 2.75	土日 1.50
原野 1.25	日出 2.25	東勢崎 1.50	彦方 20	大阪 1.25	土井 1.50
原野 1.25	日出 60	東平田 1.00	彦湯 50	大阪 2.00	土江 2.50
原野 45	日出 1.75	東黒田 1.00	彦生 2.25	大阪 25	土谷 1.00
原野 3.00	日出 2.25	東押立 1.25	彦澤 1.25	大阪 2.75	土谷 25
原野 2.50	日出 1.75	東吉部 2.50	彦澤 65	大阪 2.50	土堀 2.75
原野 2.50	日出 2.50	東江 1.00	彦田 60	大阪 2.75	土芝 25
原野 1.50	日出 1.50	東平内 1.50	彦田 1.00	大阪 2.25	土浦 1.50
原野 55	日出 1.50	東舞鶴 1.25	彦瀧 70	大阪 2.50	土溝 85
原野 1.75	日出 2.00	東背振 2.75	彦戸 2.75	大阪 3.00	土井 1.25
原野 2.75	日出 1.00	東館 50	彦取 2.50	大阪 1.00	土井 1.25
原野 1.50	日出 25	東川 2.75	彦波 1.50	大阪 1.00	土井 1.50
原野 1.50	日出 2.75	東川八 2.75	彦塚 25	大阪 25	土居 25
原野 1.75	日出 1.00	東神樂 2.75	彦野 1.50	大阪 1.50	土間 2.50
原野 1.75	日出 1.75	東旭川 2.75	彦福 1.50	大阪 90	土江 90
原野 1.75	日出 80	東俱知安 2.25	彦林 95	大阪 1.25	土生 20
原野 1.00	日出 1.76	東川登 2.75	彦谷 85	大阪 1.25	土岡 1.50
原野 1.00	日出 1.75	東茂住 1.00	彦湯 1.25	大阪 1.00	土岡 2.50
原野 1.00	日出 1.75	東人吉 2.75	彦石 65	大阪 1.00	土岡 1.00
原野 35	日出 1.75	東引本 1.25	彦石 30	大阪 1.00	土岡 90
原野 2.75	日出 1.75	東足相 1.25	彦石 1.50	大阪 1.00	土岡 1.00
原野 2.75	日出 1.75	東足田 1.25	彦石 1.50	大阪 1.00	土岡 1.00

ヒ之部

京都 1.50	比立 1.50
日置 1.50	比布 2.75
日置 1.75	比見 1.00
日置 1.75	比室 25
日置 1.75	比田 1.75
日置 1.00	比野 80
日置 1.00	比前 1.76
日置 1.00	比犬 1.75
日置 35	比美 1.75
日置 2.75	比中 1.75

フ之部

大阪 1.50	飛渡 2.00
大阪 1.25	飛駒 25
大阪 1.50	美深 2.75
大阪 2.00	美唄 2.50
大阪 2.50	美瑛 2.75
大阪 2.25	美谷 2.25
大阪 2.50	美園 2.50
大阪 3.00	美幌 3.00
大阪 1.00	美守 80
大阪 1.00	折千 1.00
大阪 25	折湯 25
大阪 1.50	一日 1.50
大阪 90	筆甫 90
大阪 1.25	直根 1.25
大阪 1.25	直井 1.25
大阪 1.00	直生 1.00

山岡 1.75	山岡 1.25	越 1.50	大分府 2.75	本納 25	眞狩別 2.25
山口川 2.25	山崎 25	渡 25	米山寺 80	本分 2.75	眞駒内 2.50
山河 1.75	山澤 25	市 1.50		本別 2.75	眞脇 1.25
福木 2.00	藤澤 1.25	市 2.00	ホ之部	本町 25	米谷 1.00
福澤 1.00	藤田 75	市 1.50	布袋 1.00	本宮 1.50	米原 1.00
福島 70	藤橋 1.00	市 2.50	保 50	本目 2.25	舞川 1.00
福島 70	藤原 55	市場 1.25	保科 65	本村 2.00	舞子 1.50
福島 2.75	藤江 1.75	川 1.00	保田 30	本祝 1.25	舞阪 70
福島 2.00	藤生 2.00	川 2.50	保原 75	細江 1.25	舞鶴 1.50
福島 2.50	藤並 1.50	川 40	保見 95	細呂木 1.25	前郷 1.25
福住 1.50	藤島 1.00	川 1.25	保東 15	細入 1.00	前渡 35
福住 1.25	藤代 20	川 20	保坂 1.25	細浦 1.25	前澤 1.00
福田 65	藤根 1.25	口 1.00	保高 65	細倉 1.00	前池部 75
福田 1.50	藤尾 85	里 25	保穂 1.00	細見 1.50	前濱 2.00
福田 1.50	藤川 75	里 1.00	保穂 1.00	細田 25	前濱 3.00
福田 2.75	藤川 70	平 2.50	保穂 1.50	鳳來寺 90	前庄 1.50
福谷 1.75	藤川 1.25	山 1.25	保穂 80	洞戸 1.00	前原 2.50
福山 1.50	藤見 1.25	月 2.50	保穂 1.25	幌別 2.25	前橋 30
福山 1.00	藤見 1.50	濱 1.00	保穂 2.00	幌別 2.25	前地 1.00
福吉 2.50	藤見 1.00	間木 1.50	保穂 20	幌別 2.75	前田 2.25
福吉 70	藤島 1.50	古湯 2.75	保穂 2.75	幌内炭山 2.50	前田 1.50
福吉 1.50	藤島 1.50	分田 85	保穂 30	幌泉 2.75	牧本 60
福吉 70	藤島 1.50	文挾 35	保穂 1.25	幌満 2.75	牧郷 60
福丸 2.50	藤島 1.25	木樽 2.25	保穂 2.50	幌綿 1.50	牧野 1.25
福丸 25	藤島 1.50	山牧 3.00	保穂 2.75	幌月 1.75	牧野 25
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.75	芳川 70	牧村 80
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 25	千布 95	牧山 1.75
福丸 2.25	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.25		卷 80
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.75	マ之部	益城河原 2.75
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.00	馬下 85	益子 30
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 75	馬見原 2.75	益田 2.50
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 60	馬橋 15	益田 90
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 60	馬淵 1.00	益田 1.25
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.00	馬群別 2.25	益田 2.75
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.75	馬渡 20	益田 45
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.00	馬瀨 85	益田 3.00
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 60	間瀬 25	益田 1.75
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.00	間々田 25	益田 20
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.50	間吹 1.00	益田 1.75
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 95	眞室川 1.00	益田 1.25
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.25	眞壁 25	益田 40
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.25	眞加部 1.75	益田 50
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 2.25	眞鶴 25	益田 35
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 25	眞庭 40	益田 25
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.50	眞金 1.75	益田 65
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 1.25	眞野 1.00	益田 1.00
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50	保穂 3.25	眞岡 3.25	益田 1.00
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50	保穂 5	眞谷地 2.50	益田 90
福丸 1.75	藤島 1.50	代 1.50		眞妻 1.50	益田 1.25
福丸 1.00	藤島 1.50	代 1.50		眞人 70	益田 50

通話區域 フ、ハ、ホ、マ

通話區域

千松 25	萬 2.50	三長 2.00	美 2.00	水 1.75	南小 2.75
松 2.50	羽 1.00	野 75	美作 1.75	越 1.00	南小 25
野 5	的 20	三 85	美作 1.75	水 30	南横 1.50
松 60	的 1.25	三 1.50	美九 25	水 80	南 1.50
松 40	政 1.25	三 40	美 1.75	水 1.00	南 2.75
松 95	生 25	三 30	美 25	水 30	南大 2.50
松 1.75		三 2.00	美 75	水 1.50	南生 1.25
松 2.75	之部	三 1.50	美 1.00	水 25	南大 45
松 55	三井 1.25	三 60	美 1.75	光 2.75	南箕 60
松 75	三池 2.75	三 2.75	美 2.25	光 2.25	南武 1.00
松 25	三入 2.00	三 1.50	美 65	光 1.75	南毛 25
松 40	三市 1.00	三 2.50	美 50	瑞 1.00	南吉 25
松 90	三町 1.25	三 2.75	美 1.75	瑞 1.50	南崎 55
松 90	三重 2.75	三 2.50	美 1.25	溝 2.00	南橋 35
松 2.00	三重 2.75	三 2.50	美 25	溝 1.50	南古 20
松 15	三川 65	三 2.00	美 65	溝 15	南松 1.25
松 1.25	三川 1.75	三 80	美 2.50	溝 2.50	南蟹 1.00
松 1.25	三神 55	三 2.50	美 1.50	溝 1.00	峰 2.00
松 75	三方 70	三 95	美 70	溝 25	峰 1.50
松 1.50	三方 1.50	三 1.75	美 1.75	溝 25	箕 35
松 40	三方 45	三 2.00	美 2.75	溝 2.75	箕 1.50
松 20	三方 1.75	三 1.25	美 2.50	溝 85	箕 45
松 1.75	三日 75	三 1.25	美 1.00	源 25	宮 80
松 2.25	三河 1.50	三 25	美 40	南大 25	宮 70
松 65	三河 85	三 1.00	美 45	南 1.50	宮 1.25
松 25	三河 90	三 1.75	美 1.75	南 2.00	宮 1.50
松 1.25	三河 95	三 2.25	美 40	南 1.00	宮 1.25
松 1.00	三河 90	三 25	美 2.75	南 25	宮 1.00
松 2.25	三石 1.50	三 55	美 2.00	南 50	宮 2.75
松 2.75	三石 2.50	三 2.75	美 1.25	南 20	宮 95
松 1.25	三丘 2.25	三 1.75	美 1.25	南 2.50	宮 1.50
松 1.25	三木 1.50	三 60	美 1.25	南 75	宮 2.00
松 1.75	三國 1.75	三 1.75	美 1.25	南 2.25	宮 1.00
松 2.75	三國 2.50	三 2.50	美 1.25	南 1.50	宮 65
松 1.25	三國 55	三 2.00	美 2.75	南 50	宮 2.50
松 1.00	三國 1.50	三 2.25	美 2.50	南 45	宮 1.00
松 1.25	三雲 1.25	三 25	美 60	南 60	宮 1.50
丸 40	三倉 70	三 25	美 2.00	南 25	宮 1.00
丸 1.50	三栖 1.75	三 65	美 70	南 1.25	宮 2.75
丸 90	三坂 55	三 70	美 45	南 80	宮 1.50
丸 50	三崎 25	三 50	美 85	南 2.75	宮 85
丸 1.75	三里 50	三 1.00	美 30	南 35	宮 2.75
丸 1.25	三鄉 1.00	三 1.50	美 2.00	南 1.50	宮 1.75
丸 25	三澤 1.50	三 30	美 1.75	南 55	宮 85
丸 2.00	三島 30	三 2.00	美 1.25	南 80	宮 20
萬 1.75	三庄 2.00	三 1.25	美 2.25	南 1.00	宮 2.75
萬 25	三瀨 1.25	三 2.25	美 1.75	南 80	宮 2.75
萬 50		三 2.25	美 1.25	南 80	宮 2.75

六、電話ニ關スル參考規定類

イ、電話規則

目次
第一章 總則
第二章 加入者
第三章 加入申込及受理
第四章 電話番號
第五章 電話ノ設備及維持
第六章 特殊裝置
第一節 増設機械
第二節 接續電話
第三節 卓上電話
第四節 特別市外通話裝置
第五節 發信及著信専用裝置
第七章 電話料金
第一節 通則
第二節 料金種別
第一款 加入料
第二款 電話使用料
第三款 附加使用料
第四款 電話線設備料
第五款 機械移轉料
第六款 名義變更料
第七款 電話番號誌掲載料
第八款 臨時電話ニ關スル料金
第三節 料金納付
第四節 料金免除及還付
第八章 通話停止及加入除名
第九章 雜則
附則
電話規則

第一章 總則

第一條 電話ノ加入ハ左ノ二種トス
 一 單獨加入 一加入ニ付一回線ヲ有スルモノ
 二 共同加入 二加入共同シテ一回線ヲ有スルモノ

第二條 共同加入ノ電話機設置場所ハ相手方ノ電話線路ヨリ直線距離二百二十メートル以内タルベシ但シ所轄選信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 所轄選信局長ニ於テ事業上又ハ工事ニ支障アリト認ムルトキハ前項ノ距離以内ノ場所ト雖モ共同加入ヲ爲サシメザルコトアルベシ

第三條 加入者ハ加入種類ノ變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得共同加入ヲ單獨加入ニ變更セントスルトキハ選信大臣ニ於テ別ニ定ムル設備費ヲ納ムベシ
 所轄選信局長ニ於テ事業上又ハ工事ニ支障アリト認ムルトキハ第一項ノ請求ニ應ゼザルコトアルベシ

第四條 電話加入區域ハ普通加入區域及特別加入區域ノ二種トシ當該電話官署ニ之ヲ公示ス
 所轄選信局長ニ於テ事業上又ハ工事ニ支障ナシト認ムルトキハ當該電話官署ノ加入區域外ナル場合ト雖モ加入ヲ

許可スルコトアルベシ

第四條ノ二 電話機設置場所ハ加入者ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ限ル但シ所轄選信局長ニ於テ事業上支障ナシト認メ特ニ許可シタル場合此ノ限ニ在ラズ

第五條 本令ニ依リ電話官署ニ對シテ爲ス請求ハ別ニ定ムル書式ニ依ルベシ

第二章 加入者

第六條 加入者ハ一加入ニ付一人タルベシ
 社寺、學校、組合又ハ團體ニシテ法人ニ非ザルモノハ電話官署ニ於テ適當ト認ムルモノニ限リ其ノ名ニ於テ加入セシムルコトアルベシ
 前項ノ規定ニ依リ加入者ハ料金納付其ノ他一切ノ責ニ任ゼシムル爲代表者一人ヲ選定シ届出ツベシ代表者ヲ變更スル場合亦同ジ

第七條 加入者其ノ加入ヲ他人ニ讓渡セントスルトキハ當事者ノ連署シタル請求書ヲ當該電話官署ニ差出シ其ノ承認ヲ受クベシ
 所轄選信局長ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ電話官署ハ加入ノ讓渡ヲ承認セザルコトアルベシ
 電話官署ハ第一項ノ請求書ノ外必要ナル事項ヲ記載シタル書類ヲ提出セシムルコトアルベシ
 所轄選信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ判決其ノ他ノ書類ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ連署ニ代ルモノトシテ取扱フコトアルベシ

第八條 加入ノ讓渡アリタルトキハ新加入者ハ舊加入者ガ電話官署ニ對シテ有シタル一切ノ權利及義務ヲ承繼スルモノトス

第九條 加入申込者又ハ加入者死亡シタルトキハ其ノ相續人ハ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ起算シ三月以内ニ其ノ證明書ヲ添ヘ當該電話官署ニ承繼ノ届出ヲ爲スベシ
 前項ノ規定ハ法人ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 所轄選信局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ電話官署ヲ指定シ開通ノ日ヨリ起算シ一年間當該電話官署所屬加入ノ讓渡ヲ禁止スルコトアルベシ但シ已ムヲ得ザル事由アリト認メラルル加入ノ讓渡ニ付テハ特ニ之ヲ許可スルコトアルベシ

加入申込及臨時電話ノ加入ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十一條 第十九條ノ規定ニ依リ開通シタル電話ノ加入ハ開通後五年間之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ所轄選信局長ニ於テ特ニ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 加入申込及受理

第十二條 電話ノ加入ヲ爲サントスル者ハ一加入毎ニ加入申込書ヲ當該電話官署ニ差出スベシ
 共同加入ノ申込ヲ爲サントスル者ハ相手方ヲ選定シ加入申込書ニ雙方連署スベシ

第十三條 加入申込ノ受付期間ハ別ニ之ヲ公示ス

第十四條 加入申込ヲ受理セラレタル者ハ選信大臣ニ於テ別ニ定ムル設備費ヲ納ムベシ

第十五條 第十三條ノ規定ニ依リ受付期間内ノ加入申込ガ當該電話官署ノ受理豫定數ヲ超過スルトキハ抽籤ニ依リ申込ノ受理ヲ決定ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル加入申込ハ之ヲ受理セザルコトアルベシ
 一 同一人ニ於テ二箇以上ノ申込ヲ爲ス場合ニ於ケル一箇以外ノモノ

電話ニ關スル參考規定類

二 當該申込者ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ非ザルモノヲ電話機設置場所トスルモノ
 同一ノ邸宅又ハ構内ニ居住スル者ハ前項ノ適用上之ヲ同一人ト看做ス

第十七條 加入申込ノ受理後ト雖モ開通前ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ受理ヲ取消スコトアルベシ
 一 申込ガ前條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ
 二 申込者ガ所在不明ノ場合ニ於テ管理人ヨリ何等ノ申出ナキトキ
 三 申込者ガ法人又ハ第六條第二項ノ規定ニ依ルモノナル場合ニ於テ解散シタルトキ

第十八條 加入申込ヲ受理セラレタル者電話官署ノ指定スル期日迄ニ加入料及設備費ヲ納付セザルトキハ該加入申込ノ受理ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第十九條 所轄逓信局長ニ於テ官廳、公署又ハ公益事業等ノ用ニ供スル爲必要アリト認ムルトキハ第十三條ノ規定ニ依リ受付期間ニ拘ラズ加入申込ヲ受理スルコトアルベシ
 所轄逓信局長ハ前項ノ場合ニ於テ設備費ヲ免除スルコトアルベシ

第二十條 臨時電話ノ加入申込ノ受理ヲ爲スベキ電話官署及加入區域ニ關スル制限並ニ加入期間ハ別ニ之ヲ告示ス
 臨時電話ニ關シテ前七條ノ規定ヲ適用セズ

第二十一條 工事上支障アルトキハ前八條ノ規定ニ拘ラズ加入申込ヲ受理セザルコトアルベシ

第四章 電話番號

第二十二條 電話番號ハ當該電話官署ニ於テ一加入毎ニ一箇ヲ定ム但シ共同加入ニ對シテハ相手方ト同一ノ番號ヲ附スルコトアルベシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電話番號ヲ變更スルコトアルベシ
 一 加入種類ヲ變更シタルトキ
 二 加入區域ノ設定又ハ變更ニ因リ所屬電話官署ヲ異ニスルニ至リタルトキ
 三 同一電話官署所屬内ニ於テ交換取扱局ヲ異ニスルニ至リタルトキ
 四 甲種増設電話機ヲ設備シ又ハ之ヲ廢止シタルトキ
 五 工事上又ハ交換取扱上必要アルトキ

第二十四條 電話番號簿ニハ電話番號、加入者名、電話機設置場所其ノ他電話ノ利用上必要ナル事項ヲ掲載ス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル電話ニ關シテハ電話番號簿ノ掲載ヲ省略スルコトアルベシ
 一 發信専用裝置ヲ爲シタルモノ
 二 甲種増設電話機ヲ接續スル加入回線中代表番號以外ノモノ
 三 電話番號簿ノ掲載省略ノ請求アリタルモノ
 四 電話機設置場所ニ加入者ガ居住セザルモノ

第二十六條 加入申込者又ハ加入者ハ電話番號簿ニ左ノ各號ノ特殊掲載ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 一 重複掲載 自己ノ氏名、稱號等ノ區別ニ從ヒ二箇所以上ニ名義ヲ掲載スルモノ
 二 他人名義掲載 電話機設置場所居住者ニシテ加入者以外ノ者ノ名義ヲ掲載スルモノ

第五章 電話ノ設備及維持

第二十七條 加入者ノ使用ニ供スル電話ノ設備及維持ハ電話官署ニ於テ之ヲ行フ但シ所轄逓信局長ニ於テ支障ナシ

ト認ムルトキハ加入申込者又ハ加入者ノ申請ニ依リ電話線、電話機、附屬交換機、附屬物品等ノ供給若ハ之ガ設備及維持ヲ爲サシムルコトアルベシ
 前項但書ノ規定ニ依リ設備ハ電話官署ノ指示スル所ニ依リ且其ノ維持ハ電話官署ニ於テ爲スモノト同等以上ナルコトヲ要ス

第二十八條 加入者ハ濫ニ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話設備ノ移轉、變更若ハ分解ヲ爲シ又ハ之ニ他ノ線條、機械等ノ連結ヲ爲スペカラズ但シ水火其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 加入者ハ電話官署ノ従事員ガ電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ立入り電話ノ工事、試驗、障得修理等ヲ爲シ又ハ之ガ設備及維持ニ關スル事項ヲ點檢スルコトヲ拒ムコトヲ得ズ
 前項ノ場合ニ於テ當該従事員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ

第三十條 電話官署ハ加入者ノ使用ニ供スル電話設備ノ取付、撤去、移轉等ノ場合ニ於テ關係造營物ヲ修復スルノ責ニ任ゼズ

第三十一條 加入者ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話設備ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第二十八條ノ規定ニ違反スル所爲ニ因リ復舊工事ヲ要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ辨償スベシ

第三十二條 加入者ハ電話機機ノ移轉又ハ一時撤去ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ共同加入者ハ移轉先ニ於テ直ニ共同加入トナリ得ル場合ニ限ル
 所轄逓信局長ニ於テ事業上又ハ工事上支障アルトキハ前項ノ請求ニ應ゼザルコトアルベシ

第三十三條 第十條第一項及第十一條ノ規定ハ電話機設置場所ノ變更ニ付之ヲ準用ス
 加入申込ノ受理後開通前ニ於テハ電話機設置場所ノ變更ヲ爲スコトヲ得但シ所轄逓信局長ニ於テ特ニ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 特殊裝置

第一節 増設機械

第三十四條 加入申込者又ハ加入者ハ左ノ各號ノ増設機械ノ裝置ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 一 電話機 { 甲種 交換機ニ依リ接續スルモノ
 乙種 轉換器ニ依リ接續スルモノ
 二 受話器
 三 電鈴

第三十五條 増設機械ノ裝置ニ關スル制限左ノ如シ
 一 甲種電話機 共同加入及度數料金制ヲ施行スル電話官署所屬ノ臨時電話ノ加入回線ニ接續スルコトヲ得ズ
 二 乙種電話機 一加入ニ付二箇以內トス尙三箇以上ノ加入回線ニ共通ニ接續スルコトヲ得ズ
 三 受話器 電話機一箇ニ付一箇トス
 四 電鈴 電話機一箇ニ付一箇トス

第四條第二項ノ規定ニ依リ電話ノ加入回線ニ對シテハ當該電話官署以外ノ電話官署ニ屬スル加入回線ト共通ニ電話機ノ増設ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十六條 増設機械ノ裝置ハ加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅若ハ構内又ハ所轄逓信局長ニ於テ同一ノ邸宅若ハ

構内ニ準ズルモノト認ムル地域内ニ限ル
第三十七條 甲種増設電話機相互間及之ト加入回線トノ交換取扱ハ電話官署ノ指示スル所ニ依リ加入者ニ於テ之ヲ爲スベシ

第三十八條 増設電話機ノ設備及維持ヲ爲ス加入申込者又ハ加入者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 設備工事完了シタルトキハ加入回線ニ接續前所轄選信局長ニ届出テ其ノ検査ヲ受クルコト
- 二 關係加入回線又ハ増設電話機ノ通話ニ支障ヲ生ズベキ程度ノ工事ヲ爲サントスルトキハ豫メ當該電話官署ニ届出ヅルコト
- 三 電話官署ノ指示スル所ニ依リ設備ノ狀況、維持ニ關スル工事ノ種類及施工度數、工事擔當者ノ氏名等ヲ記錄シ置クコト

第三十九條 甲種増設電話機ヲ使用スル加入者ハ電話官署ノ指示スル所ニ依リ其ノ増設電話機ニ關スル通話上ノ故障ノ有無ヲ試験スベシ

第四十條 加入申込者又ハ加入者ハ所轄選信局長ノ資格認定ヲ得タル者ニ非ザレバ甲種増設電話機ノ交換取扱又ハ第二十七條第一項但書ノ規定ニ依リ設備及維持ニ從事セシムルコトヲ得ズ

前項ノ從事者本令又ハ電話官署ノ指示ニ從ハザルトキハ所轄選信局長ニ於テ加入申込者若ハ加入者ヲシテ之ヲ變更セシメ又ハ甲種増設電話機ノ使用若ハ第二十七條第一項但書ノ規定ニ依リ設備及維持ヲ爲サシメザルコトアルベシ

第四十一條 所轄選信局長ニ於テ工事上又ハ交換取扱上支障アリト認ムルトキハ増設機械ノ裝置ノ請求ニ應ゼズ又ハ其ノ裝置ヲ變更シ若ハ變更セシメ又ハ其ノ使用ヲ爲サシメザルコトアルベシ

第二節 接續電話

第四十二條 加入申込者又ハ加入者ハ加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅又ハ構内ニ於テ使用スル私設、官廳用又ハ市内専用電話機ヲ加入回線ニ接續ノ請求ヲ爲スコトヲ得前項ノ電話機ニ關シテハ増設電話機ニ關スル規定ヲ準用ス

第三節 卓上電話

第四十三條 加入申込者又ハ加入者ハ卓上電話機ノ裝置ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四節 特別市外通話裝置

第四十四條 磁石式局ノ加入申込者又ハ加入者ニシテ特別市外通話區域ニ屬スル通話ヲ爲サントスル者ハ特別市外通話裝置ノ請求ヲ爲スベシ

第五節 發信及著信専用裝置

第四十五條 加入申込者又ハ加入者同一ノ邸宅又ハ構内ニ於テ二以上ノ電話ノ加入ヲ有スルトキハ一箇ヲ除ク他ノ加入回線ニ付發信専用又ハ着信専用ノ裝置ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七章 電話料金

第一節 通則

第四十六條 電話料金は關スル電話官署ノ局種別ハ左ノ標準ニ依リ當該電話官署所屬ノ加入數ニ應ジ之ヲ定メ別ニ公示ス但シ機械設備其ノ他工事上ノ關係等ニ依リ該標準ニ依ラザルコトアルベシ

一級局	加入	十萬以上	三級局	加入	二萬以上
二級局	同	五萬以上	四級局	同	五千以上

五級局	加入	二千以上	九級局	同	百以上
六級局	同	八百以上	十級局	同	五十以上
七級局	同	四百以上	十一級局	同	二十五以上
八級局	同	二百以上	十二級局	同	二十四以下

第四十七條 加入區域ノ設定ナキ電話官署所屬ノ加入ノ電話料金ハ當該電話官署ヨリ關係電話線路千二百十メートル迄ハ普通加入區域内ニ又三キロメートル迄ハ特別加入區域内ニ在ルモノトシテ之ヲ課ス

第四十八條 選信大臣ニ於テ通信事務上必要ト認ムル加入ニ對シテハ料金ヲ課セス

第四十九條 第二十七條第一項但書ノ規定ニ依ル場合ハ該加入ニ對スル料金ハ之ヲ特定又ハ免除スルコトアルベシ

第二節 料金種別
第一款 加入料

第五十條 加入申込ヲ受理セラレタル者ハ左ノ加入料ヲ納ムベシ

一級局	二級局	三級局	四級局	五級局	六級局	七級局
二十圓	二十圓	十五圓	十五圓	十三圓	十圓	五圓

第二款 電話使用料

第五十一條 四級局以上ノ電話官署ニハ度數料金制ヲ施行シ其ノ他ノ電話官署ニハ均一料金制ヲ施行ス

第五十二條 度數料金制ヲ施行スル電話官署ノ加入者ハ左ノ電話使用料ヲ納ムベシ

一級局 二級局 三級局 四級局

一 基本料	單獨加入	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓
年額	共同加入	三十圓	二十圓	二十圓	二十圓
		三圓	九圓	五圓	一圓

二 度數料 市内通話一度數毎ニ三錢
度數料ハ通話ヲ請求シタル加入者ニ之ヲ課ス

第五十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル通話ニ對シテハ度數料ヲ課セス

- 一 電話ノ障礙又ハ交換ノ取扱ニ關シテ指定シタル電話官署ノ加入電話ニ對シテ爲スモノ
- 二 電話ノ障礙又ハ電話官署ノ過失ニ因リ通話ノ中途ニ於テ不能トナリタルモノ
- 三 市外通話等ノ取扱ニ付別ニ定ムル所ニ依リ電話官署ニ於テ中斷シタルモノ
- 四 同一共同加入ノ加入者相互間ノモノ

第五十四條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發行スル新聞社又ハ新聞通信社ノ持主ノ名義ニ屬スル加入ニシテ當該加入者ノ申請ニ依リ所轄選信局長ニ於テ該事業ノ専用ニ供スルモノト認メタルモノニ對スル度數料ハ市内通話一度數毎ニ一錢五厘トス

第五十五條 度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ共同加入者ハ其ノ一方ヲ度數料納付責任者ニ定メ雙方連署シ當該電話官署ニ届出ヅベシ度數料納付責任者ヲ變更スル場合亦同ジ

度數料金制ヲ施行スル自動式局ノ共同加入者ノ爲シタル通話ニ對スル度數料ハ相手方ノ分ト合算シ度數料納付責任者ニ之ヲ課ス

第五十六條 度數料ヲ課スベキ通話度數ハ當該電話官署ノ算定スル所ニ依ル

第五十七條 均一料金制ヲ施行スル電話官署ノ加入者ハ年額左ノ電話使用料ヲ納ムベシ

電話ニ關スル參考規定類

	五級局	六級局	七級局	八級局	九級局	十級局	十一級局	十二級局
單獨加入	九十圓	八十圓	七十圓	六十圓	六十圓	五十圓	四十圓	四十圓
共同加入	六十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓	三十圓	三十圓

第五十八條 加入區域ノ設定ナキ電話官署ノ加入者ハ年額七圓ニ當該電話官署ノ普通加入區域内關係電話線路百十メートル迄毎ニ二圓四十錢ヲ加算シタル電話使用料ヲ納ムベシ

第三款 附加使用料

第五十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル加入者ハ附加使用料ヲ納ムベシ

- 一 普通加入區域外ニ在ルモノ
- 二 増設機械ヲ使用スルモノ
- 三 接續電話機ヲ使用スルモノ
- 四 卓上電話機ヲ使用スルモノ
- 五 特別市外通話裝置ヲ使用スルモノ

第六十條 普通加入區域外加入ノ距離ニ依ル附加使用料ハ年額左ノ如シ

- 一 八級局以上

當該電話官署ノ普通加入區域外ニ於ケル關係電話線路百十メートル迄毎ニ	特別加入區域内	四圓
	加入區域外	五圓
- 二 九級局以下

當該電話官署ノ普通加入區域外ニ於ケル關係電話線路百十メートル迄毎ニ	二圓四十錢
-----------------------------------	-------

第六十一條 第四條第二項ノ規定ニ依ル加入ニシテ電話機設置場所ガ他ノ電話官署ノ加入區域内ニ在ルモノニ對シテハ前條ノ料金ノ外ニ年額左ノ特別ノ附加使用料ヲ課ス

- 一 八級局以上 電話使用料ト同額ノ料金
- 二 九級局以下

單獨加入	四十圓
共同加入	三十圓

第六十二條 増設機械ノ附加使用料ハ一箇毎ニ年額左ノ如シ

- 一 電話機 十二圓
- 二 受話器 四圓
- 三 電鈴 四圓

同一ノ加入回線ニ接續スル甲種増設電話機ガ同一人ノ專用ニ屬セザルトキハ前項ノ料金ノ外ニ増設電話機全部ニ對シ一箇毎ニ四圓ヲ加算ス

乙種増設電話機ニシテ二箇ノ加入回線ニ共通ニ接續スルモノニ對シテハ第一項ノ料金ノ外ニ電話機一箇毎ニ六圓ヲ加算ス

甲種増設電話機ノ附屬交換機ニ對スル附加使用料ハ所轄選信局長ニ於テ申請許可ノ都度別ニ之ヲ定ム

第六十三條 接續電話機、卓上電話機及特別市外通話裝置ノ附加使用料ハ一箇毎ニ年額左ノ如シ

- 一 接續電話機 八圓
- 二 卓上電話機 十圓
- 三 特別市外通話裝置 七圓

第四款 電話線設備料

第六十四條 普通加入區域外加入ノ申込ヲ受理セラレタル者又ハ當該電話官署ノ普通加入區域外ニ於テ電話線路ノ變更ヲ要スル電話機ノ移轉若ハ加入種類ノ變更其ノ他ノ請求ヲ爲ス加入者ハ左ノ電話線設備料ヲ納ムベシ但シ單ニ電話線路ヲ短縮スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當該電話官署ノ普通加入區域外ニ於ケル關係電話線路百十メートル迄毎ニ

特別加入區域内	十八圓
加入區域外	二十三圓

第五款 機械移轉料

第六十五條 電話機械ノ移轉又ハ一時撤去ノ請求ヲ爲ス加入者ハ一箇毎ニ左ノ機械移轉料ヲ納ムベシ

一 同一ノ邸宅若ハ構内ニ於ケル移轉又ハ一時撤去ノ場合

電話機	八級局以上	九級局以下
増設電鈴	四圓	三圓
附屬物品	三圓	二圓

附屬物品(電話機、電鈴若ハ附屬交換機ノ移轉又ハ一時撤去ニ伴フ場合ヲ除ク)

附屬交換機及其ノ附屬物品 實費 實費

二 前號以外ノ場合

電話機	八級局以上	九級局以下
増設機械	三十圓	二十圓

前號ト同額ノ料金

前項ノ料金ハ天災地變其ノ他不可抗力ニ因リ立退場所ニ移轉スル場合ニハ之ヲ課セズ

第六款 名義變更料

第六十六條 加入讓渡ノ承認ヲ受ケントスル加入者ハ左ノ名義變更料ヲ納ムベシ

一級局	二級局	三級局	四級局	五級局	六級局	七級局
十五圓	十圓	八圓	六圓	五圓	四圓	三圓

前項ノ料金ハ第九條ノ規定ニ依ル加入承繼ノ場合ニハ之ヲ課セズ

第七款 電話番號簿掲載料

第六十七條 電話番號簿ニ特殊掲載ノ請求ヲ爲ス加入申込者又ハ加入者ハ一掲載毎ニ年額左ノ電話番號簿掲載料ヲ納ムベシ

一級局	二級局	三級局	四級局	五級局	六級局	七級局
六圓	五圓	四圓	三圓	二圓	二圓	一圓
				五十錢		五十錢

第八款 臨時電話ニ關スル料金

第六十八條 臨時電話ニ關シテハ機械移轉料ヲ除クノ外本章前各條ノ規定ニ依ラズ左ノ料金ヲ課ス

一 電話架設料	四級局以上	二十圓
	五級局以下	十圓
二 電話使用料 日額	四級局以上	二圓
	五級局以下	一圓
三 附加使用料 乙種増設電話機一箇毎ニ		三圓

第三節 料金納付

第六十九條 加入料、設備費、電話線設備料及臨時電話ニ關スル料金ハ當該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

名義變更料及機械移轉料ハ當該電話官署ニ其ノ請求ヲ爲ストキ之ヲ納ムベシ

第七十條 電話使用料及附加使用料ハ年額ヲ四分シ左ニ掲グル四期ノ別ニ從ヒ每一期分ヲ其ノ期ノ初月末日迄ニ當該電話官署ニ納ムベシ但シ度數料金制ヲ施行スル電話官署ニ於ケル度數料及通話度數ニ依リ課スベキ附加使用料ハ每一期分ヲ其ノ次期ノ初月末日迄ニ納ムベシ

- 第一期 四月一日ヨリ六月三十日迄
- 第二期 七月一日ヨリ九月三十日迄

第三期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄

第四期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第七十一條 電話ノ開通ガ前條各期ノ中途ナル場合ハ其ノ初期ノ電話使用料及附加使用料ノ開通ノ日ヨリ起算シ十五日以内ニ當該電話官署ニ之ヲ納ムベシ
前項ノ料金ハ開通ノ日ヨリ起算シ其ノ期ノ末日ニ至ル迄ノ日數ニ應ジ年額料金ノ日割ヲ以テ算定ス
前二項ノ規定ハ開通後漸ニ附加使用料ヲ納ムベキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十二條 第七十條各期ノ中途ニ於テ加入ノ取消又ハ除名アリタル場合ハ其ノ期分ノ料金ノ全額ヲ課ス

第七十條各期ノ中途ニ於テ電話開通シ其ノ期ノ末日迄ニ加入ノ取消又ハ除名アリタル場合ハ前條ノ規定ニ拘ラズ一期分ノ料金ヲ課ス

前二項ノ場合ニ於テ未納額アルトキハ當該電話官署ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

前各項ノ規定ハ加入者ノ請求ニ依リ普通加入區域外加入ニ對スル附加使用料以外ノ附加使用料ガ減少又ハ消滅スベキ場合ニ之ヲ適用ス

第七十三條 電話番號簿掲載料ハ一會計年度毎ニ之ヲ課ス會計年度ノ中途ニ於テ掲載ヲ爲シ又ハ掲載ヲ取消シタル場合ト雖モ年額料金ヲ課ス

掲載後會計年度ノ中途ニ於テ料金ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ會計年度ノ料金ハ異動前ノ額ニ依ル

第七十四條 電話番號簿掲載料ハ每會計年度ノ初月末日迄ニ當該電話官署ニ之ヲ納ムベシ但シ掲載初年度ノ料金ハ當該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ納ムベシ

第七十五條 電話ニ關スル料金ハ通貨ヲ以テ納ムベシ但シ名義變更料及機械移轉料ノ郵便切手ヲ以テ納ムベシ

第四節 料金免除及還付

第七十六條 電話官署ノ過失ニ因リ徵收シタル過納又ハ誤納ノ料金又ハ設備費ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第七十七條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル加入料及設備費ハ之ヲ免除ス但シ既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一 第十七條又ハ第九十條ノ規定ニ依リ加入申込ノ受理ヲ取消シタルトキ

二 加入申込者ニ於テ該加入申込ヲ取消シ又ハ第十八條ノ規定ニ依リ加入申込ノ受理ヲ取消シタルトキ但シ所轄逓信局長ニ於テ特ニ已ムヲ得ザル事由アリト認メタルモノニ限ル

第七十八條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル電話使用料及附加使用料ハ年額料金ノ日割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一 第九十條ノ規定ニ依リ加入ヲ取消シタルトキ其ノ加入取消ノ翌日以後ニ係ルモノ

二 第九十一條ノ規定ニ依リ共同加入ノ通話ヲ休止シタルトキ其ノ休止ノ翌日以後ニ係ルモノ

三 加入者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ電話不通三日以上ニ亙リタルトキ其ノ不通期間ニ係ルモノ

前項第三號ノ不通ノ日數ハ當該電話官署ニ於テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ之ヲ起算ス

第七十九條 第七十條各期ノ中途ニ於テ電話使用料又ハ附加使用料ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ期分ノ過不足額ハ異動ノ日ヨリ起算シ年額料金ノ差額ヲ基トシ日割ヲ以テ算出シ超過額ノ請求ニ依リ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ徵收ス

前項ノ規定ハ加入者ノ請求ニ依リ附加使用料ガ増加シ又ハ普通加入區域外加入ニ對スル附加使用料ガ減少若ハ消滅スベキ場合及第四十一條ノ規定ニ依リ附加使用料ガ減少又ハ消滅スベキ場合ニ之ヲ適用ス

第八十條 通話停止又ハ一時撤去ノ期間ニ係ル電話使用料又ハ附加使用料ハ之ヲ免除セズ

第八十一條 左ノ各號ノ料金ハ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一 電話線設備料ヲ納ムベキ事實ガ其ノ工事著手前ニ消滅シタルトキノ電話線設備料

二 加入者ノ隠居又ハ入夫婚姻等死亡以外ノ事由ニ因リ該加入ヲ其ノ家督相續人ニ讓渡セントスルトキノ名義變更料但シ隠居又ハ入夫婚姻等ノ日ヨリ起算シ三月以内ニ係ル第七條ノ規定ニ依リ請求書ヲ差出シタルトキニ限ル

三 第二十六條ノ規定ニ依リ請求ヲ其ノ掲載手續著手前ニ取消シタルトキノ電話番號簿掲載料

四 官廳加入ノ電話ニ對スル電話番號簿掲載料

第八十二條 左ノ各號ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一 第三十二條ノ規定ニ依リ請求ヲ工事著手前ニ取消シタルトキ又ハ電話官署ニ於テ其ノ請求ニ應ゼザルトキノ機械移轉料

二 第七條ノ規定ニ依リ請求ヲ承認セザルトキノ名義變更料

第八十三條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル臨時電話ニ關スル料金ハ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

一 工事著手前ニ加入申込ヲ取消シタルトキノ電話架設料、電話使用料及附加使用料

二 工事著手後ナルモ開通前ニ加入申込ヲ取消シタルトキノ電話使用料及附加使用料

三 加入者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ電話不通トナリタルトキノ不通期間ニ係ル電話使用料

前項第三號ノ不通期間ハ當該電話官署ノ算定スル所ニ依ル

第八十四條 料金還付ノ請求ハ左ノ各號ノ期間内ニ之ヲ爲スベシ

一 第七十六條、第七十八條及第七十九條ノ規定ニ依ルトキハ料金納付ノ日ヨリ起算シ五月間

二 第七十七條ノ規定ニ依ルトキハ加入申込又ハ其ノ受理ノ取消ノ日ヨリ起算シ二月間

三 第八十一條乃至第八十三條ノ規定ニ依ルトキハ料金納付ノ日ヨリ起算シ二月間

第八十五條 料金ノ還付ハ通貨ヲ以テス

第八章 通話停止及加入除名

第八十六條 加入者電話ニ關スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ補修費ヲ辨償セザルトキハ其ノ滯納ノ期間通話ヲ停止ス別ニ定ムル通話ニ關スル料金ヲ納付セザルトキ亦同ジ

第八十七條 前條ノ規定ニ依リ通話停止ノ期間三十日以上ニ及ビタルトキ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ビタルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルベシ

第八十八條 加入者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ六月以内通話ヲ停止シ加入ヲ取消シ又ハ加入ヨリ除名スルコトアルベシ

一 本令ノ規定ニ違背シ又ハ本令ノ規定ニ基ク電話官署

一 本令ノ規定ニ違背シ又ハ本令ノ規定ニ基ク電話官署

電話ニ關スル參考規定類

ノ指示ニ從ハザルトキ

二 電話交換業務ヲ妨害シタルトキ
三 第七條及第三十二條ノ規定ニ依リ電話官署ニ提出スル書類ニ不實ノ記載ヲナシタルトキ

四 許可ナクシテ自己ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ非ラザル場所ヲ電話機設置場所ト爲シタルトキ

第九十九條 加入ヨリ除名セラレタル者ハ除名ノ日ヨリ起算シ一年間加入者タルコトヲ得ズ

加入後前項ノ規定ニ該當スル者ナルコト判明シタルトキハ該加入ハ之ヲ取消ス

第九章 雜 則

第九十條 加入區域ノ設定又ハ變更ニ因リ電話機設置場所他ノ加入區域内トナリタルトキハ所屬ヲ變更シ又加入區域外トナリタルトキハ其ノ加入又ハ加入申込ノ受理ハ之ヲ取消ス但シ該加入者が第四條第二項ノ規定ニ依リ加入ヲ繼續セントスルトキ又ハ該加入申込者が同項ノ規定ニ依リ加入セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十一條 共同加入ハ其ノ相手方ガ加入種類ノ變更若ハ加入ノ取消ヲ爲シ、加入ヨリ除名セラレ又ハ第二條ノ規定ニ該當セザル場所ニ移轉シタル場合ニ於テ第三條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲サザルトキハ新ニ相手方ヲ得ル迄其ノ通話ヲ休止ス

前項ノ通話休止一年ヲ超ユルニ至リタルトキハ該加入ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第九十二條 加入申込又ハ加入ヲ承繼シタル者第九條ノ期間内ニ届出ヲ爲サザルトキハ該加入申込又ハ加入ハ之ヲ取消スコトアルベシ

第九十三條 加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受ケル者ニ之ヲ貸與スベカラズ

但シ所轄通信局長ニ於テ事業上支障ナシト認特ニ許可シタル場合ハ此ノ限りニアラズ

第九十四條 電話官署ニ於テ業務上必要アリト認ムルトキハ十分以上繼續スル市内通話ハ之ヲ切斷スルコトアルベシ

附 則

第九十五條 本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九十六條 左ノ各號ノ逓信省令ハ之ヲ廢止ス

- 一 明治三十九年^{六月}逓信省令第二十五號電話規則
- 二 明治四十一年^{九月}逓信省令第四十三號特設電話規則
- 三 大正八年^{六月}逓信省令第五十七號電話規則ニ依リ加入申込制限ノ件
- 四 大正十二年^{六月}逓信省令第五十號電話至急開通規則
- 五 大正十二年^{十月}逓信省令第八十號當分ノ内震災地ニ於ケル電話加入名義及電話機設置場所變更ニ關スル件
- 六 大正十四年^{五月}逓信省令第二十九號電話特別開通規則
- 七 昭和七年^{七月}逓信省令第二十一號昭和七年度以降辛地以上ニ於テ開通シタル電話ニ關スル件
- 八 昭和十一年^{六月}逓信省令第十六號臨時加入電話規則

第九十七條 從前ノ規定ニ依リ開通シタル電話ハ本令ニ依リ開通シタルモノト看做ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ電話官署ニ於テ爲シタル受理、許可、承認及加入申込者又ハ加入者ニ於テ爲シタル申請請求、其ノ他ノ手續ニシテ本令中該當ノ規定アルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本令ニ依リ新ニ期間ヲ定メタル手續ニシテ本令施行ノ際爲スベキモノニ付テハ其ノ期間ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第九十八條 本令施行ノ際現ニ連接加入タルモノハ加入者ノ請求ヲ俟タズ之ヲ共同加入ニ變更ス但シ該加入者ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ設備費ヲ納ムルトキハ單獨加入ニ變更ス

前項ノ連接加入ニ關シテハ共同加入又ハ單獨加入ニ變更スル迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 明治三十九年^{六月}逓信省令第二十五號電話規則ニ依リ受理セル加入申込及其ノ開通ニ關シテハ仍同令ノ規定ニ依ル但シ連接加入ノ申込ハ之ヲ共同加入ノ申込ト看做ス

前項ノ加入申込者該加入申込ニ對シ本令ノ規定ニ依リ受理ヲ希望スルトキハ該加入申込ニ關シテハ第十五條ノ規定ニ依ラザルコトアルベシ

前項ニ依リ加入申込ノ受理セラレタルトキハ加入料ハ之ヲ課セズ

第一百條 共同加入ニシテ本令施行前單獨加入タリシコトアルモノニ付テハ本令施行後五年以内ニ限り第三條第二項ノ規定ヲ適用セズ第九十八條第一項ノ規定ニ依リ連接加入ヲ共同加入ニ變更スル爲メ加入ヲ共同加入ニ變更シタルモノニ付亦同ジ

第一百一條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ附加使用料減免中ノ加入ニ關シテハ本令施行後五年間仍從前ノ例ニ依ル

第一百二條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ三加入以上共同シテ一回線ヲ有スル加入ニ付テハ共同加入ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ加入者ハ加入ノ讓渡又ハ電話機ノ移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

口、電話通話規則

第一條 電話ノ通話以下單ニ通話ト稱スニ關シテハ別段ノ規定アル場合ノ外凡テ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ加入者相互間ノ通話ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 通話ヲ分チテ左ノ五種トス

- 一 普通通話
- 二 至急通話
- 三 夜間普通通話
- 四 夜間至急通話
- 五 定時通話

普通通話ニ先タチテ取扱フ通話ヲ謂フ

普通通話料三十錢以上ノ通話區域ニ於テ午後八時ヨリ翌日午前七時迄ノ間ニ取扱フ開始スル通話ヲ謂フ

普通通話料三十錢以上ノ通話區域ニ於テ午後八時ヨリ翌日午前七時迄ノ間ニ夜間普通通話ニ先タチテ取扱フ開始スル通話ヲ謂フ

特定ノ通話區域（關係電話官署ニ之ヲ揭示ス）ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱フ開始スル加入者相互間ノ通話ヲ謂フ

第三條 通話ハ每三分時ヲ以テ一通話時トス但シ三分時ニ滿タサルモノト雖之ヲ一通話時ト看做ス

通話時ハ關係電話回線ノ接續ヲ爲シ通話ヲ爲シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ之ヲ起算ス

第四條 通話ハ三通話時迄繼續スルコトヲ得但シ電話官署ハ豫約新開通話豫約取引所通話又ハ定時通話ノ取扱上必要アル場合ニ於テハ二通話時以下ニ止メシメ又通話ノ際

他ニ請求者ナキ場合ニ於テハ四通話時以上繼續セシムルコトアルヘシ

自動接續市外通話方式ニ依ル通話ハ四通話時迄繼續スルコトヲ得

電話官署ハ通話輻輳ノ際多數ノ通話ヲ請求スル者ニ對シ其ノ請求ニ應セザルコトアルヘシ

第五條 各種通話ノ順位ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外左ノ順序ニ依リ同一順序ノ通話ノ順位ハ其ノ請求順ニ依ル

第一 豫約新聞通話及豫約取引所通話

第二 定時通話

第三 至急通話及夜間至急通話

第四 普通通話及夜間普通通話

定時通話ノ請求者第十三條第二項ニ依ル消滅ノ通告ヲ受ケタルトキ同時ニ同一對話者ニ對シ請求ヲ爲シタル至急通話又ハ夜間至急通話ハ該定時通話ノ請求受付時刻ヲ以テ其ノ受付時刻ト看做ス

第六條 第一項省略

市外通話區域ハ普通市外通話區域及特別市外通話區域トシ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス但シ加入者カ特別市外通話區域ニ屬スル通話ヲ爲シ得ルハ電話規則第四十四條ニ依リ該加入者カ之ニ對スル資格ヲ有スル場合ニ限ル

第七條 加入者通話ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘシ

但シ自働接續市外通話方式ニ依ル通話ハ此ノ限ニ在ラス

一 通話種別 普通通話若クハ夜間普通通話ナルトキ(第九條第一項ニ依ル場合ヲ除ク)ハ之ヲ要セス又定時通話ナルトキハ其ノ指定時刻及通話時數(一通話時ナルトキハ之ヲ要セス)ヲ附加スルコトヲ要ス

二 對話地名及對話者電話番號 同一ノ電話官署所屬内ニ於テ二個ノ電話ノ内何レカニ接續スル爲メ順位ヲ定メ其ノ電話番號ヲ請求スルコトヲ得

三 請求者電話番號(上記ト同文)

加入者ニ非サル者通話ヲ請求セムトスルトキハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外公衆電話所ニ於テスルモノハ前項ノ例ニ準シ其他ノモノハ通話券ニ前項各號ニ準スル事項ヲ記入シ電話官署ニ之ヲ差出スヘシ

第八條 通話ノ請求ニ關スル前條第一項各號ノ事項ハ請求後之ヲ變更スルコトヲ得ス

但シ普通通話ヲ至急通話又ハ夜間至急通話ニ、夜間普通通話ヲ夜間至急通話ニ變更シ又ハ定時通話ノ通話時數ヲ第十條ノ請求時限内ニ於テ増加シ若ハ通話取扱開始ノ通告前ニ於テ減少スルハ此ノ限リニ在ラス

第九條 夜間普通通話又ハ夜間至急通話ノ請求ヲ其ノ取扱時間外ニ於テ爲シ得ルハ該取扱時間前一時間以内ニ限ル通話順位ノ關係等ニ依リ實際ノ取扱上普通通話カ第二條第三號ニ該當スルニ至リタル時ハ夜間普通通話トシテ若ハ至急通話カ同條第四號ニ該當スルニ至リタルトキハ夜間至急通話トシテ之ヲ取扱ヒ又夜間普通通話カ同條第三號ニ該當セザルニ至リタルトキハ普通通話トシテ若ハ夜間至急通話カ同第四號ニ該當セザルニ至リタルトキハ至急通話トシテ之ヲ取扱フ

第十條 定時通話ハ前日午後四時以後指定時刻一時間以前ニ之ヲ請求スヘシ

電話官署ハ定時通話ノ請求アリタル旨ヲ成ルヘク速ニ對話者ニ通告ス

第十一條 電話官署ハ通話取扱上ノ都合ニ依リ定時通話ノ指定時刻ヲ前後十五分間以内ニ於テ繰上ケ又ハ繰下ケ之

ヲ取扱フコトアルヘシ

第十二條 豫約新聞通話豫約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱又ハ其ノ他ノ通話ニシテ特別市外通話區域ニ屬スルモノノ其ノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者カ他ノ加入者ト市内通話區域ニ屬スル通話中ナルトキハ電話官署ニ於テ其ノ接續ヲ中斷ス

普通市外通話區域ニ關スル通話ノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者カ他ノ加入者ト市内通話區域ニ屬スル通話中ナルトキハ電話官署ニ於テ其ノ接續ヲ中斷スルコトアルヘシ

第十三條 通話取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者他ト通話中ナルトキハ前條ニ依リ中斷スル場合ノ外其ノ終了後之ヲ取扱フ

定時通話ノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ電話回線ノ故障ニ因リ又ハ前項ニ依リ第十一條ノ時間内ニ通話ヲ開始シ能ハサルトキハ其ノ請求ハ消滅ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求者ニ通告ス

第十四條 加入者相互間ノ通話ニ關シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ請求者ニ對シ通話取消料ヲ課ス但シ即時ニ接續セラル、通話又ハ第一號及第二號ノ場合ニ於テ通話請求後普通通話及夜間普通通話ハ四十分間又至急通話及夜間至急通話ハ二十分間ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係者ノ一方カ通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲ササル旨ヲ申出テタルトキ

二 通話取扱開始ヲ通告セムトスルニ方リ喚呼ヲ試ムルモ請求者ノ應答ヲ得サルトキ但シ關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 定時通話ノ請求者通話ノ要ナキ旨ヲ申出テタルトキ

四 第八條但書ニ依リ定時通話時數ヲ減少シタルトキ

第十五條 電話官署ニ對話者ヲ呼出シ通話ヲ爲サムトスル者ハ其呼出ヲ請求スルコトヲ得呼出區域ハ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

第十六條 呼出請求者ハ呼出ニ附帶シ被呼者ニ對スル左記指定事項ノ通告ヲ請求スルコトヲ得

一 必ス本人ニ限ル

二 代人ニテモ差支ナシ

三 即時通話ヲ待ツ

四 何時迄通話ヲ待ツ

五 何處何番電話ニ通話アレ

第十七條 加入者呼出ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘシ

一 通話種別 普通通話ナルトキハ之ヲ要セス

二 通話時數 一通話時ナルトキハ之ヲ要セス

三 對話地名及被呼者居所氏名

四 指定事項

五 請求者ノ電話番號

被呼者艦船内ニ在ル場合船中ニ依リ呼出ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ附加スルコトヲ要ス

加入者ニ非サル者呼出ヲ請求セムトスルトキハ前項ノ例ニ準シ呼出券ニ相當事項ヲ記入シ電話官署ニ之ヲ差出スヘシ

第十八條 呼出請求者ハ呼出ノ取消又ハ其ノ指定事項ノ加除若ハ訂正ヲ前條ノ例ニ準シ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ニ對シテハ呼出料相當額ノ料金ヲ課ス但シ關係電話官署ニ對シテ通知ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 呼出ノ請求ニ關スル第十七條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ハ請求後之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十條 呼出ノ請求ニ對シテハ被呼者居所ヲ呼出區域トシテ受持ツ電話官署ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル前納通話券ヲ發行シ之ヲ被呼者居所ニ配達ス但シ船舶ノ連絡ヲ要スル艦船ニ配達スヘキモノニシテ船舶配達ノ請求ナキトキハ郵便ニ依ル

- 一 前納料金額
- 二 通話種別
- 三 通話時數
- 四 被呼者居所氏名
- 五 指定事項
- 六 請求者ノ電話番號請求者カ加入者ニ非サルトキハ其ノ氏名 及 其ノ所屬電話官署名請求者カ加入者ニ非サルトキハ請求ヲ受ケタル電話官署名
- 七 發行年月日

第二十一條 呼出ノ取消又ハ其ノ指定事項ノ加除若ハ訂正ノ請求ニ對シテハ前條ノ電話官署ニ於テ其ノ旨ヲ前條ノ例ニ準シ被呼者ニ通知ス但シ前納通話券ヲ配達ニ付スル以前ナルトキハ呼出取消ノ請求ニ對シテハ其ノ配達ヲ停止シ又呼出指定事項ノ加除若ハ訂正ノ請求ニ對シテハ相當處理ノ上之ヲ配達ス

前項ニ依リ前納通話券ノ配達ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス

第二十二條 前納通話券ハ第二十條第二號乃至第六號ノ記載事項如何ニ拘ラス其ノ前納料金額ニ相當スル郵便切手貼付ノ通話券ト同一ニ之ヲ使用スルコトヲ得但シ一通ノ前納通話券ヲ以テ數個ノ通話ヲ爲シ又ハ二通以上ノ前納通話券ヲ以テ一個ノ通話ヲ爲スコトヲ得ス

前納通話券ノ使用期間ハ發行ノ日ヨリ起算シ三十日トス

第二十三條 居所不分明其ノ他ノ事項ニ因リ同一呼出區域内ニ於テ前納通話券ヲ被呼者ニ配達スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス

前項ノ前納通話券ハ其ノ使用期間内之ヲ發行セル電話官署ニ保管シ置キ被呼者又ハ呼出請求者ヨリ請求アルトキハ之ヲ交付ス但シ呼出請求者ニ於テ交付ヲ認ムトキハ呼出ノ請求シタル電話官署ニ對シテ其ノ請求ヲ爲スヘシ

第二十四條 被呼者ハ呼出請求者ニ對スル左記應答事項ノ通告ヲ第十七條第二項ノ例ニ依リ請求スルコトヲ得

- 一 本人出頭シ難シ
- 二 代人モ差出シ難シ
- 三 何時頃通話スヘシ
- 四 別途通信スヘシ
- 五 何處何番番號ニ對シテ通話スヘシ

前項ノ請求ニ對シテハ呼出料相當額ノ料金ヲ課ス

第一項ノ請求ニ關シテハ第二十二條ノ例ニ依リ前納通話券ヲ使用スルコトヲ得

第二十五條 前條ノ請求ニ對シテハ呼出ノ請求ヲ受ケタル電話官署ニ於テ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス但シ加入者ニ非サル呼出請求者カ該電話官署ニ在ラサル場合其ノ呼出區域外ニ通知ヲ要スルトキ又ハ其ノ呼出區域内ニ於テ船舶ノ連絡ヲ要スル艦船ニ通知ヲ要スルモ船舶配達ノ請求ナキトキハ郵便ニ依ル

第二十六條 省略

第二十七條 通話ニ關スル料金左ノ如シ

- 一 (別掲通話區域ノ部末尾參照)
- 二 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- 三 夜間至急通話料 夜間普通通話料ノ二倍
- 四 定時通話料 普通通話料ノ四倍但シ通話力第二條第三號ニ該當スルトキハ夜間普通通話料ノ四倍

普通通話料三十錢以上ノ通話區域ニ於テ通話カ二通話時以上繼續シ且一ノ通話時ト他ノ通話時トノ始點カ午前七時又ハ午後八時ノ前後ニ分ルルトキハ料金徵收上各別ノモノト看做ス第十一條ニ依リ定時通話ノ指定時刻ヲ繰上ケ又ハ繰下ケタル場合ト雖實際ノ取扱時間ニ依リ其ノ料金ヲ課ス

船舶ニ依リ配達ヲ要スル場合ノ呼出料ハ第一項第一號ノ金額ニ二十錢ヲ附加ス

(以下省略)

第二十七條ノ二 自働式局所屬共同加入者ノ爲シタル通話ニシテ自働接續市外通話方式施行區間ノモノニ對スル通話料ハ其ノ相手方ノ分ト合算シ通話料納付責任者ニ之ヲ課ス

自働接續市外通話方式施行局所屬共同加入者ハ何レカ一方ヲ通話料納付責任者ニ定メ雙方連繫シ當該電話官署ニ届出ツヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第二十八條 通話ニ關スル料金ノ納付方ハ左ノ區別ニ依ル

- 一 加入者ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ通貨ヲ以テ納ムヘシ但シ臨時電話ノ加入者ハ當該官署ノ指定スル期日迄ニ通貨ヲ以テ納ムヘシ
- 二 加入者ニ非サル者ハ請求ノ際料金ニ相當スル郵便切手通話請求ノ場合ハ一ヲ通話券又ハ呼出券ニ貼付シテ納ム若シテ通話カ二通話時以上ニ涉ルトキハ其ノ終了後不足分ヲ納ムヘシ前納通話券ヲ使用シタル場合ニ於テ料金ニ不足ヲ生シタルトキ亦同シ但シ公衆電話所ニ於テハ所屬電話官署ノ指定スル方法ニ依リ通話ノ際通貨ヲ以テ納ムヘシ

第二十九條 省略

第三十條 左記各號ノ料金ハ納付人ノ請求ニ依リ既納ニ係ルトキハ通貨ヲ以テ之ヲ還付シ又未納ニ係ルトキハ之ヲ免除ス

第一項、二項、三項省略

四 前納通話券ヲ被呼者ニ交付セザリシ場合ノ前納通話料

五 省略

六 前納通話券ヲ使用セスシテ其ノ使用期間ヲ經過シタル場合ノ前納通話料

七 前納通話券ヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ料金カ前納額ニ滿タサルトキハ其ノ殘餘ノ料金

前項ノ請求ハ通話又ハ呼出等ノ取扱ヲ請求シタル電話官署ニ對シテ之ヲ爲スベシ其ノ期間ハ前項第一號ノ場合ハ料金納付ノ日ヨリ又第二號乃至第七號ノ場合ハ該取扱請求ノ日ヨリ起算シ六十日トス

第一項第六號ノ料金還付ヲ請求スルトキハ不用前納通話券ヲ請求書ニ添付スヘシ

第三十一條 省略

第三十二條 省略

第三十三條 省略

附則 本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

八、外地電話通話規則

第一條 外地電話通話以下外埠通話ト稱ストハ内地ト朝鮮臺灣及樺太トノ間ニ於ケル電話通話ヲ謂フ

第二條 外地通話ハ左ノ四種トス

- 一 普通通話
- 二 至急通話 普通通話ニ先チテ取扱フ通話ヲ謂フ
- 三 定時通話 特定ノ通話區域（關係電話官署ニ之ヲ揭示ス）ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱フ開始スル加入者相互間ノ通話ヲ謂フ

四 豫約新聞通話 新聞社又ハ通信社相互間ニ於テ新聞紙掲載事項ヲ通信スルノ目的ヲ以テ逕信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ加入電話機ニ依リ一年ヲ通シ毎日一定ノ時間ニ爲ス二通話時以上ノ通話ヲ謂フ

第三條 外地通話ニ關スル料金左ノ如シ

一 普通通話料

(一) 内地朝鮮間ノモノ（連絡料及首尾料ヨリ成ル）

一通話時毎ニ

連絡料	内地 <small>對馬國</small> 朝鮮間ノモノ	一圓
	對馬國朝鮮ノモノ	五十錢
首尾料	内地ニ於ケルモノ	下關 <small>對馬國ニ對シテハ</small> ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百キロメートルヲ超ニルトキハ百二十キロメートル以內ヲ増ス毎ニ二十五錢ヲ加フ
	朝鮮ニ於ケルモノ	釜山ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百キロメートルヲ超ニルトキハ百二十キロメートル以內ヲ増ス毎ニ二十五錢ヲ加フ

首尾料ヲ課スヘキ距離ハ逕信大臣ノ定ムル所ニ依ル下關釜山間及門司釜山間ノ通話ニ對シテハ首尾料ヲ課セス

(二) 内地臺灣間ノモノ一通話時毎ニ 六圓

(三) 内地樺太間ノモノ（連絡料及首尾料ヨリ成ル）

一通話時毎ニ

連絡料		七十五錢
首尾料	内地ニ於ケルモノ	稚内ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百キロメートルヲ超ニルトキハ百二十キロメートル以內ヲ増ス毎ニ二十五錢ヲ加フ
	樺太ニ於ケルモノ	大泊ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百キロメートルヲ超ニルトキハ百二十キロメートル以內ヲ増ス毎ニ二十五錢ヲ加フ

首尾料ヲ課スヘキ距離ハ逕信大臣ノ定ムル所ニ依ル稚内大泊間ノ通話ニ對シテハ首尾料ヲ課セス

二 至急通話料 普通通話料ノ二倍

三 定時通話料 普通通話料ノ四倍

四 豫約新聞通話料時毎ニ 一通話一電話時通話料ノ五分ノ四ノ三百六十倍

五 通話取消料

通話區域

一回毎ニ

一通話時ノ普通通話料九十五錢迄

定時通話 其ノ他

四十錢 十五錢

一通話時ノ普通通話料二圓七十五錢迄

六十錢 二十錢

其ノ他

八十錢 三十錢

普通通話料ハ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

第四條 外地通話ノ取扱上必要アル場合ニ於テハ電話官署ハ加入者相互間ノ市内通話ヲ中斷スルコトアルヘシ

第五條 電話通話規則第三條乃至第五條第六條第二項第七條第八條第十條第十一條第十三條第十四條第二十六條第一項第二十八條第二十九條第三十條第一項第一號第二項及豫約新聞電話規則第二條乃至第十條第十二條乃至第十九條ノ二ノ規程ハ外地通話ニ之ヲ準用ス

附 則

第六條 本令ハ昭和九年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス内鮮電話通話規則ハ之ヲ廢止ス

第七條 豫約新聞通話ハ内地臺灣間ニ於テハ當分ノ内其ノ取扱ヲ爲サス

第八條 從前ノ規則ニ依リ認可シタル豫約新聞通話ハ之ヲ本令ニ依リ認可シタルモノト看做ス

二、日滿電話通話規則

第一條 日滿電話通話以下日滿通話ト稱ストハ帝國政府ノ電話系ト滿洲電信電話株式會社ノ電話系トノ間ニ交換スル電話通話ヲ謂フ

第二條 日滿通話ハ左ノ四種トス

- 一 普通通話
- 二 至急通話 普通通話ニ先チテ取扱フ通話ヲ謂フ
- 三 定時通話 特定ノ通話區域（關係電話官署ニ之ヲ揭示ス）ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱フ開始スル加入者相互間ノ通話ヲ謂フ

四 豫約新聞通話 新聞社又ハ通信社相互間ニ於テ新聞紙掲載事項ヲ通信スルノ目的ヲ以テ其ノ加入電話機ニ依リ一年ヲ通シ毎日一定ノ時間ニ爲ス二通話時以上ノ通話ヲ謂フ

豫約新聞通話及對話者ノ呼出ハ無線電話連絡ニ於テハ之ヲ取扱ハス

第三條 日滿通話ニ關スル料金ハ特ニ告示スルモノヲ除クノ外關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

第四條 定時通話ハ前日午後六時以後指定時刻二時間以前ニ之ヲ請求スヘシ

第五條 日滿通話ノ取扱上必要アル場合ニ於テハ電話官署ハ加入者相互間ノ市内通話ヲ中斷スルコトアルヘシ

第六條 帝國政府ノ電話系ヨリ發スル日滿通話ノ取消ヲ請求シタル場合ニ於テ通話取消料ヲ免除スヘキ經過時限ハ通話請求ノ時ヨリ普通通話ニ付テハ一時間、至急通話ニ付テハ三十分間トス

第七條 日滿通話ニ付本令ニ規定ナキ事項ハ通話取扱地ニ於ケル一般ノ電話通話ニ關スル規定ニ依ル

第八條 日滿通話ノ取扱ニ關スル制限ハ別ニ之ヲ告示ス

電話ニ關スル參考規定類

附 則

本令ハ昭和九年八月二日ヨリ之ヲ施行ス

ホ、船舶無線電話通話規則

(昭和十一年八月六日)
省令第二十六號
(昭和十三年七月十六日)
省令第五十九號改正

第一條 陸地船舶間又ハ船舶相互間ニ於テ無線電話ノ媒介ニ依リ行ハル、通話以下船舶通話ト稱スハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第二條 船舶通話ヲ取扱フ電話官署、船舶通話ノ取扱時間及取扱ニ關スル制限ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條 船舶通話ハ左ノ二種トス

一 普通通話

二 至急通話

第四條 船舶通話ハ左ノ順位ニ依リ之ヲ取扱フ

一 至急通話

二 普通通話

同一順位ノ通話ノ請求ノ順位ニ依リ之ヲ取扱フ但シ請求ノ際通話開始ヲ希望スル時刻ヲ申出テタルモノハ通話ノ順位ヲ繰上クルコトナキ限リ之ヲ參酌シテ取扱フ

第五條 船舶遭難救助上必要アル事項ヲ通知スル船舶通話ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中斷スルコトアルヘシ

第六條 船舶航行上ノ危険警戒其ノ他海上ニ於ケル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通知スル船舶ニシテ電話官署ニ於テ緊急ノ性質ヲ有スルモノト認ムルモノハ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ無線電話官署相互間ニ發着スル船舶通話ニ限リ之ヲ中斷スルコトアルヘシ

第七條 電話加入者電話官署ノ設置シアル船舶内ニアルモノト通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨所屬電話官署ニ申出テ當該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スヘシ

一 通話種別 普通通話ナルトキハ之ヲ要セス

二 對話船舶名及對話者氏名 對話者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級乗組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スヘシ

三 請求者電話番號

四 指定事項 第九條ニ定ムル場合ニ限ル

電話加入者ニ非ラサル者電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ルモノト通話ヲ爲サントスルトキハ通話券又ハ前納通話券ニ前項各號ニ準スル事項ヲ記入シ之ヲ電話官署ニ差出スヘシ

第八條 電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者電話加入者ト通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ當該電話官署ニ申出テ其ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スヘシ

一 通話種別 普通通話ナルトキハ之ヲ要セス

二 對話地名及對話者電話番號

三 請求者氏名 請求者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級及番號、乗組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スヘシ

四 指定事項 第九條ニ定ムル場合ニ限ル

前項ノ規定ハ電話官署ノ設置シアル船舶ニ在ル者相互間ノ船舶通話ニ之ヲ準用ス

第九條 通話請求者ハ第十九條ニ定ムル遠岸船舶通話及船舶内電話官署ニ著スル通話ノ請求ニ際シ左記事項ノ指定ヲ爲スコトヲ得但シ第二號ニ定ムル事項ハ通話取扱上ノ都合ニ依リ之ニ應セザルコトアルヘシ

一 特定對話者 指名其ノ他ノ方法ニ依リ希望對話者

二 通話開始時刻

第十條 通話請求者ハ通話ノ請求ヲ受付タル電話官署カ關係無線電話官署ニ對シ通話取扱通知前ナル場合ニ限リ其ノ通話ニ關スル事項ノ變テ請求スルコトヲ得但シ普通通話ヲ至急通話ニ變更セントスル場合ハ通話取扱通知後ト雖モ之カ請求ヲ妨ケス

第十一條 通話請求者ハ通話取扱開始ノ通告ヲ受クル迄ハ通話ノ請求ヲ爲シタル電話官署ニ對シ通話請求方ニ準シ通話ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十一條第一項各號ノ場合ニハ當該請求ハ單ニ電話又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ關係通話券又ハ前納通話券アルトキハ直ニ之ヲ返付ス

第十二條 電話官署ノ設置アル船舶内ニ在ル者船舶通話ノ取扱ヲ爲ス陸上電話官署ノ呼出區域内ニ在ル者ヲ當該電話官署ニ呼出シ通話ヲ爲サントスルトキハ呼出シノ請求ヲ爲スヘシ前項呼出シノ請求ハ左ノ事項ヲ呼出券ニ記入シ之ヲ電話官署ニ差出スベシ

一 通話種別 普通通話ナルトキハ之ヲ要セス

二 通話時分 三分時ナルトキハ之ヲ要セス

三 對話地名名及被呼者居所氏名

四 請求者氏名 請求者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級及番號乗組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スヘシ

第十三條 呼出シ請求者ハ呼出シノ請求ヲ爲シタル電話官署ニ對シ呼出請求方ニ準シ呼出シノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ關係電話官署ニ對スル呼出シ通知前ナルトキハ當該請求ハ單ニ電話又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得前項但書ノ場合ニ於テ關係呼出シ券アルトキハ直ニ之ヲ返付ス

第十四條 通話接續前又ハ關係陸上無線電話官署ニ對スル呼出シ通知前ニ於テ當該船舶入港シ岸壁ニ繫留セラレタルトキハ關係無線電話官署ノ通信圖ヲ去リタルトキハ當該通話又ハ呼出シノ請求ヲ消滅ス此場合ニ於テハ請求者ニ其ノ旨通知ス

第十五條 通話官署船舶通話取扱上必要アリト認ムルトキハ加入者相互間ノ市内通話ヲ中斷スルコトアルヘシ

第十六條 船舶通話ノ接續及呼出シノ通知ハ當該通話ヲ取扱フ無線電話官署カ相互ニ確實ニ通信ヲ爲ス状態ニ在ルトキ之ヲ爲ス

第十七條 船舶通話ハ九分時迄繼續スルコトヲ得但シ有線電話上ニ於ケル豫約新聞通話、豫約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱上又ハ無線電話連絡上必要アル場合ニ於テハ通話時間ヲ制限シ又通話取扱上支障ナキ場合ニ於テハ九分時ヲ起エ通話ヲ繼續セシムルコトアルヘシ

第十八條 船舶通話ノ課金通話時間ハ左ノ時刻ヨリ起算シ電話官署之ヲ決定ス

一 船舶内電話官署ニ著スル通話及特定對話者ヲ指定シタル通話ハ當該對話者ト通話請求者トヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻

電話ニ關スル參考規定類

二 前項以外ノ電話ハ關係電話ヲ接續シ通話請求者ヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻
電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ニ適セズト認ムル時分ハ課金通話時間ニ之ヲ算入セス

第十九條 船舶通話ニ關スル料金左ノ如シ

甲 陸地船舶間通話

(一) 遠洋船舶通話 遠洋ノ航行區域ヲ有スル船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ(以下遠洋船舶ト稱ス)ニ發著スル通話ヲ謂フ

(一) 普通通話料

船舶ノ位置ニ依ル區別	最初ノ三分時迄	三分時ヲ超ユル時ハ一分時迄毎ニ
------------	---------	-----------------

(イ) 東經百十度ヨリ百六十度迄及北緯二十度ヨリ五十度迄ノ海上航行中ノ船舶トノ通話 三 圓 一 圓

(ロ) 東經七十度ヨリ百八十度ヲ經テ西經百五十度ニ至ル迄及南緯十度ヨリ零度ヲ經テ北緯六十度ニ至ル迄ノ海上航行中ノ船舶(前號ノ船舶ヲ除ク)トノ通話 十二 圓 四 圓

(ハ) 前各號以外ノ海上航行中ノ船舶トノ通話 二十一 圓 七 圓

船舶ノ移動ニ伴ヒ同一日船舶ニ於テモ内地ノ中ニ於テ通話ニ對シ適用スヘキ通話料ニ移動ヲ生スル場合ハ當該日中ニ限り其ノ低額ナル料金ヲ適用ス

- (二) 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- (三) 通話取消料 一回毎ニ 最初ノ三分時迄ノ普通通話料ノ十分ノ一
- (四) 呼出料 一回毎ニ 十五錢
- (五) 呼出取消料 一回毎ニ 十五錢

二 近海船舶通話 近海ノ航行區域ヲ有スル船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ(以下近海船舶ト稱ス)ニ發著スル通話ヲ謂フ

(一) 普通通話料 最初ノ三分時迄 三分時ヲ超ユル時ハ一分時迄毎ニ 一圓五十錢 五十錢

- (二) 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- (三) 通話取消料 一回毎ニ 十五錢
- (四) 呼出料 一回毎ニ 十五錢
- (五) 呼出取消料 一回毎ニ 十五錢

三 沿岸船舶通話 前各號以外ノ船舶内電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ(以下沿岸船舶ト稱ス)ニ發著スル通話ヲ謂フ

(一) 普通通話料 三分時迄毎ニ五十錢トシ市外電話線ニ接續スル場合ニ於テハ當該區間ノ有線普通通話料ヲ附課ス但シ近海船舶通話ノ通話料ヨリ高額トナル場合ハ近海船舶通話ノ例ニ依ル

- (二) 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- (三) 通話取消料 一回毎ニ 十 錢
- (四) 呼出料 一回毎ニ 十五 錢
- (五) 呼出取消料 一回毎ニ 十五 錢

乙 船舶相互間通話

一 遠洋船舶相互間通話

- (一) 普通通話料 最初ノ三分時迄 三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ 三 圓 一 圓
- (二) 至急通話料 普通通話料ノ二倍

(三) 通話取消料 一回毎ニ 三十 錢

二 近海船舶相互間又ハ近海船舶ト遠洋船舶相互間通話

(一) 普通通話料 最初ノ三分時迄 三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ 一圓五十錢 五十 錢

- (二) 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- (三) 通話取消料 一回毎ニ 十五 錢

三 沿岸船舶相互間又ハ沿岸船舶ト其ノ他ノ船舶相互間通話

- (一) 普通通話料 三分間毎ニ 五十 錢
- (二) 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- (三) 通話取消料 一回毎ニ 十 錢

陸地船舶間通話ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ沿岸船舶通話ノ料金ヲ適用ス

一 神戸又ハ大阪港碇泊中ノ船舶トノ通話但シ神戸中央電話局内裝置無線電話設備ノ媒介ニ依ルモノニ限ル

二 門司港碇泊中ノ船舶トノ通話但シ門司郵便局内裝置無線電話設備ノ媒介ニ依ルモノニ限ル

第二十條 第五條及第六條ノ規定ニ依ル船舶通話ハ無料トス但シ有線電話ニ接續ヲ要スルモノハ此限ニアラス

第二十一條 通話請求者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課セス

- 一 關係電話官署ニ對スル通話取扱通知前ナルトキ
- 二 通話請求ノ當日船舶ニ於テモ内地ノ中ニ接續可能ノ日附ニヨルモノトス見込ナリシ通話カ回線ノ故障、通話ノ輻輳等ニ因リ當該日中ニ接續ヲ爲シ得サルニ至リタルトキ

呼出請求者關係電話官署ニ對スル呼出通知前ニ呼出ノ請求ヲ取消シタルトキハ呼出取消料ヲ課セス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ通話請求ノアリタルモノト看做シ通話取消料ヲ課ス但シ第二號ノ場合ニ於テ關係回線ノ故障ニ因ルモノナルトキハ通話取消料ヲ課セス

- 一 通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係通話者カ通話ヲ爲サル旨申出テタルトキ
- 二 通話取扱開始ヲ通告セントスルニ當リ喚呼ヲ試ムルモ關係者ノ一方ノ應答ヲ得サルトキ
- 三 船舶内電話官署ニ著スル通話及特定對話者ヲ指定シタル通話ニ於テ關係對話者カ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲シ得サルトキ

第二十三條 船舶内電話官署ニ請求シタル船舶通話ニ關スル料金ハ當該官署ノ指定ニ從ヒ之ヲ納付スヘシ

第二十四條 船舶内電話官署ニ納付シタル船舶通話ニ關スル料金ノ還付請求ハ最寄電話官署ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 電話通話規則第四條第三項、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十六條第一項、第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ船舶通話ニ準ス

附 則

本令ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ請求シタル船舶通話及別ニ告示スル船舶通話ニ對シテハ仍前ノ例ニ依ル

日華電話通話規則

第一條 日華電話通話以下日華通話ト稱ストハ帝國ト中華民國トノ間ニ交換スル電話通話ヲ謂フ

第二條 日華通話ノ種別左ノ如シ

取扱ノ順位ニ依ルモノ

一 普通通話

二 至急通話 普通通話ニ先テ取扱フ通話ヲ謂フ

請求方法ニ依ルモノ

一 番號通話 電話番號ヲ指示シテ請求スル通話ヲ謂フ

二 指名通話 電話番號ヲ指示スルノ外通話者ヲ特定シテ請求スル通話ヲ謂フ

第三條 日華通話ノ順位ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外左ノ順序ニ依リ同一順序ノ通話ノ順位ハ其ノ請求順ニ依ル但シ第四條第一項第六號ノ希望ヲ附シタル通話ニ付テハ其ノ希望ヲ參酌ス

第一 至急通話

第二 普通通話

第四條 加入者日華通話ヲ請求セントスルトキハ左ノ事項番號通話ニ付テハ第一ノ所屬電話官署ニ申出ヅベシ五號及第六號ヲ除ク

一 通話種別 普通番號通話ナルトキハ之ヲ要セス

二 對話地名

三 對話者電話番號

四 請求者電話番號

五 對話者及請求者ヲ特定スル事項人名、分課名、職名、私設電話番號等

六 通話開始ニ關スル希望事項一定時刻以後ニ於テ通話開始スルコト又ハ一定時間中通話ヲ開始セザルコトヲ希望スルモノニ限ル

前項ノ對話者及請求者電話番號ハ同一電話局所屬内二以上ノ電話局ヲ有スル市町村ニ付テハ同一市町村内ニ在ル電話局所屬内ニ於テ其ノ呼出順位ヲ定メ二箇迄之ヲ請求スルコトヲ得

指名通話ノ請求者ハ對話者又ハ請求者ノ代人一名ニ限ルヲ指示シテ通話ヲ請求スルコトヲ得

電話官署ニ於テ日華通話ヲ請求セントスル者ハ前三項ノ例ニ依リ必要ナル事項ヲ記入シタル通話券ヲ差出スヘシ

第五條 日華通話ノ取扱上必要アルトキハ電話官署ハ加入者相互間ノ市内通話ヲ中斷スルコトアルヘシ

第六條 指名通話ノ場合ニ於テ電話官署ハ對手局ヨリ對話者カ通話ヲ欲セス又ハ不在其ノ他ノ事由ニ依リ通話ヲ爲シ得サル旨ノ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ請求者電話ニ通知ス

第七條 日華通話ノ請求ニ關スル事項ハ請求後之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ通話取扱開始ノ通告前普通通話ヲ至急通話ニ番號通話ヲ指名通話ニ變更スル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ請求者ニ對シ別ニ告示スル通話取消料ヲ課ス但シ通話請求後普通通話ニ在リテハ、一時間至急通話ニ在リテハ三十分ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 番號通話ニ在リテハ通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係者ノ一方カ通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ依リ通話ヲ爲ササル旨ヲ申出テタルトキ

二 指名通話ニ在リテハ通話ヲ對手局ヘ豫報シタル後請

求者カ通話ノ取消ヲ申出テタルトキ

三 第六條ノ規定ニ依ル通話ヲ爲シタルトキ

四 通話取扱開始ノ通告ヲ爲サントスルニ先リ喚呼ヲ試ムルモ請求者電話ノ應答ヲ得サルトキ但シ關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 日華通話ノ課金時間ハ番號通話ニ在リテハ關係電話ヲ接續シ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ、指名通話ニ在リテハ關係通話者ヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ之ヲ起算ス
通話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ニ適セスト認ムル時分ハ課金時間ニ之ヲ算入セス

第十條 日華通話ハ課金時間九分時迄之ヲ繼續スルコトヲ得但シ他ニ通話ノ請求ナキトキハ九分時後ト雖モ繼續シテ通話セシムルコトアルヘシ

電話官署ハ日華通話輻輳ノ場合ニ於テ多數ノ通話ヲ請求スル者ニ對シ其ノ請求ノ數ヲ制限スルコトアルヘシ

第十一條 日華通話ノ通話料左ノ如シ

一 普通通話料

最初三分時迄 別ニ告示スル通話料

三分時ヲ起ニルト 三分時ノ前號ノ通話料ノ三分ノ一

キハ一分時迄毎ニ 二至急通話料 普通通話ノ二倍

指名通話ニ對シテハ前項ニ依ル通話料ノ外別ニ告示スル指名料ヲ課ス

第十二條 日華通話ヲ取扱フ電話官署、取扱時間、對手地及對手地ニ於ケル通話取扱ニ關スル制限ハ別ニ之ヲ告示ス

第十三條 省略

附 則

本令ハ昭和十三年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

ト、國際電話通話規則

第一章 總 則

第一條 國際電話通話以下國際通話ト稱ストハ帝國ト外國朝鮮國及中露トノ間ニ交換スル電話通話ヲ謂フ

第二條 國際通話ハ國際電氣通信條約ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第三條 國際通話ヲ取扱フ電話官署、取扱時間、對手地、通話ニ關スル料金及外國主管廳ノ定ムル通話取扱ニ關スル制限ハ別ニ之ヲ告示ス

第二章 通話ノ順位

第四條 國際通話ノ順位ハ其ノ請求順ニ依ル但シ請求ノ際通話開始ヲ希望スル日時ヲ申出タルモノハ通話ノ順位ヲ繰上クルコトナキ限り之ヲ參酌シ取扱フ

官用通話及局用通話ニシテ緊急ヲ要スルモノハ私用通話ニ對シ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フコトアルヘシ官用通話及局用通話ノ取扱ニ關シテハ國際電氣通信條約附屬電話規則第十四條第一項、第二項及第十五條ノ規定ニ依ル

第五條 國際通話ハ國內ノ至急通話及夜間至急通話ニ對シ先順位ヲ有ス

第三章 通話ノ請求

第六條 國際通話ハ左ノ三種トス

一 電話番號指定通話 電話番號ヲ指示シテ請求スル通

話

- 二 通話者指定通話 電話番号ヲ指示スルノ外指名其ノ他ノ方法ニ依リ通話者ヲ特定シテ請求スル通話
- 三 呼出通知附通話 電話ヲ有セサル對話者ニ對シテ請求スル通話

第七條 電話加入者電話番号指定通話ヲ請求セントスルトキハ其ノ旨ヲ所屬電話官署ニ申出テ該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スヘシ

- 一 著信地名
- 二 對話者電話番号 對話者電話番号判明セザルトキハ對話官署任所長名
- 三 請求者電話番号
- 四 通話開始其ノ他ニ關スル希望事項

電話官署ニ於テ電話番号指定通話ヲ請求セントスル者ハ前項ノ例ニ依リ必要ナル事項ヲ記入シタル通話券ヲ差出スヘシ

第八條 電話加入者通話者指定通話ヲ請求セントスルトキハ其ノ旨ヲ所屬電話官署ニ申出テ該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スヘシ

- 一 著信地名
- 二 對話者電話番号 對話者電話番号判明セザルトキハ對話官署任所長名
- 三 請求者電話番号
- 四 通話者ヲ特定スル事項(人名、分課名、職名、對話者ノ使用言語又ハ増私設電話番号等ニ依リ通話者ヲ特定スル事項)

五 通話開始其ノ他ニ關スル希望事項
六 官用通話ナルトキハ其ノ旨及通話者ノ資格
通話者指定通話ノ請求者ハ豫メ請求者若ハ對話者ニ對シ二個以上ノ電話番号ヲ指示シ又ハ請求者若ハ對話者ノ代人ヲ指示シテ通話ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ順位ヲ附スヘシ

電話官署ニ於テ通話者指定通話ヲ請求セントスル者ハ前二項ノ例ニ依リ必要ナル事項ヲ記入シタル通話券ヲ差出スヘシ

第九條 呼出通知附通話ノ請求ニ付テハ通話者指定通話ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 國際通話ノ請求アリタルトキハ電話官署ハ請求者ニ對シ對話者トノ連絡設定ノ概定時刻ヲ通知ス概定時刻ヨリ著シキ遅延ノ豫想セラルル場合ニ於テハ更ニ其ノ旨ヲ請求者電話ニ通知ス

第十一條 國際通話ノ請求者ハ豫メ通話中ノ經過シタル時分ニ關シ注意ヲ受ケタキ旨ヲ申出ツルコトヲ得

第十二條 國際通話ノ請求者ハ電話官署ヨリ通話取扱開始ノ通告ヲ受クル迄ハ其ノ請求シタル通話ニ關スル事項ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 國際通話輻輳ノ場合ニ於テハ電話官署ハ多數ノ通話ヲ請求スル者ニ對シ其ノ請求ノ數ヲ制限スルコトアルヘシ

第四章 通話ノ準備及請求ノ取消

第十四條 國際通話ノ請求ニ對シテハ電話官署ハ對手局ヨ

リ左ノ事項ノ通報ヲ受ケ之ヲ請求者電話ニ通知ス

- 一 對話者カ通話ヲ爲スコト
- 二 呼出通知附通話ニ付テハ着信電話官署ニ於テ呼出ノ手續ヲ爲シタルコト
- 三 對話者カ通話ヲ欲セス又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲シ得サルコト

第十五條 着信呼出通知附通話ニ付テハ電話官署ヨリ被呼者ニ其ノ旨ヲ通知ス但シ電話官署ニ於テ通知ヲ爲スコト著シク困難ト認ムルトキ又ハ通知ヲ爲スモ通話ノ目的ヲ達セシムルコトヲ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 國際通話ノ取扱上必要アルトキハ電話官署ハ電話加入者相互間ノ市内通話ヲ中斷スルコトアルヘシ

第十七條 關係電話回線ノ故障其ノ他ノ事由アルトキハ電話官署ハ他ノ電話ニ依リ通話ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十八條 國際通話ノ請求者ハ通話開始ニ至ル迄ハ通話ノ請求ヲ取消スコトヲ得

國際通話ノ請求者電話官署ヨリ第十四條ノ通知ヲ受ケタル後ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ通話ノ請求ハ之ヲ取消シタルモノト看做シ通話取消料ヲ課ス

- 一 通話取扱開始ノ通告又ハ第十四條ノ通知ヲ爲サントスルニ方リ請求者電話ノ無應答其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ取扱フコトヲ得サルトキ
- 二 第十四條第三號ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テ通話ニ關スル事項ノ變更ヲ請求セザルトキ
- 三 通話取扱開始ノ通告ヲ爲シタル場合ニ於テ通話ヲ取扱フコトヲ得サルトキ

第二十條 國際通話ノ請求者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課セス

- 一 第四條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外通話ノ請求又ハ其ノ變更ノ請求ノ時ヨリ二時間ヲ經過シタル後第十四條ノ通知ヲ爲シタルトキ但シ請求者電話ノ應答遅延ニ因リ生スル遅延ヲ除ク
 - 二 請求者及對話者何時ニテモ通話シ得ル旨申出アリタル時ヨリ一時間ヲ經過スルモ通話開始ニ至ラサルトキ
 - 三 第四條第一項但書ノ場合ニ於テ申出ノ時刻ヨリ一時間ヲ經過スルモ通話開始ニ至ラサルトキ
- 設備上ノ都合ニ依リ通信ヲ休止スル場合ニ於テ其ノ休止中ノ時間ハ前項各號ノ經過時間ニハ之ヲ算入セス

第五章 課金通話時間及料金

第二十一條 國際通話ノ課金通話時間ハ電話番号指定通話ニ在リテハ關係電話ヲ接續シ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ、通話者指定通話及呼出通知附通話ニ在リテハ關係通話者ヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ之ヲ起算ス

電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ニ適セスト認ムル

電話三編
参考規定類

時分ハ課金通話時間ニ之ヲ算入セス

第二十二條 國際通話ハ課金通話時間十二分時迄之ヲ繼續スルコトヲ得但シ他ニ通話ノ請求ナキトキハ十二分時後ト雖繼續シテ通話セシムルコトアルヘシ

國際通話輻轉ノ場合ニ於テハ電話官署ハ前項ノ課金通話時間ヲ制限スルコトアルヘシ

第二十三條 國際通話ニ對シテハ其ノ課金通話時間ニ依リ左ノ通話料ヲ課ス

- 一 最初ノ三分時迄別ニ告示スル通話料
- 二 三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ前號ノ通話料ノ三分ノ一前項ノ課金通話時間ハ電話官署ニ之ヲ決定ス

第二十四條 通話取消料ハ別ニ告示スルモノヲ除クノ外最初ノ三分時ニ對スル通話料ノ十分ノ一トス

第二十五條 國際通話ニ關スル料金ニ一錢未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ツ

第二十六條 電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ヲ中止セシメタル場合ニ於テ課金通話時間カ三分時ニ達セザルトキハ該通話ニ對シ課金セス

第二十七條 國際通話ニ關スル料金ノ納付方ハ左ノ區別ニ依ル

- 一 電話加入者ハ毎月分ヲ電話官署ノ通知スル所ニ依リ翌月二十日迄ニ通貨ヲ以テ納付スヘシ
- 二 電話加入者ニ非サル者ハ請求ノ際通話見込時分ノ通話料ニ相當スル金額ヲ通貨ヲ以テ豫納シ置キ通話終了後一、二等郵便局電信局又ハ電話局ニ在リテハ通貨ヲ以テ其ノ他ノ局ニ在リテハ郵便切手ヲ以テ精算納付スヘシ

第二十八條 前條第二號ニ依リ料金ヲ納付シタル者ハ一週毎ニ三錢ヲ納付シ其ノ受取證ヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 電話通話規則第三十條第一項^{第二號乃至第七號ヲ除ク}及第二項ノ規定ハ國際通話ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和九年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

チ、電話火災報知ノ件

火災報知又ハ應急救護電話ニ關スル件

特ニ定ムル地域内ニ於テ出火アリタル場合又ハ交通事故其他ノ非常事故ニ因ル傷患者救護ノ爲救急車ノ出動ヲ求メントスル場合電話ニ依リ之ヲ消防官署（交通事故等ニ因ル傷患者アリタル場合ノ報知ハ應急救護施設ヲ）ニ報知セムトスルトキハ自働交換方式ノ電話機ニ依ル場合ハ別ニ定ムル火災報知用電話番號ヲ用ヒ又手働交換方式ノ電話機ニ依ル場合ハ所屬交換取扱局ヲ呼出シ單ニ「火事」又ハ「救急車」ト告ゲ消防官署ニ接續セラルハ待テ之ト通話スベシ

交換取扱局ニ於テ前項後段ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ便宜ト認ムル消防官署ニ接續通話セシム

第一項ノ地域ハ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

大正十四年十月逡信省告示第千四百四十八號ハ之ヲ廢止ス

リ、電話番號簿廣告掲載規程

第一條 電話番號簿ニ掲載スル廣告ニ付テハ以下各條ノ定ムル所ニ依ル

第二條 廣告ニシテ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルモノ其ノ他電話官署ニ於テ不適當ト認ムルモノハ之ヲ掲載セス

第三條 廣告ハ電話番號簿ノ表紙、普通頁ノ餘白及廣告頁ニ之ヲ掲載ス

第四條 廣告ノ配置及體裁ハ特ニ指定ナキ限り電話官署ニ於テ之ヲ定ム

商標、意匠、圖案等特別ノ版型ヲ要スル廣告ニ付テハ其ノ版型ノ提供ヲ求ムルコトアルヘシ

第五條 廣告申込ノ受付局、受付期間、廣告料其ノ他必要ナル事項ハ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

第六條 廣告ノ申込ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申込書ニ廣告ノ原稿（欄外掲載ノ分ヲ除クノ外廣告ノ面積ヲ明ニスルコト）ヲ添付シ關係電話官署ニ之ヲ差出スヘシ

- 一 申込者ノ住所氏名
- 二 掲載セントスル電話番號簿及掲載箇所

第七條 廣告申込數、掲載箇所其ノ他ノ關係ニ依リ廣告申込ノ全部ヲ承諾スルコト能ハサル場合ニ在リテハ電話官署ハ廣告面積ノ大小及廣告内容ノ掲載箇所ニ對スル適否等ヲ考慮ノ上承諾スヘキモノヲ定ム但シ之カ選定困難ナル場合ハ關係申込者ヨリ見積書ヲ徵シ其ノ見積額（所定廣告料額以上タルコトヲ要ス）ノ高キモノヨリ順次ニ其ノ金額ヲ以テ承諾スヘキモノヲ定ムルコトアルヘシ

第八條 電話官署ニ於テ廣告ノ申込ヲ承諾シ又ハ承諾セザルトキハ廣告申込者ニ其ノ旨ヲ通知ス

第九條 廣告申込者承諾ノ通知ヲ受ケタルトキハ電話官署ノ指示スル所ニ從ヒ廣告料ノ前拂ヲ爲スヘシ

第十條 前條ノ規定ニ依リ廣告料ヲ拂込マサルトキ其ノ他電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ廣告申込ノ承諾ハ之ヲ取消ス

第十一條 廣告料ハ別表ニ定ムル所ニ依ル

第十二條 廣告料ヲ拂込ミタル後ハ其ノ廣告申込ノ取消又ハ變更ヲ爲スコトヲ得ス

但シ電話官署ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 廣告ヲ掲載セザルトキハ廣告料ノ請求ニ依リ還付ス超過拂込ヲ爲シタル廣告料ノ超過額ニ付亦同シ

第十四條 電話官署ハ廣告ノ取扱上生スルコトアルヘキ一切ノ事故ニ對シ其ノ責任セス

第十五條 廣告ノ取扱ニ關シテハ本規程ニ依ルノ外尙關係電話官署ノ指示スル所ニ依ル

附 則

本規程ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

電報料金表(但シ當局ノ分)

	一頁迄	二分ノ一頁迄	四分ノ一頁迄	八分ノ一頁迄
(一) 表紙内面廣告	九百圓	五百五十圓	三百三十圓	二百圓
(二) 表紙外面廣告	三千圓	千八百圓	千圓	六百五十圓
(三) 裏表紙内面廣告	七百五十圓	四百五十圓	二百七十圓	百六十圓
(四) 普通頁餘白及廣告頁廣告	三百五十圓	二百十圓	百二十五圓	七十五圓
(五) 普通頁欄外廣告	上部、側部及下部各一箇所	三十五圓		

七、電報の電話託送に就て

電話機設置場所居住者は何時でも自由に電話で電報の頼信が出来、(發信託送)豫め局に請求書を差出す等の手續は不要です。唯自分宛の電報を電話で送達して貰ひ度いとき(著信託送)は豫め

東京中央電信局に請求書をお差出し下さい。(様式参照)

發信託送

(一) 準備

電話で電報を頼信されるときは豫め電報文案を作り字数を数へて置くなど準備を済ましてから局をお呼出し下さい。

(二) 局の呼出し方

(イ) 自働式電話では「丸の内239800番」(歐文電報は同9900番)をダイヤルし

但し大森、中野、荏原各分局の電話では當分の内
夫々「大森(06)7302 7304番」「中野(38)4243番」
「荏原(08)2279 2679番」を呼出して下さい。

(ロ) 手働式電話では交換手に「電報」又は「歐文電報(外國和文電報の場合を含む)」と告げる

と東京中央電信局の託送電報の係に接続せられます。

(三) 電報の送り方

(イ) 局の係員が出ましたなら自分の電話番号、電話機設置場所及び氏名を告げて下さい。

(ロ) 次に係員が「ドウゾ」と申しますから左の順序で電報を電話して下さい。

1. 電報の種類 (官報、私報の區別など)
2. 字数
3. 名宛
4. 指定事項 (至急、返信料前納などの特殊取扱)
5. 本文
6. 受信人の居所氏名 (受信人に知らせる必要のあるとき)
7. 其の他注意を要する事項

(ハ) 名宛や本文は間違ひを防ぐ爲所定の「通話表」で一字一字通話して下さい。(別掲通話表参照)

(ニ) 終りましたら係員から色々お尋ねする場合がありますから「宜しう御座います」と申します迄電話を切らずにお待ち下さい。

(四) 料金

(イ) 發信託送電報には一般電報料の外「一通に付三錢宛」の託送料を要します。

(ロ) 料金は一月分をまとめて翌月十日迄にお知らせしますから二十日迄に必ずお拂込み下さい。加入名義變更、除名などのときは直に納付を要します。

(ハ) 午後八時以後は時間外「ララ」の指定と一通三十錢の時間外料を要します。但し至急電報、無線電報及び外國官報には不要です。尙朝鮮宛の電報は「時間外」の取扱を致しません。

著信託送

(一) 著信託送を請求せられた方へ宛てた電報が來著しますと局から直に電話で送達します。料金は一切要りません。

(二) 係員は電話番号や氏名をお尋ねしてから左の順序で電報を電話します。

1. 電報の種類 (官報、私報の區別など)
2. 字数
3. 發信局名
4. 發信番號
5. 受付時刻
6. 名宛
7. 指定事項 (至急、返信料前納等と通話し次に其の略號を申します)

8. 本文

9. 其の他注意を要する事項

(三) 前號の各事項は適宜の用紙にお書取りの上之を檢査して、字数の相違其の他不齊の點は直に係員にお尋ね下さい。

(四) 名宛以下は「通話表」で通話しますから、託送係のお方は「通話表」に熟練し置かれる様お願ひ致します。

(五) 電話で送達した電報の送達紙が御入用のときはお申出下さい。

(六) 返信料前納證書があるときは證書番號、金額などをお知らせしますからそれをお用ひのときは其の旨係員にお告げ下さい。

電話託送請求書様式

電話託送請求書

- 一、電話番号 何局何番
- 二、電話機設置場所 何區何町何丁目何番地
- 三、受信人氏名 何某
登記略號何(登記略號があるとき)
- 四、開始年月日 何年何月何日
右託送相成度電報規則第一百五十一條ニ依り請求候也
昭和年月日 居所氏名印
東京中央電信局 御中
又は 何郵便局

通 話 表

號記	字 數		文										
長 音	六 數字ノ ロク	一 數字ノ ヒト	ン オ 終 ヒ ノ ン	ワ 廠 ノ ワ	ラ ラ チ オ ノ ラ	ヤ 大 和 ノ ヤ	マ 燐 寸 ノ マ	ハ 葉 書 ノ ハ	ナ 名 古 屋 ノ ナ	夕 煙 草 ノ タ	サ 櫻 ノ サ	カ 爲 替 ノ カ	ア 朝 日 ノ ア
、 區 切 點	七 數字ノ ナナ	二 數字ノ ニ	ハ 濁 點	巾 井 戸 ノ キ	リ 林 檜 ノ リ		ミ 蜜 柑 ノ ミ	ヒ 飛 行 機 ノ ヒ	ニ 日 本 ノ ニ	チ 千 鳥 ノ チ	シ 新 聞 ノ シ	キ 切 手 ノ キ	イ イ ロ ハ ノ イ
┌ 段 落	八 數字ノ ハチ	三 數字ノ サン	。 半 濁 點		ル 留 守 居 ノ ル	ユ 弓 矢 ノ ユ	ム 無 線 ノ ム	フ 富 士 山 ノ フ	又 沼 津 ノ 又	ツ 鶴 龜 ノ ツ	ス 雀 ノ ス	ク 車 ノ ク	ウ 上 野 ノ ウ
(下 向 括 弧	九 數字ノ キウ	四 數字ノ ヨン		エ 釣 ノ アル エ	レ 蓮 華 ノ レ		メ 明 治 ノ メ	へ 平 和 ノ へ	ネ 鼠 ノ ネ	テ 手 紙 ノ テ	セ 世 界 ノ セ	ケ 景 色 ノ ケ	エ 英 語 ノ エ
) 上 向 括 弧	〇 數字ノ マル	五 數字ノ ゴ		ヲ 尾 張 ノ ヲ	ロ ロ ー マ ノ ロ	ヨ 吉 野 ノ ヨ	モ 紅 葉 ノ モ	ホ 保 險 ノ ホ	ノ 野 原 ノ ノ	ト 富 山 ノ ト	ソ 算 盤 ノ ソ	コ 子 供 ノ コ	オ オ ノ オ

一、文字ヲ送ルニハ例ヘバ「ア」ヲ「朝日ノア」ト通話スルガ如シ但シ濁點又ハ半濁點アルモノハ例ヘバ「バ」又「ハ」ヲ「葉書ノハ」ト通話スルガ如シ

二、數字ヲ送ルニハ例ヘバ「一」ヲ「數字ノヒト」ト通話スルガ如シ

三、記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ稱ヲ以テスルモノトス

昭和十四年六月十日印刷
昭和十四年六月十五日發行

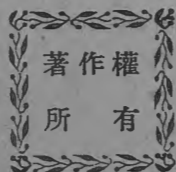
(定價金壹圓貳拾八錢)

東京市麴町區大手町二丁目

東京中央電話局

東京市深川區牡丹町一丁目七番地

印刷所 今井印刷所
印刷人 今井彦太郎



逓信局全級公認
東京電話工務所

芝區田村町五丁目二十五
電話芝(43)二三九七番

營業科目

私設自動交換機
私設交換機
增設電話機
コード延長
各種通信裝置
出願手續
電氣工事請負

電話工務所
逓信局公認
小暮機
東京電話橋區越前堀三丁目一十一番地
電話橋(56)三八七番




各種電話機械
ケトル工事
コード延長
増設電話
私設電話
交換機製作



東京市京橋區銀座座西七丁目二番地

逓信省公認 **森田電話工業所**
電話銀座(57)四四七番

逓信局公認
富士通信機製造會社販賣代理店
株式會社 **富士商會電話部**
東京區京橋三ノ一(第一相互館)
電話京橋(六七・六八四・八六四)



シーメンス式
自動式電話交換機並電話機
共電式電話交換機並電話機
室內簡易直通型電話機
各種電話機及ビ信號裝置
申請及工事一式

卓上電話 交換臺
取付 設備



逓信局公認
八千代電業社
電話下谷(83)二〇一〇番
下谷區竹町十二ノ十六

逓信局公認
株式會社 **中楯電氣商會**
東京市下谷區東黑門町一
電話下谷 0761番
5539番
電話交換機
私設電話機
增設電話機
コード延長
出願工事其他
電氣工事請負
機械器具販賣

私設
増設
交換機ノ設備ト維持
深川區新大橋三丁目十三番地三
逓信局公認 **大和商會**
電話本所(73)三一三八番
振替東京三六四一五番
卓上電話機長尺コード取付
出張所 芝區二本榎西町二
電話高輪 五四八四番



會員大募集

事變下節約時代!! 新刊雑誌の經濟的讀書機關 御入會は大博讀書會へ!!

會 讀 博 誌 雜

一九一〇年下町一區赤達牛

電話牛込三三九番(34)
夜間八三三九番
五九四一番

御指定新刊雑誌を會員の御宅に配達して閱覽に供します。冊數は一ヶ月に十冊以内として四日毎に一冊宛交換に御伺ひ致し、但し冊數を減じて交換日を七日目に延ばす事が出来ます。◆大東京市内全部に亘り配本す

會費 壹圓貳拾錢
但一、三、六、九、十二月は拾錢増
◆毎月十日より十六日迄に集金す
◆月の中途入會は日割にて計算す

御入會は左の雑誌目錄中より十冊撰定の上電話又は、はがきにて御申込次第配本致します。

中央公論	日本評論	工業雜誌	眞宗の世界	少年俱樂部	三年の英語	富
經濟知識	3 モンロー	電氣の友	アトリエ	少年俱樂部	上級英語	オール讀物
經濟叢書	科學畫報	無線と實驗	短歌研究	少年俱樂部	英語研究	日の出
國民經濟	科學畫報	ラヂオの本	世界知識	少年俱樂部	通俗醫學	實話雜誌
2 實業の本	日ラヂオの本	農業世界	朝日カメラ	少年俱樂部	婦人畫報	大ダン日本
國家學	實業の界	史學雜誌	アラ、ギ	少年俱樂部	婦人公論	オール松竹
社會政策	廣店界	倫理學界	文藝新潮	少年俱樂部	料理の友	映畫朝日
法學評論	3 ミエコ	倫理學界	文藝春秋	少年俱樂部	講談俱樂部	キネマ
法學新報	科學知識	哲學研究	文藝春秋	少年俱樂部	映畫の友	キネマ
法學協誌	建築住宅	哲學研究	文藝春秋	少年俱樂部	映畫の友	キネマ
雜誌會	建築住宅	哲學研究	文藝春秋	少年俱樂部	映畫の友	キネマ
雜誌會	建築住宅	哲學研究	文藝春秋	少年俱樂部	映畫の友	キネマ

一と月遅れ 雜誌の約半額分讓 目錄定價表は郵券三錢封入請求次第進呈

●運送の御用は勉強する 當店へ ●山手隨一!!

◎大型貨物自動車、高級新車を多數常備し遠近に不拘御電話次第即刻參上間に合せます

◎婚禮荷物、引越荷物、一般荷物の配速達地方行荷造等、料金は低廉に引受けます

◎會社、工場、商店等、常得意様は特に低廉に時間極め、一日極め、月極め等御便宜に取計ひます。一度御問合下さい。

博 中野運送部

電話牛込(34) 夜間は五九四一番

新築高級アパート 最新設備各室床、水、瓦、付全部二間續き、六三三及八、四等あり、日常良、交通至便、料金低廉 電話にて問合はせの上御出で下さい 電話牛込(34) 水道町十八 竹葉莊 六三三九番

認 公 省 信 遞
東京電話營業組合員

合名會社 濱電話店 東陽町66-0038 東陽町66-0068	櫻井合名會社 城東68-0560	笠井正富 京橋56-6397
小寺朔次郎 銀座57-4890 銀座57-0489	岩波勝歳 荏原08-2030 荏原08-2040	市川二郎 芝43-1065
薄井秀 淺草84-4840	内海俊哉 東陽町66-0009 東陽町66-0018	金井憲五 淺草84-0300 淺草84-0400
村瀬豊吉 根岸87-0805	株式會社 赤木屋 味橋24-0022 味橋24-0023	勝巳五島秀太郎 下谷83-2200 下谷83-3300
遠藤宮之助 赤坂48-3131 赤坂48-3132	須江千六 下谷83-0800 下谷83-0801	柳川博正 淺草84-6660 淺草84-8392
株式會社 鈴木本店 銀座57-0100 銀座57-0101	村上純人 味橋24-0034 味橋24-0345	長谷川嘉吉 大森06-7462
森清一郎 中野38-4524	浦口岩内 荏原08-3666	三上正平 淺草84-8346 淺草84-0494
大月利三 澁谷46-1016 澁谷46-2467	合資會社 柿本續商店 荏原08-6007	合名會社 井上兩替店 下谷83-0036 下谷83-0037
長谷川春彦 松澤2852	合資會社 遠藤電話店 大森06-7916 大森06-4558	森川竹松 京橋56-0670
合資會社 稻吉商店 四谷35-3358	川部時彌 四谷35-7293	高須一郎 根岸87-3307 根岸87-0559
森政美 味橋24-0558	渡邊榮次郎 大森06-7753	合資會社 三和電話店 荏原08-5819
有限 出窪文治郎 味橋24-0122	石渡三五郎 蒲田4037	齋藤清次郎 京橋56-0737
森益淳 赤坂48-0061	合名會社 根岸商店 下谷83-0458	矢崎久史 大塚86-0310
長橋悦雄 小石川85-0038 小石川85-6001	株式會社 大黒屋 味橋24-0277 味橋24-0400	松木金太郎 駒込82-0689
河野治郎 東陽町66-3539	森澤謙三 味橋24-0055 味橋24-3656	株式會社 木檜商店 神田25-0015 神田25-0016
村松憲治郎 下谷83-0322	水谷芳藏 三田45-0054	笹間兵三郎 根岸87-0897
石川龜次 中野38-4570	山村良之助 浪花67-0078	古山よね 根岸87-0791
鋤柄一兒 京橋56-9790	神澤彌太郎 荏原08-3062	中村壽 淺草84-0066 淺草84-1113
榊原重次郎 芝43-0066	勝木義彰 四谷35-2122	岡田喜三郎 四谷35-8295
合資會社 石田電話店 東陽町66-1008	山本忠治 九段33-0097	カメヤ合資會社 銀座57-2481
合資會社 中野電話店 蒲田4964	山田稻吉 赤坂48-3370 赤坂48-3566	菊岡喜代松 下谷83-0277
かみや 田口寛助 大森06-5400	天野龍齋 神田25-0501 神田25-0502	有限 石垣安永 青山36-0113
尾澤定吉 芝43-2388	小野松雄 大崎49-2483	三浦米吉 駒込82-2228
佐藤こる 墨田74-5758	伊藤祐太郎 味橋24-0754	大久保喜三郎 四谷35-1354
功刀義雄 荏原08-4500 荏原08-4600	橋本三次 神田25-3004	吉崎廣一 四谷35-3646
松田宗七 銀座57-0465 銀座57-5382	新田敏雄 本所73-8016	高野幸助 駒込82-2205 駒込82-2905
合資會社 中村商店 四谷35-4600 四谷35-4700	小川新一郎 荏原08-6339	杉田三四郎 小石川85-1008
菅野吉次郎 青山36-0068	小口憲一 小石川85-0140 小石川85-0150	小畑賢一 根岸87-3496
小池功 三田45-0501 三田45-0502	多畑常次郎 浪花67-1273	加茂滿治 蒲田3315
寺下四平 淺草84-0111 淺草84-0112	岩井寛七 大森06-2753	合資會社 惠美壽屋兩替店 淺草84-7767
株式會社 泉電話店 下谷83-0510 下谷83-0511	小島茂利 味橋24-1990 味橋24-1991	米崎茂 本所73-7110
室賀龍太郎 大塚86-6178 大塚86-6179	淺井富美代 神田25-0346 神田25-1500	吉田義郎 四谷35-7544 四谷35-7999
大川邦雄 京橋56-9097	杉之下與一 本所73-0203	菊池英治 大崎49-2480
林千春 下谷83-2097	合資會社 竹内電話店 味橋24-0091 味橋24-0092	谷口亮三 松澤2574
松浦重二郎 下谷83-1721	青柳安太郎 牛込34-0008 牛込34-0009	井上健夫 京橋56-8175
中田桑四郎 牛込34-0088	島津義夫 銀座57-0313	野中政一 世田谷3236
鈴木勝 東陽町66-0010 東陽町66-0011	大久保一彦 京橋56-0001 京橋56-0150	横山清太 足立3653
會田準一 九段33-0333	森義彰 澁谷46-3411 澁谷46-3412	大和屋 宮内博 三田45-2030 三田45-2040
古山一郎 九段33-2477	福島好四郎 東陽町66-0024	順位ハ抽籤ニヨル
堺井房子 味橋24-0032 味橋24-0033	株式會社 熊谷電話店 浪花67-0088 浪花67-1380	五月現在